

都市政策

季 刊 第 42 号 '86. 1

特集 公営余暇施設の経営

- 自治体と公営余暇施設 高寄昇三
神戸市における余暇施設・余暇空間の
整備と配置構成 安田丑作
ゴルフ場の運営 松田義正
神戸ワインと農業公園 神戸市園芸振興基金協会・神戸ワイン
ホテルの経営 田村篤雄
グリーンピア三木一施設の全貌と運営の状況 藤田一之

-
- 地域づくりの動向と将来 亀地宏
西川町における地域活性化の戦略 横山万蔵
スキーフィールドの経営と村づくり 森敏雄
地方自治思想の系譜Ⅶ 神戸市地方自治研究会
-
- 神戸観光の経済効果 神戸市

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第41号 主要目次 特集 都市と産業振興

1985年10月5日発行

60年代大都市産業構造の展望	新庄 浩二
企業家活動の活性化	加護野 忠男
神戸のファッション産業	緒方 学
神戸市の中小企業施策と今後の展望	柚木 資弘
神戸市の企業誘致	辻井 剛
真珠業界と神戸	田崎 俊作
システムハウスの経営戦略	吉岡 昭一郎
<hr/>	
民間委託への政策評価	高寄 昇三
<hr/>	
神戸市ベンチャービジネス研究会報告書	神戸市
高年者の雇用と生活設計（調査報告）	財団法人神戸勤労福祉振興財団

次号予告 第43号 特集 マスタープランへの視点 1986年4月発行予定

21世紀の神戸をめざして	宮崎 辰雄
次代への都市空間整備の課題	嶋田 勝次
市民主体都市とは何か	伊賀 隆
地域環境計画のあり方	盛岡 通
今後の市民福祉のあり方	今井 鎮雄
21世紀の市民文化都市をめざして	端 信行
都市活力の創造	小森 星児
<hr/>	
地方自治思想の系譜	神戸市地方自治研究会

はしがき

人生80年時代といわれる今日、市民にとって余暇をいかに有意義に過すかが、人生を実り多いものにするための重要なポイントである。スポーツで汗を流すもよし、音楽や美術など文化の香りにひたるのもよし、あるいは野外活動で自然に触れたり、生涯教育といわれるよう自らのテーマを見出してライフワークとすることも考えられよう。勿論、個人がそれぞれに余暇の活用の仕方を考えればよい訳だが、市民生活の安定を預かる自治体にとっても、市民生活をより豊かなものとするために、こうした余暇を活用するための施設を整備し提供することが、重要な役割に数えられるようになってきている。

ひと口に余暇施設といっても、図書館、美術館、博物館など文化・教養的色彩のもの、体育館、テニスコート、野球場などスポーツ目的のもの、あるいは遊園地などアミューズメントの要素の強いものなど様々である。

自治体がこうした施設を設置・運営し、目的とする効果を上げるために、いくつかの点に留意していく必要があろう。第1に、厳しい財政事情のもとで市民のニーズを満たすサービスを提供していくためには、効率的運営をめざさなければならない。よくいわれる公営の不効率を回避するためには、施設運営に当って民間活力を積極的に活用し、PR活動やイベントの企画など稼動率の向上に取り組むことである。公共性を担保しつつ民間の力を導入し、経営的センスを発揮していくためには外郭団体による運営がひとつの有力な方法となる。

第2に、施設の設置に当って、単一目的のみでなく、その施設のもつ複合的な機能に着目し、適切な組み合せによって複合的効果の発揮をねらっていくことである。例えば、神戸市の海づり公園における転業漁業者の雇用確保と市民のレクリエーションの組合せ、農業公園におけるワインの生産による近郊農業振興と宿泊・体験型観光の組合せ、などである。

第3に、観光要素としての見直しもこれから新しい課題となってくるのではないかだろうか。その施設が他に例のないユニークなものであれば、それは単に市民の余暇活動に利用されるばかりでなく、都市の魅力向上につながり、他地域からも多数の人が訪れて、都市の活性化が図られよう。

さらに、地域全体を見渡しつつ、これら施設の配置においても無駄のない効率的配置を心掛けていかなければならぬ。

このような点に留意しつつ余暇施設の設置・運営に当って、公共の不効率が指摘されることのないよう、様々に創意工夫が求められるところである。

■ 特 集

公営余暇施設の経営

自治体と公営余暇施設	高 寄 昇 三	3
神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成	安 田 丑 作	14
公営ゴルフ場の運営	松 田 義 正	23
神戸ワインと農業公園	(財)神戸市園芸振興基金協会・㈱神戸ワイン	36
ホテルの経営	田 村 篤 雄	54
グリーンピア三木一施設の全貌と運営の状況	藤 田 一 之	68
(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞	編 集 部	82

■ 特別論文

地域づくりの動向と将来	亀 地 宏	85
西川町における地域活性化の戦略	横 山 万 藏	96
スキー場の経営と村づくり	森 敏 雄	107
地方自治思想の系譜Ⅶ	神戸市地方自治研究会	114

■ 潮 流

中間施設(133)	川崎市役所分限免職事件(135)	規制緩和(136)
貿易摩擦と市場開放行動計画(138)	テレトピア構想(140)	

■ ル ポ

世屋高原家族旅行村	編 集 部	143
-----------	-------	-----

■ 行政資料

神戸観光の経済効果—神戸観光白書—	神 戸 市 経 済 局	152
-------------------	-------------	-----

■ 新刊紹介

		163
--	--	-----

自治体と公営余暇施設

高 寄 昇 三

(甲南大学教授)

1 余暇施設のニーズ

地方自治体の行政責任は、極論すれば、法律で定められ、しかも、補助金・交付税などの対象となっている委任事務を分担していれば十分である。

もっともこれらの委任事務を厳しい財政環境の下で、ナショナル・ミニマムとして保持していくことは並みの努力ではむずかしい。しかし、今日の地方自治体はこのようなミニマム的行政以上の行政サービスが求められるようになつた。

戦前からある交通事業、病院事業といった公営企業サービス、さらに、動物園、水族館、博物館などの社会教育施設がこれらの行政に該当するであろう。これらの行政サービスに共通することは有料制にもとづく、選択的固有サービスであるという点である。

ところが近年このようなサービス以外にいわゆる余暇施設の建設が各自治体にあって盛んであり、「箱物行政」という専門語すら生みだすようになった。このような文化・体育を中心とする余暇施設を生みだした背景は何んであるか、それらを考えることによって初めてその運営方針を定めることができる。

第1に、行政のサービス化であり、積極性である。かつては救貧・救助に象徴されるようにナショナル・ミニマムの維持が精一杯であった。しかし、今日、生き甲斐対策にみられるように、生活をより潤いのあるものにしていくこうとするハイレベルな行政を分担するようになった。

教育にあっても学校教育が主流であり、社会教育の比重は低かったが、生涯

教育の名の下に次第に、その行政サービス量の拡大を図りつつある。スポーツセンター、文化会館さらには各種文化・スポーツ教室の開催であり、民間のスポーツ・クラブ、カルチャーセンターと内容的にはほとんど異なるところはない。

したがってこれらの文化・スポーツ行政はその実態にあって余暇行政であり、限りなくレジャー産業化へと接近していく志向性を秘めている。しかもこれらの余暇行政はこれから生涯的な労働時間の減少を考えるとますます住民ニーズとして肥大化してくることは不可避ともいえる。そしてこのような住民ニーズに対応していくことは学校教育より以上の重要性を次第に帯びつつあり、自治体としては一般会計ベースの枠にとらわれることなく、多彩なニーズへの対応が期待されるようになった。

第2に、生活水準の向上である。かつての老人・主婦層は自由時間が仮りにあったこととしても、家庭内で消化し、地域社会という場に進出することはなかった。

しかしそう豊かな生活をエンジョイしようとするとき、家庭の外にてて文化講座とかスポーツ大会への参加を求めるようになる。ところがこのような自由時間の活用にあって、主婦・老人層は活動範囲、時間、費用負担能力などから、どうしても準公共的サービスに依存せざるをえない。

すなわち後にふれる中間的サービスの要求である、たとえば公共メカニズムにもとづく学校スポーツ、市場メカニズムにもとづくスポーツ・クラブでは充足できない生活ニーズを、準公共・市場メカニズムにもとづいて行政が提供していく社会的状況が成熟してきたのである。それらがコミュニティ行政とか文化行政などの名称の下に、40年代、後半から次第に自治体内部にあって急成長を遂げ、1つの行政課題としていわば“市民権”を固めるまでにいたった。

自治体としては“潤いのある生活”という行政サービスを如何に提供していくかまで、行政範囲に入ってきたと認めざるをえない社会的環境となってきたのである。

第3に、行政自身の自己膨張意欲を見落してはならない。地域開発にあって

自治体と公営余暇施設

は海面埋立、宅地造成、駅前再開発ビルなど活発な進出がみられたが、40年代後半からこれら文化・スポーツの分野にあっても、自治体の意欲的施策の展開がみられるようになった。

各都市における豪華過ぎるスポーツセンターとか文化ホールなどの建設が相次いで、中央省庁、ことに大蔵省のひんしゅくを買ったが、経済大国の都市として、この程度の文化施設をもたない方が恥であるとの自治体側の見識もある。

それ以上に中央、地方を問わず、行政庁はそこに住民・地域ニーズが存在するとき、それらニーズの充足を財源・組織・人員の拡大の材料として膨張を図ろうとするのは、組織本能ともいいうる。

余暇行政ニーズの高まりは行政側にあっても組織拡大の1つの絶好の契機であることを見逃すはずはない。ただ、このような余暇行政はナショナルミニマム的な福祉・教育行政と異なるので、地方自治体について検討すれば十分な財源措置がとられるわけではない。いわば“行政の知恵”を働かして、自らの才覚で施設・サービス行政を展開していくことになるが、それだけ委任行政の如き基準がないだけに行政手腕の相違が目立つ分野でもある。

しかし行政庁といえども1つの経営体としてみると、民間企業と同じように組織拡大をつうじて、余剰人員の放出、管理職ポストの確保、資本ストックの充実、行政内容の多様化を図ることなどを狙うことはまた自然の行動原理といえる。それが今日、各地域でみられる外郭団体による余暇施設の建設・運営といわれる現象である。

第4に、これら余暇施設を単に市民生活を潤いあるものとするためでなく、文化産業として地域振興の一環としていこうとする戦略が次第に普及するようになった。

その典型がコンベンションであるが、博物館、美術館も観光とドッキングすることによって、その入場者数の飛躍的な伸びが期待される。スポーツ・文化センターも当然、各種イベントの開催場としてフルに利用していくことが行政の新しい目標となりつつある。

なぜならほとんどの自治体がその人口の規模からみて大き過ぎる施設を建設

しており市民の利用のみでは十分にその施設を常時利用することは過大な要求であり、各種コンベンションを開催することは、施設の利用率の向上、また、市民の文化・スポーツニーズの充足、さらには地域経済への消費誘導などからみて複合的効果が見込まれるからである。

このような効果は、文化・スポーツ施設に限らず、博物館・美術館も同じであり、コンベンションの参加者、さらには観光客のこれら施設への入場は、その立地条件からみて市民の入場者をはるかにオーバーすることになる。倉敷市の大原美術館や松山市の道後温泉の入口にある子規記念館などはその典型的な例であろう。

要するに今や、文化施設も立派な地域振興の戦略価値をもつようになった。これまで京都・奈良の文化財、天の橋立、松島などの天然資源に限られていたかのようであったが、今や、創られた観光資源として東京「ディズニーランド」、名古屋「明治村」などがあり、「宝塚遊園地・阪神パークよりも、より文化化があり、娯楽性のある大規模施設が出現してきた。

そして神戸の北野異人館などのように、かつては文化財としてのみの価値しか見出しえなかつたが、今や、観光資源として一躍、脚光を浴び、年々、150万人以上の観光客を集めるようになった。

純粋な文化財のみでなく、このような傾向は余暇施設、スポーツ施設についても、市外からの消費人口は少なくない。それは神戸市の農業公園、海釣り公園などにみられ、今や、余暇施設は、市民の生活を潤いのあるものにするための施設であるとともに、地域振興のかけがえのない方策の一つとして評価されるようになった。

2 公営余暇施設への評価

余暇施設の市民ニーズは根強い。ことにスポーツ施設の如き土・日に集中するニーズに対応していくには、施設の絶対的不足は当分は続くと予測される。

しかし、地方自治体が余暇施設に巨額の費用を投入し、その首長の行政実績を誇示するが如きモニュメント行政であるとしての非難がある。また、地方自

自治体と公営余暇施設

治体は福祉、教育、上下水道、道路などの本来の行政に全精力を注ぐべきでいたずらに余暇行政などに力を傾注すべきでなく、一部市民層への迎合的行政であるとの批判もある。

ましてこれら余暇施設を企業的に経営し、きわめて高い料金制の下に経営することは、如何に地方自治体の行政活動の範囲内にあるとはいえ、外郭団体を使うことによってワンクッションをおいた巧妙な大衆課税の方策であり、本来の地方自治体の行財政運営からみると、それは公共の範囲を逸脱し、企業化に傾斜し過ぎた邪道な方策であるとの見解もある。

しかし地方自治体の行政を委任事務とか一般会計的事務に限定して考えることは必ずしも住民ニーズを充足さず最適の政策選択とはいえない。最近でも赤字覚悟で少なからずの自治体が病院・交通事業を経営開始している。

これら病院・交通事業と同じとはいえないにしても、余暇行政への進出も一概に批判されるべきではない。その理由は余暇施設を求める住民ニーズが存在するし、また、行政の内容も次第に変化しつつあるからである。

第1に、中間サービスの要求である。たとえばスポーツに典型にみられるように、従来の主流は学敎教育の一環としてのスポーツであり、また、そのための対抗試合であった。そしてこれらのスポーツニーズのため、市内の主要なスポーツ施設は占拠されて、また、教育上の必要性から施設利用の優先権を当然に与えられてきた。

しかし、今日、老人・主婦さらには小中学生も含めて、一般的な健康増進さらには親睦のためのスポーツニーズが増大した。そしてこれらスポーツニーズを充足するためにはこれまでの学校教育の延長としてのスポーツとは違った対応を迫られることになった。

大都市のようにスポーツ空間の絶対的不足の地域にあっては、学校開放などの苦肉の策が導入されるようになったのもそのためである。

しかし一般的なスポーツ施設の提供となると、その費用は公共と民間の中間的な水準の有料制、経営は外郭団体、そして施設サービスもある程度の参加のメカニズム、いいかえれば自前での準備、後始末などが求められる。

このような中間的料金によって体育施設を提供することは、全く提供しないよりもはるかによき行政として評価されるであろう。しかし、それぞれの自治体財政力からみて投下資金回収、管理運営費の収益化などが求められる。なぜなら、もし収益にあって大幅な赤字が発生するとき、第2、第3の施設建設を断念せざるをえないからである。そのような事態は福祉施設などでも同じであるが、たまたま利用した者のみが低廉なサービスを不当に享受するという社会的不公平が発生するからである。

したがって余暇施設といつても、ゴルフ場・温水プール・テニスコート・体育館などによってそれぞれ収益性が異なるので、経営原則は、ゴルフ場はフルコスト、体育館などは運営費のみといった的確な收支ラインをそれぞれ設定した上での経営ということになるであろう。

第2に、余暇施設はそれなりに行政効果、いいかえれば住民ニーズ、地域振興に貢献しているからである。

余暇施設を単に市民の自由時間の充足という一般的なニーズで判断することは、その効果を見誤ることになる。たとえばスポーツ施設は健康増進に寄与することは当然として、たとえば神戸市の農業公園（ワイン城）をみると、専業農家のぶどう栽培の販売ルートを確保し、その経営の安定化に寄与したのみでなく、従来から大きな問題となっていた畜産（豚・牛）の糞尿の処理地として、ぶどう農園は肥料として利用することによって、一石二鳥的効果をもたらした。

さらに農業公園は今や、北野異人館と並んで神戸を代表する有名な観光施設となってしまった。年間 163万人の人が訪れるところからみて、副収入の少ない農村地域にあって魅力ある収入源、雇用先となりつつある。

六甲山系にある森林植物園にしても六甲山牧場にしても、前者は博物館的施設であり、後者は畜産近代化の実験場的施設であり、それぞれ特定の行政目的をもって設立された。しかし、純粋な文化遺跡はともかく、六甲山系という国立公園の立地をいかし、可能な限り収入を上げる施設として運営し、また、施設の設備・内容も充実していくという方針の方が、市民は有料という費用を負担させられるが、内容的には立派なものを利用できるのでそれほど損とはいえ

ない。

第3に、余暇施設といえども経営体制さえ選択を誤まらなければ、赤字はそれほど大きくないし、収益金の捻出する不可能でない。

余暇施設の場合、社会教育施設の博物館、美術館などと異なり、大きな財政負担とはならない。経営方針からいえば余暇施設である以上、当初から施設の減価償却も含めて、収支の見込みがなければ建設すべきでないからで、この点、社会教育施設と同じような甘い収支予測とか経営ラインを設定するのは、将来に禍根を残すことになる。

たとえば神戸市の「海釣り公園」は、水族館などと違い、建設当初から余暇施設として計画され、今日まで運営されてきた。したがって料金も1人大人1200円(4時間)子供700円(4時間)と相当に高いが、それでも年間入場者は19.5万人と多く、当初予想をこえて事業収支はよく、第1次工事費7億円、第2次増設工事4.3億円、第3次3億円と行われ、減価償却も順調に進行している。

一般施設のなかに入れてしまうと、余暇施設の運営も、経営収支というインセンティブが作用しにくいため、どうしても利用者の誘致とか高度利用につき職員自身が努力を惜しむ憾みがある。

外郭団体の独立施設であるならば、スポーツ教室の開催とかウィークデーの利用団体への働きかけとか施設の有効利用につき知恵を絞らざるをえない。また、そのような努力によって施設に付帯する事業も経営安定化に近づくことができる。

多くの体育施設の場合、経営は外郭団体の独立採算制とはいえ、施設の建設費は一般財源で負担し、経営委託というケースが多い、そのことは貴重な一般財源でつくられた施設である以上、フルに活用することが、何よりも重要な市民への公共的還元といえ、そのため外郭団体に経営を分担させ、利用率の向上を図ることはきわめて重要なことである。

3 余暇施設の経営原則

余暇施設の経営は、民間企業と同じように減価償却も見込んで、運営してい

かなければならぬ。もっとも公営余暇施設であるので、その施設のもつ公共性によってある程度の財源補填、財政援助は配慮されるが、基本的には文字どおり独立採算制で経営していくべきである。

そのため余暇施設の運営に当っての経営原則としては、次のような点が考えられる。

第1に、外郭団体方式の採用である。余暇施設は観光・スポーツ・文化のいずれも、サービス産業である。したがって本来、権力・管理行政を分担するための年功序列式賃金体系をもった直営方式では、絶対に収支は不可能である。

それは人件費コストが割高であるということとともに、利用者のニーズに即応した勤務態勢がとれないという適格性の問題がある。したがってそれぞれの責任、能力、業務に応じた賃金体系や、また老人、主婦、学生アルバイトなどを採用し、弾力的な人事・労務体制をとれるようでなければならない。その典型は夏季プールの監視員などにみられる。

第2に、収入確保のための多目的な業務活動である。たとえば食堂・喫茶部門、自動販売器のリース代、駐車場収入、エリア内売店など、ゴルフ場・ワイン城・タワーサイドホテル・海釣公園・離宮公園などの余暇施設は民間施設と同じように何んらかの副収入をもって、本来の事業収入のカサ上げを図っている。

本来の教育施設にあっては、このような付帯事業は可能な限り抑制することがのぞまれるが、余暇施設にあってはこのような付帯事業収入は無視できない収入で、また、そのために施設の利用客もふえ、利便もよくなるといえる。この点、典型的な社会教育施設といわれる水族館、動物園などにあっても、遊戯の存在によって却って入場者は利用し、半ば遊園地化することは、純粋の研究施設でない以上、やむをえないのではなかろうか。

第3に、料金問題を中心とする独立採算制の保持である。公営とはいえ余暇施設の場合、ゴルフ場・海釣公園・神戸大プールなどかなりの高料金である。それは繰返し強調するよりもし赤字財政が当初から予測されるならば建設しない方がベターな選択であるからである。

そして独立採算制であるという原則が、利用者の誘致、副収入の確保、賃金ベースの決定などにガイドラインとなり、決定の基本原則となるからである。

すなわち一般会計からみると、完全な事業部制を採用し、その収支を明確にすることによって、事業体としてケジメを付けようとする事である。もしこの原則を崩すときは、公共的施設の管理という名分の下に、却って放慢運営に流れ、結果として一般会計に大きな負担をもたらすことになる。したがって経営の基本原則を建設当初から明確にしていなければならない。

地方自治体の施設経営の欠陥は、建設は建設部門で、経営は他の部門、または外郭団体でというように建設と経営が分断されてしまっているため、さて経営を引受けたみると、光熱費などのコストがかかり過ぎるとか、使い勝手が悪いとか、さまざまの欠陥が露呈するケースが少なくない。したがって経営担当部門が建設当初から関与し、経営を前提として設計、建設されるべきである。

4 余暇施設の経営戦略

公営余暇施設の経営は、一度、住民のニーズから遊離するとき、経営破綻をきたさないとも限らない。神戸市の多くの余暇施設がそれなりの収益を上げ、かつまた、経営を軌道にのせてきたのは、市場メカニズムにのみ乗っかかるという面のみでなく、そのなかに公共メカニズム、いいかえれば自治体の信用力、資産・人材・イメージなどを外郭団体として利用できたこと、また、公共デベロッパーとして余暇施設のみでなく、複合効果としてプール計算が複合企業体として可能であったからといえる。具体的には次のような点が考えられる。

第1に、公的ストックの活用である。その典型事例は舞子ゴルフ場にみられる。ことにスポーツ施設にあっては不動産ごとに用地費の占めるウェイトは高く、時価購入によって収支を図っていくことは不可能に近い。

舞子ゴルフ場の用地は、昭和20年5月、市が坪24円40銭で購入した土地で、それを貸借して運営しており、時価で購入して経営することは不可能に近い。このことは民間私鉄のテニスコート、プールなどにあっても同じで、駿前遊休地の有効利用の一環として経営されているケースが多い。

したがって当然、時価ベースからの経営からみると収益が上ることになり、国際カントリー倶楽部のケースでも年1億円以上の収益金を市の一般会計に小中学校体育施設整備資金として寄付している。

また、市有財産であるので会員制のゴルフ場として運営することは違法となるので、当然、パブリックが原則となり、この点、一般サラリーマンに安価にゴルフを楽しんでもらっているという点において、それなりの公共性を發揮していると評価できる。

このように都市計画公園、学校教育施設以外のストックをより多く保有することは長期的な財政運営上、ムダな経営費の膨張を抑制するという点からみても、かけがえのない手段であることをも忘れてはならない。

第2に、複合企業体としての利点を発揮できることである。神戸市を中心として外郭団体はいわば資本系列的コングロマリットを形成している。余暇施設の経営でみれば、それは丁度、私鉄経営と同じで、その沿道に多くの施設を立地させることによって、本業である交通経営を下支えしようとしており、また、鉄軌道である交通機関もPRその他で、可能な限りの誘致作戦を展開をする。

神戸市のポートアイランドに存在する多くの余暇施設と新交通システム・ポートライナーはまさに相互依存の関係があり、ことに非定期客が65パーセントという高さは余暇施設・コンベンション施設に依存するところが大きい。

神戸市からみればまさにマクロ財政で判断すればよいので、余暇施設の少々の赤字は新交通の経営収支改善に大きく寄与していることを考慮すれば、あまり厳しい採算制を強要することもない。農業公園のケースは地下鉄、高速道路山麓線の収入に寄与しており、市民の通勤用のみでは大幅赤字は避けられないが、余暇施設の立地が少しでも料金収入の下支えになっていることは確かである。

第3に、自治体の信用力を背景にした活動とか神戸のイメージを活用した事業活動である。

タワーサイドホテルが再建に成功したのはもちろん市民生協の経営感覚・努力によるところが大であるが、当時、ビジネス・ホテルはいまだ一般化してい

なかった。しかし低料金で安心して宿泊できる都心型ホテルとして宿泊客を確保できたのは、やはり神戸市の外郭団体という信用力が有形無形に有利に作用したのではあるまい。

神戸市のイメージを利用して、成功したのはいうまでもない神戸ワイン、神戸ウォーター、神戸ビーフの3点セットにして販売戦略を展開した、農業公園（ワイン城）である。

須磨、有馬、六甲、ポートアイランドなど地名がもつイメージを巧みにオーバーラップさせて宿泊施設を建設・PRしている。太山寺の老人保養所にしても、太山寺は国宝があり神戸では奈良に似た雰囲気のある残された数少ない田園地帯であり、その地名度を十二分に利用した立地である。

これまで地方自治体は、建設中心、管理中心で、イメージを重視するサービス施設の経営が皆無であった。施設はつくれば利用者は必ずあるという公共施設の収容主義に慣れ親しんできた。それだけに施設利用客誘致や製造品販売にイメージ作戦をより重視してきた神戸市の経営ぶりが特に際立つのである。

これから余暇施設経営にあっては、施設とともに、都市のもつムード、その周辺、アクセスとしてのターミナルの景観など、よりハイレベルの景觀行政、都市づくりが求められていることを忘れてはならないだろう。

そのような意味で、コンベンションとともに余暇施設行政も市民生活に潤いをもたらすとともに、「都市の魅力を売る」という点にあって、今や都市にとって不可欠な施設となりつつある。

神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

安 田 丑 作

(神戸大学工学部建築学科講師)

1 はじめに

昭和30年代中頃からの高度成長期に入ると、わが国でもいわゆる＜レジャー・ブーム＞を迎えたが、国民の余暇活動に対する行政施策としての取り組みが本格化するのは昭和40年代中頃以降のことと言える。

余暇行政の確立の必要性が具体的に提唱されたのは、昭和43年11月の国民生活審議会調査部会の中間報告にはじまるとしているが、神戸市でも昭和46年度の市政専門委員会においてこの問題がとりあげられており、『市民生活と余暇の活用』（昭和47年3月）と題する報告書がとりまとめられている。また、それに合わせて神戸市における余暇空間の開発計画と施設計画の全市的位置づけを行った『神戸市余暇施設基本計画』（昭和47年3月）も策定されている。

昭和49年3月には、筆者も参画した神戸市における市民レクリエーション及び観光レジャーの施設計画に関する調査研究の成果が『神戸市余暇開発基本構想策定調査研究報告書』（神戸市都市計画局・市民局）としてとりまとめられている。

その後、数多くの余暇施設や余暇空間の整備が具体化されてきたが、かならずしも余暇行政として総合的計画的に行われてきたとは言い難い。その背景には、日本の余暇行政が各省庁の縦割り行政の枠のなかでしかとらえられていたために、余暇施設整備に際しても施設間相互の連携に欠けるといったことがある。たとえば、サイクリングロードは道路整備の枠でしか処理出来ないし、河川敷の利用は治水事業の一環として河川保全に入ってしまって本来あるべき

神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

姿で余暇関連予算が確保されないといったことはしばしば指摘されるところである。また、余暇行政はその領域が広範囲にわたるため単に余暇関連部局の設置による一本化だけでは対処出来ないという面も見逃せない。

しかし、増大する余暇需要に対する量と質の両面での充足とそれに対応した余暇施設と余暇空間の整備は依然として大きな課題である。特に、神戸市におけるファッション都市、観光・コンベンション都市など新しい都市づくりの課題のいずれもが、余暇施策と深くかかわっている。

本稿では、神戸市における余暇施設と余暇空間整備の課題を特に物的な配置構成の側面から検討し今後の都市空間整備とのかかわりについて論じてみたい。

2 余暇活動と余暇施設・余暇空間の分類

余暇活動には、ごろ寝やテレビなどのように受動的で消極的なものからスポーツや創作活動のように能動的で積極的なものまで幅広く含まれる。一方、余暇活動の展開する場としての余暇施設や余暇空間も住宅周辺から山や海あるいは観光地まで多種多様である。

こうした余暇活動の類型化については種々の試みがなされているが、その基本となるのは活動タイプと活動目的及び活動主体である。

先の『市民生活と余暇の活用』では、余暇活動のかかわり方すなわち活動タイプ（性質）による分類として次の3つをあげている。

- ① 休息・教養（室内的・孤立的）——ごろ寝、雑談、散歩、飲酒、碁、将棋、読書、テレビ、ラジオ、庭いじり、日曜大工。
 - ② 娯楽（受動的・興行的）——買物、映画、音楽、競輪、スポーツ見物。
 - ③ レクリエーション（能動的・社会的）——参加するスポーツ、旅行、趣味、文化活動、ボラシティア活動、コミュニティ活動。
- また、同報告書は余暇活動を目的別に、①慰楽・休養型、②健康増進型、③社会参加型、④知的訓練型の4つに分類している。

活動主体にかかる特性としては、年齢・性別・職業等の諸属性も大きな意

味をもつが組織的側面からは、①個人、②家族、③グループ（任意サークル）、
④団体（学校・職場・地域）のように分類出来る。

余暇活動の展開する場であったり、場合によってはその対象となる余暇施設
や余暇空間についての類型化に当たっては、その資源性に着目した「余暇資源」としての位置づけが有効であろう。

余暇資源としての分類としては、空間系資源と施設系資源にイベント系資源
を加えた次のような類型化が出来よう。

① 空間系余暇資源

- ①-1 自然資源（自然緑地等）
- ①-2 人文資源（歴史文化環境等）

② 施設系余暇資源

- ②-1 スポーツ施設（屋内・屋外）

- ②-2 教育・文化・集会施設

- ②-3 娯楽・

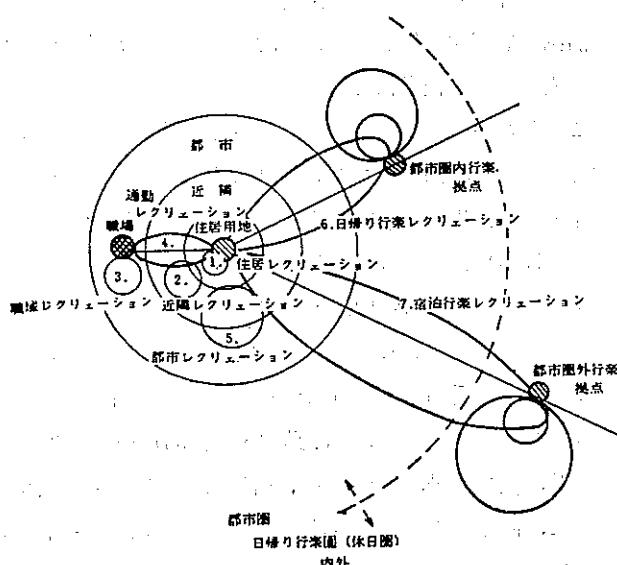
慰楽施設

- ②-4 余暇サービス施設（宿泊、交通等）

③ イベント系資源

ところで、余暇活動の分類と位置づけにとっていまひとつ重要な視点は、余暇行動圏の広がりである。図一1は余暇行動圏の広がりの概念

図一1 余暇行動圏の広がり



（出典）『神戸市余暇開発基本構想策定調査報告書』昭和49年3月

神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

表一 余暇行動圏の特性

	平日余暇行動圏		週末余暇行動圏	宿泊余暇行動圏
	コミュニティ型	職域型		
住民レクリエーション	職域レクリエーション	都市レクリエーション	宿泊行楽レクリエーション	
近隣レクリエーション	通勤レクリエーション	日帰り行楽レクリエーション	(広域観光)	
活動時間	2~4時間	5~10時間	2日以上	
到着距離	10km以内	10~100km	100km以上	
到着時間	0.5時間以内	0.5~2時間	2時間以上	

を示したものであるが、これをもとに余暇行動圏の特性を整理すると表一のようになろう。

このうち、平日余暇行動圏や週末余暇行動圏は市民レクリエーションとしての位置づけが中心になるのに対し、宿泊余暇行動圏では観光都市づくりからのアプローチが重要な意味をもつと言える。

3 神戸市における余暇施設・余暇空間の特色と課題

神戸市における個々の余暇施設や余暇空間整備の現状を詳細に分析する余裕はないが、ここでは前述の余暇行動圏の広がりに対応させつつ街づくりとの関連の中でその課題を概観しよう。

(1) 平日余暇行動圏

平日余暇行動圏には、表一に示したように住居を中心に展開するコミュニティ型と職場を中心とした職域型の2つがある。

このうちコミュニティ型の余暇（コミュニティレクリエーション）では、住居の居住水準の向上とそれに伴う個室の確保、公室空間の充実を背景にした住居内の余暇活動の多様化も見落とせないが、近年の住宅地における生活環境施設の整備拡充も特筆されてよい。ただ集会所、児童館、老人いこいの家、コミュニティセンター、図書館などの施設整備や学校開放などの施策の評価や地域福祉や社会教育の側面にとらわれすぎていて余暇活動の場としてかならずしも

表-2 神戸市の観光群と観光資源

都市観光群	◆都心地区 北野：異人館、らんぷ博物館、教会、ファッショビル、街なみ 三宮・元町：ファッショナブルなショッピングストリート、フラワーロード 南京町：中華街、楼門 旧居留地：博物館、ノザワ本社、近代洋風建築 神戸港：ポートタワー、港めぐり、メリケン波止場、ポートターミナル、外国客船 ポートアイランド：ポートライナー、公園、ポートピア大通り、市民広場、コンベンションセンター、ポートピアランド、みなと異人館、海からの神戸の夜景 その他：布引の滝、徳光院、ビーナスブリッジ、相楽園、関帝廟、生田神社、長田神社、湊川神社、清盛塚等の源平の史跡、王子動物園、近代美術館
	◆酒蔵地区 古い酒蔵の街なみ、酒造資料館
	◆御影・岡本地区 岡本梅林公園、保久良神社、白鶴美術館、ファッショナブルなショッピングゾーン
	◆六甲・摩耶地区 摩耶山天寿寺、六甲山牧場、森林植物園、教育植物園、外人墓地、再度公園、大童寺、掬星台、記念碑台、カンツリーハウス、回る十国展望台、人工スキー場、高山植物園、ハイキングコース、1,000万ドルの夜景
	◆有馬地区 瑞宝寺公園、温泉神社、温泉寺、ます池、鼓ヶ滝、あたご山公園、湯けむり広場、炭酸泉広場
海浜観光群	◆須磨地区 ヨットハーバー、須磨水族館、須磨海浜公園、須磨浦公園、海づり公園、須磨浦山上遊園、須磨離宮公園、須磨寺、源平の史跡、須磨海水浴場
	◆塩屋・舞子地区 五色塚古墳、大歳山遺跡、移情閣、海神社
農村観光群	◆西神地区 観光農園、太山寺、如意寺、雄岡山、雌岡山、神社・仏閣、サイクリング道路
	◆北神地区 箱木千年家、自然休養村、農村歌舞伎舞台、無動寺、石峯寺、淡河城跡、観光農園、農村景観、中山大池

(出典) 神戸経済会議答申『明日をひらく先端国際都市』昭和58年5月

神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

十分に位置づけられていないよう思える。

また、児童公園や近隣公園なども含めてこれ等施設相互のつながりがないため日常生活の中での余暇活動の場としての魅力に欠ける点もある。

一方、職域型の余暇では、企業内の福利厚生施設等の利用と民間の娯楽・慰楽施設の利用が主流を占めており公共の余暇施設利用の比重が低くなる。時間的制約も大きいが、労働環境整備の中で余暇施設を位置づけるとともに企業と地域との融和を含めた施設のネットワーク化が今後の大きな課題と言えよう。

(2) 週末余暇行動圏

このレベルの余暇施設や余暇空間は、市民レクリエーションの場であるとともに後に述べるような周辺都市住民を含めた都市観光の対象にもなる。すなわち、中央図書館や美術館、博物館、動・植物園、博物館のような都市スケールでの生活環境施設に加えて六甲山系等のレクリエーションゾーンが含まれるが、余暇資源としての広域的対応が求められる。そのためには施設の個性化、複合化とともに余暇空間としての演出が重要な課題となろう。

(3) 宿泊余暇行動圏

神戸市民の立場からは神戸以外の観光地に出掛けることを意味するが、神戸市の余暇資源の活用あるいは整備の視点からは来神者を対象とする「神戸観光」の観光資源として位置づけることになる。

神戸の観光資源をその内容と分布状況によって都市観光群、六甲・有馬観光群、海浜観光群、農村観光群の4つに区分し、それぞれの主なものをあげたものが表-2である。

それぞれの観光群ごとに特色があるが、観光資源としては「小粒で集客力に乏しく、また各観光地が分散しており有機的なつながりに欠けるという弱点もある。」（神戸経済会議答申、昭和58年5月）。

4 余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

これまで述べてきたように余暇活動は身近な市民レクリエーションと広域的な観光とに大別出来るが、それに対応する余暇施設と余暇空間の整備の今後の

あり方を主に施設配置や空間構成の側面から検討しておこう。

(1) 市民レクリエーション施設の配置構成

市民レクリエーション向けの施設といつても多様であるが、生活圏の地域的広がりからみると住宅を中心とした日常生活圏域内のコミュニティ施設と全市的な都市レベルでの施設、さらに両者の中間的性格を有する行政区レベルでの施設の3つのレベルが考えられよう。

このうちコミュニティレベルでの余暇施設（コミュニティレクリ施設）の位置づけは弱く、「新・神戸市生活環境基準とその後期実施計画」（昭和56年9月）においても「余暇」の項目にあげられているのは、海づり公園、市民農園、ハイキングコース、大規模自転車道など自然環境における全市的レベルのものが中心になっている。また市民体育・文化・集会のための施設整備においても「1区に1体育館」に代表されるように行政区レベルでの施設整備に重点が置かれてきたと言えよう。

市民レクリエーションとしての余暇活動における健康増進を目的とするスポーツに対する需要は年々高まるとともに多様化してきている。乳幼児の水泳、ママさんバレー、老人のゲートボール、テニス、ジョギングなど日頃いくらでも身近に見ることが出来る。こうしたスポーツ施設の配置構成の整備パターンについて、筆者も参加した神戸都市問題研究所における市民スポーツ振興研究会では、次のような3つのパターンを構想提案している。（「都市政策」第13号、1978年10月）

その1つは、各種のコート類や野球場等の特定目的の施設を種目ごとに集約的に整備する「種目別集約配置型（スポット型）」である。競技大会やイベント開催時の団体利用に対して効率的配置と言える。

2つは、各種施設を利用圏に応じて分散配置するとともに緑道などで有機的に連結する「地域分散配置型（ネットワーク型）」である。特に、コミュニティレベルでの施設整備に対応するものである。

3つは、各種施設を総合的に集中したり、スポーツ施設以外の地域・社会・文化施設との関連の中でつくる「複合型（地域センター型）」である。勤労市

神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成

民センターはこのタイプの典型例である。

このような施設の配置構成の考え方は、余暇施設全般についても適用可能と考えられるが、その際単に集中型か分散型かの二者択一ではなく地域特性を生かしつつ施設相互の役割分担を明確にすることが大切であろう。また、多目的ホールが結局無目的ホールに終わる例も多いが、これから余暇施設の整備に当たっては施設の専門化・個性化をベースにした地域空間全体の中での複合的利用と施設運営の効率化を追求していくことが必要になろう。

(2) 観光都市づくりと余暇空間の構成

都市レベルの余暇施設や余暇空間は、単に神戸市民のための市民レクリエーションの場を提供するだけではなく、来神者の観光の場ともなる。

神戸観光の対象となる観光資源を空間的にグルーピングした都市観光群、六甲・有馬観光群、海浜観光群、農村観光群の4つの観光群（地域）についてはすでに紹介したが、そこで展開される＜観光タイプ＞としては次のようなものか想定されよう。

- Ⓐ サイトシーアイニング型観光（自然・名勝探訪、歴史探訪、社寺参詣等）
- Ⓑ イメージ型観光（都市探訪）
- Ⓒ 情報型観光（文化情報、産業情報、コンベンション等）
- Ⓓ 温泉・保養地型観光
- Ⓔ レクリエーション型観光（自然・田園レクリエーション、レジャー・ランド、スポーツ）
- Ⓕ イベント型観光（伝統芸能、祭り等）
- Ⓖ 趣味・娯楽型観光（ナイトライフ、飲食、ショッピング等）

これ等の観光タイプは単独に成立するのではなく相互につながり地域的にもネットワーク化される必要があるが、神戸市の観光都市づくりを構想するとき先の観光群とともに次のような＜観光軸＞が設定出来よう。

その1つは、ポートアイランドー新神戸駅ー北神地域を結ぶ中央観光軸で、国際文化軸・中央都市軸に対応するものである。

その2は、三宮から神戸に至る都心観光軸で、ショッピング・飲食などのタ

ウンライフを楽しむ観光が中心となる。

その3は、東灘から大倉山に至る山麓文化軸で、生活文化を中心とした新しい文化情報型の観光の位置づけが出来よう。

その4は、東灘から垂水に至る臨海観光軸で、ウォーターフロントでの海浜レクリエーションとともに産業情報型観光が考えられる。

その5は、名谷一西神I.P.一農業公園を結ぶ西神観光軸で、産業情報及び文化情報型の観光開発が期待される。

こうした観光都市づくりの中で余暇施設、余暇空間の整備はとりわけ重要であるが、ポートアイランドや総合運動公園のような拠点整備に加えて今後上記のような<観光軸>を強化育成するための配置構成が求められよう。

5 おわりに

余暇施設や余暇空間の整備にかかる課題は多岐にわたるためこれからの方なり方向性を示すことは困難であるが、余暇施策として取り組むべき課題のいくつかをあげて結びに代えたい。

まず第一には、余暇施設や余暇空間を街づくり総体の中で位置づけることである。そのためには余暇利用のための施設づくりだけでなく都市空間全体を<余暇>の視点から再検討する必要があろう。都市景観形成をはじめとするうるおいとゆとりのある都市空間の演出は、余暇施策の面でも期待される。

第二には、高齢化・国際化・情報化などのこれからの中社会変化とその潮流への対応である。これらの社会変化は、余暇活動の内容自体に大きな影響を与えるものと予想され余暇施策面からの検討が待たれる。

第三には、余暇施策体系の確立である。はじめにも述べたように余暇行政としての取り組みには困難な点はあるが、ハードからソフトまで幅広い余暇施策を体系化し効率的に展開することの意味は大きい。

公営ゴルフ場の運営

松 田 義 正

(神戸国際カントリー倶楽部
専 務 理 事)

はじめに

神戸市は日本のゴルフ発祥の地である。明治34年(1901年)初夏、イギリス人アーサー・ペスゲス・グルーム氏の手により六甲山上に日本で初めての4ホールのゴルフコースが完成した。2年後の明治36年(1903年)、5ホールをさらに増設、9ホールとし、同年5月24日神戸ゴルフ倶楽部の開場式が行われた。

社団法人神戸国際カントリー倶楽部(以下「倶楽部」という。)は、民法第34条に規定する公益法人として、昭和34年3月に兵庫県教育委員会の許可を得て設立された。

当時、ゴルフ場数も少なく、一般市民が気軽に利用できる機会が少なかった。そこで、神戸市垂水区多聞町小東山の市有地を利用して兵庫県下で最初のパブリック制ゴルフ場を建設することが計画された。社員を募り、社員融資と銀行からの借入金によって建設費を調達し、昭和34年6月に着工、翌昭和35年7月に舞子ゴルフ場として営業を開始した。その後、同様の方法により、昭和42年11月に神戸市北区長尾町に2番目のコース北神戸ゴルフ場をオープンさせた(当時18ホール)。昭和45年11月には舞子ゴルフ場に6ホールのミニコースを建設、昭和50年9月にはさらに3ホールを増設、9ホールとした。また、昭和46年10月には北神戸ゴルフ場に9ホールを増設、27ホールとした。その後舞子ゴルフ場の周辺の市街化が進展してきたため、ゴルフ場用地の宅地化が神戸市において計画され、舞子ゴルフ場の代替ゴルフ場の建設が進められ、昭和59年10月に神戸市西区押部谷町木見に西神戸ゴルフ場としてオープンした。現

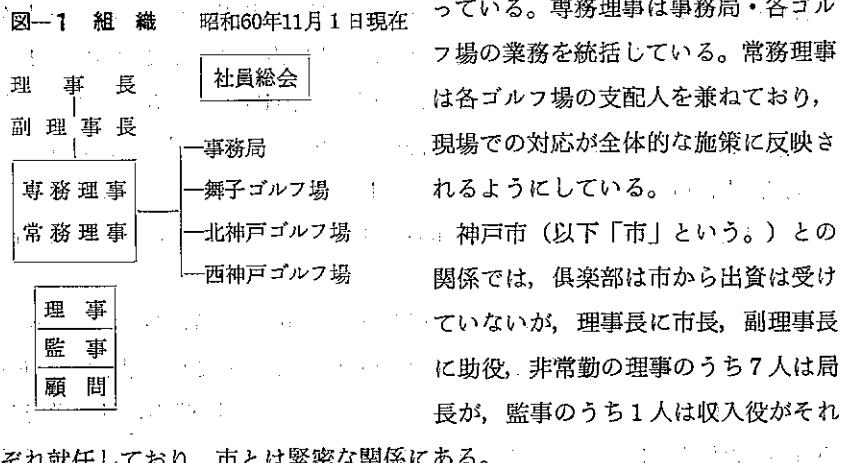
在、舞子・北神戸・西神戸の3ゴルフ場を経営しており、舞子ゴルフ場も当分の間、なお存続、経営を行っていく。

以下に、俱楽部の現状と課題について述べる。

1 俱楽部の現状

(1) 組 織

俱楽部の組織は図一1のとおりである。最高の意思決定機関として社員総会がある。理事長(1人)、副理事長(2人)、常勤理事(3人)、非常勤理事(14人)、監事(2人)、顧問(2人)のもとに、事務局と3ゴルフ場からな



っている。専務理事は事務局・各ゴルフ場の業務を統括している。常務理事は各ゴルフ場の支配人を兼ねており、現場での対応が全体的な施策に反映されるようにしている。

神戸市(以下「市」という。)との関係では、俱楽部は市から出資は受けていないが、理事長に市長、副理事長に助役、非常勤の理事のうち7人は局長が、監事のうち1人は収入役がそれぞれ就任しており、市とは緊密な関係にある。

(2) 職 員

職員数は合計で133人である(表一1参照)。そのうち、市から7人の職員の派遣を受けている(うち4人は、神戸市都市整備公社と兼務)。

舞子ゴルフ場は職員によりコース管理を行っているが、北神戸・西神戸両ゴルフ場は委託しているため少人数となっている。また、西神戸ゴルフ場はモノレールカートによるオールセルフプレー制を実施しているため、キャディを配置していない。各ゴルフ場とも効率性、経済性を検討のうえ、日常清掃、各種管理業務について委託管理を行っている。なお、食堂は3ゴルフ場とも業者に

公営ゴルフ場の運営

営業を認めている。

表-1 職 員 数 昭和60年11月1日現在

区分 職種	舞子ゴルフ場			北神戸	西神戸	ゴルフ場	事務局	総計
	一般	コース	計	ゴルフ場	ゴルフ場	計		
職 員	15	16	31	17	3	51	3	54
嘱託	7	3	10	2	7	19		19
市派遣職員					1	1	6	7
小計	22	19	41	19	11	71	9	80
ハウスキャディ			16	21		37		37
嘱託キャディ			12	4		16		16
小計			28	25		53		53
合計			69	44	11	124	9	133

(3) 施設

施設の概要は表-2 のとおりである。

舞子ゴルフ場は本コース18ホール、ミニコース（あじさいコース）9ホール及び2階建の本格的練習場（80打席）を有する総合的なゴルフ場施設となっている。北神戸ゴルフ場は本コース27ホールを擁し、距離も長く、砲台グリーン

表-2 施設概要 昭和60年11月1日現在

ゴルフ場 区分	舞子	北神戸	西神戸
所 在 地	神戸市垂水区多聞町小東山	神戸市北区長尾町宅原	神戸市西区押部谷町木見
開場年月日	昭和35年7月25日	昭和42年11月9日	昭和59年10月1日
敷地面積	108万m ²	129万m ²	91万m ²
コース・練習場	本コース 18ホール, 5,894m パー72 あじさいコース 9ホール, 1,330m パー29 練習場 80打席	本コース 27ホール, 8,890m パー108 練習場 15打席	本コース 18ホール, 5,950m パー72 練習場 20打席
カート	電動カート	モノレールカート (オールセルフプレー)	

や池越えのホールも多く、変化に富んだ本格的コースである。西神戸ゴルフ場は本コース18ホールであり、現在モノレールカートによるオールセルフプレーで運営している。フェアウエイは広くフラットで、ほとんど全ホールがティグランドからグリーンが見通せるようになっている。

(4) 入場者数

開場以来の入場者数を表-3に掲げている。最近は、限界に近い多数の入場者数を記録している。舞子ゴルフ場の場合、当初から順調に増えてきている。

表-3 開場以来の入場者数 昭和60年3月31日現在

ゴルフ場 年度	舞子 (18ホール)	舞子 あじさい (9ホール)	北神戸 (27ホール)	西神戸 (18ホール)	合計	摘要
35	(人) * 18,268	(人)	(人)	(人)	(人) 18,268	35年7月開場
36	39,459				39,459	
37	45,430				45,430	
38	54,736				54,736	
39	57,962				57,962	
40	57,655				57,655	
41	56,180				56,180	
42	51,655		* 4,116		55,771	42年11月開場
43	50,783		28,921		79,704	
44	56,391		38,231		94,622	
45	59,856	* 4,951	43,742		108,549	45年11月開場
46	73,062	21,681	* 65,339		160,082	46年10月9ホール増設、27ホールとする
47	77,078	35,893	89,541		202,512	
48	79,561	43,656	110,195		233,412	
49	81,380	43,563	113,787		238,730	
50	79,501	* 51,332	104,820		235,653	50年9月3ホール増設、9ホールとする
51	74,073	43,513	93,957		211,543	
52	73,516	41,648	87,478		202,642	
53	72,401	40,898	85,990		199,289	
54	71,951	39,585	88,603		200,139	
55	74,520	43,417	98,935		216,872	
56	74,218	50,135	108,326		232,679	
57	77,248	52,874	119,805		249,927	
58	76,112	49,572	113,152		238,836	
59	77,322	46,083	121,459	* 20,548	265,412	10月から2月まで 営業
合計	1,610,318	608,801	1,516,397	20,548	3,756,064	

公営ゴルフ場の運営

昭和39年度から45年度までは5万人台を維持していたが、46年度に一挙に7万人台となり、49年度は8万1千人と8万人を突破した。しかし、その後入場者は減少傾向となり、54年度には7万1千人となったが、再び上昇傾向に転じた。なお、58年度は豪雪の影響で若干の減少となった。

北神戸ゴルフ場は、開場当初は伸び悩んだが、昭和46年10月に18ホールから27ホールに増設したころより増加傾向が勢いづき、49年度には最高の11万3千人を記録したが、舞子ゴルフ場と同様、その後の入場者は減少をみせ、53年度には8万5千人と49年度入場者に比べ25%の減少となった。しかし、その後順調な増加傾向となり、59年度には12万人台を達成した。

なお、以上の傾向は全国の1ゴルフ場平均入場者数の傾向とほぼ同様の傾向を示している（表-7参照）。

西神戸ゴルフ場は昭和59年10月に開場（仮オープン）したが、新設コースのため、入場者制限を行い、昭和60年2月までの営業とし、3月・4月をクローズ、再整備を行い、60年5月から本格オープンを行った。

(5) 地域別入場者

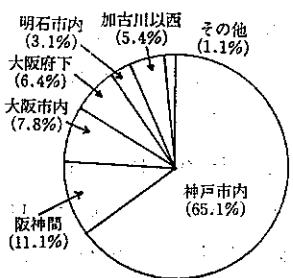
昭和59年度の各ゴルフ場の地域別入場者の傾向を示したのが表-4である。神戸市内の入場者の割合の大きいものから並べると、舞子ゴルフ場あじさいコース(81.5%)、舞子ゴルフ場本コース(70.3%)、西神戸ゴルフ場(65.1%)、北神戸ゴルフ場(25.5%)の順になっている。

舞子ゴルフ場は住宅・団地に隣接しており、市内在住のプレーヤーがほとんどである。西神戸ゴルフ場は舞子ゴルフ場に比べ、郊外に位置しており、また、三宮から車で30分以内にあること、新設コースということもあり、大阪方面からの来場者の割合が舞子ゴルフ場よりも多くなっている。北神戸ゴルフ場は神戸市の北端に位置しており、中国自動車道の西宮北インターチェンジから車で15分と、大阪方面からも非常に便利であるため、大阪方面からの来場者が多く、大阪市内、府下あわせて42.3%とほぼ半数を占めている。

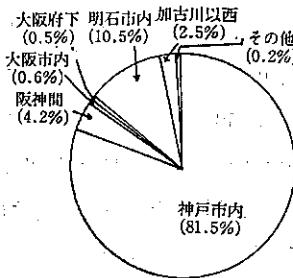
(6) 予約抽選制

従来、プレー予約については、平日、土曜日、日・祝日とも電話により先着

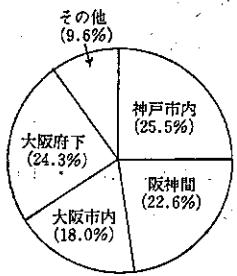
表-4 昭和59年度地域別入場者調



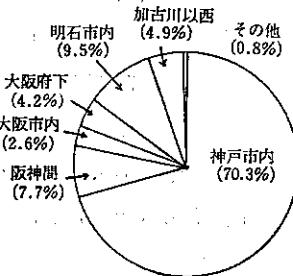
舞子ゴルフ場(本コース)



舞子ゴルフ場(あじさいコース)



北神戸ゴルフ場



西神戸ゴルフ場
(昭和59年10月～60年2月)

順から受付けていた。しかし、土曜日、日・祝日利用の受付開始日には多くの電話が集中し、その状態が3～4時間も続くのが通常であったため、申込者からの苦情をきくことが多かった。また、電話局からも、受付日にはゴルフ場周辺の電話回線がふさがってしまい、周辺地域では電話の多くが不通となり、緊急電話も利用不可能になる事態もある、との理由から改善についての申入れがあった。そこで、種々検討の結果、昭和59年4月・5月利用分から往復ハガキの申込みによる抽選制を実施した。その結果が表-5である。

多くの申込みを受けているが、到着枚数をみると、18ホール換算では西神戸ゴルフ場、舞子ゴルフ場、北神戸ゴルフ場の順となっており、当選倍率も同様である。3ゴルフ場を通じての最高倍率は西神戸ゴルフ場の日・祝日10月分の15.2倍であり、最低倍率は北神戸ゴルフ場の土曜日1月分の1.6倍となってい

公営ゴルフ場の運営

る。また、日・祝日の方が土曜日よりも倍率が高くなっている。土曜日で一番人気が高い月は3ゴルフ場とも11月となっており、逆に人気が低いのは1月である。日・祝日では3ゴルフ場とも10月が最高の倍率となっており、最低はいずれも1月である。ゴルファーは秋空の下(10月・11月)でのプレーを望み、冬空(1月)は敬遠しがち、という傾向がみられる。

表-5 昭和59年度「土曜日」及び「日・祝日」ハガキ予約受付抽選状況

ゴルフ場			舞子ゴルフ場 (18ホール)	北神戸ゴルフ場 (27ホール)	西神戸ゴルフ場 (18ホール)
区分					
到着枚数(計) ()内は18ホール換算)			17,527枚	22,787枚 (15,191枚)	8,706枚
1月あたり到着枚数 ()内は18ホール換算)			1,461枚	1,899枚 (1,266枚)	1,741枚
当選倍率	土曜日	最高	7.7倍(11月分)	6.3倍(11月分)	12.6倍(11月分)
	日・祝日	最高	2.5倍(1月分)	1.6倍(1月分)	2.9倍(1月分)
	日・祝日	最低	10.6倍(10月分)	9.7倍(10月分)	15.2倍(10月分)
	日・祝日	最低	4.5倍(1月分)	3.2倍(1月分)	5.8倍(1月分)

(注) 西神戸ゴルフ場は59年10月から60年2月までの営業である。

(7) 利用料金

市民が広く利用できるようにパブリック制をとっているほか、利用料金も低く設定している。舞子ゴルフ場の場合、平日セルフ料金(グリーンフィ、カートフィ、利用税)は7,000円、土曜日9,500円、日・祝日10,500円であり、北神戸ゴルフ場はモノレールカードにつき500円割高なため、それぞれ7,500円、10,000円、11,000円である。西神戸ゴルフ場はグリーンフィが1,000円割高なため、8,500円、11,000円、12,000円となっている。周辺ゴルフ場の料金は各ゴルフ場で差はあるものの、メンバーコースのビジター料金は平日でおおむね14,000円、土・日・祝日で20,000円程度である。また、周辺のパブリックコースよりも料金を低く設定して、ゴルフの普及と市民の体位向上に努めている。

(8) 経営状況

俱楽部の最近5カ年間の決算状況(収益部門)は表-6のとおりである。入場者の増に伴い事業収入は順調に伸びている。一方、事業運営の効率化に

表一六 経営状況(収益部門)の推移

年 度 項 目	55	56	57	58	59
事業収入 ①	(8.3%) 千円 1,449,789	(6.7%) 千円 1,546,802	(7.2%) 千円 1,657,537	(3.6%) 千円 1,717,432	(11.8%) 千円 1,919,977
事業費用 ②	(7.3%) 1,247,741	(6.0%) 1,322,542	(2.5%) 1,356,201	(4.7%) 1,419,742	(27.2%) 1,805,413
①-② 事業利益 ③	(15.0%) 202,048	(11.0%) 224,260	(34.4%) 301,336	(△1.2%) 297,690	(△61.5%) 114,564
事業外収入 ④	(17.7%) 69,331	(27.6%) 88,467	(△3.7%) 85,156	(△59.2%) 34,751	(272.0%) 129,264
事業外費用 ⑤	(20.4%) 217,460	(2.6%) 223,109	(21.4%) 270,748	(△25.9%) 200,646	(△29.2%) 141,997
③+④-⑤ 税引前利益 ⑥	(—) 53,919	(66.2%) 89,618	(29.2%) 115,744	(13.9%) 131,795	(△22.7%) 101,831
税引後利益 ⑦	(8.7%) 34,035	(41.2%) 48,042	(60.5%) 77,086	(2.9%) 79,357	(△20.1%) 63,428

(注1) () 書は対前年度比率を示す。

(注2) 事業外費用には寄付金の額を含む。

努めた結果、事業費用は、事業収入の伸びを下回っている。そのため事業利益は年々増となっている。しかし、58年度は冬季の豪雪に伴うクローズにより、入場者が前年度を下回ったため、事業利益は前年度を下回った。59年度は西神戸ゴルフ場を仮オープンさせたが、営業期間を5カ月間にとどめ、また入場者制限を行う一方、コースの養生整備に力を注いだため、事業利益は大幅に低下した。なお、俱楽部の設立目的である市民体位の向上に資する、との見地から市民の体育施設の建設のため、49年度から59年度までに市に対し17億3,500万円の寄付を行っている。

ゴルフ場の経営には幾つかの特質がある。①高い固定費比率—入場者が少なっても、必要な経費は入場者が多いときと殆んど変わらないので、入場者が減ると収益性は大きく悪化する。②限られた入場者枠—入場者の許容量が限られているため、利用希望がいくら多くても一定以上の入場は不可能である。③コース資産は非減価償却資産—コースは土地と同様の扱いとされ、減価償却が認められていない。④娯楽施設利用税—税制上娯楽施設扱いとされ、利用税が利用料金を押しあげる結果となっている。以上のようなわざ不利な特性を抱えているが、今後ともサービスの向上に努め、入場者の安定確保、効率的な運

當により健全経営を行っていきたい。

2 ゴルフ場の情勢

(1) ゴルフ場数

① 全国の状況

全国のゴルフ場数は、昭和45年度から59年度の14年間に583カ所から1,469カ所と2.5倍、総入場者数は20,489千人から66,844千人と3.3倍になっている。ゴルフ場数の推移をみると、48年度から51年度までは対前年度比2ケタ増の伸びとなっている。その後伸びは止まり、55年度からは1%を割っている。最近は

表-7 全国ゴルフ場数と入場者数の推移
(社)日本ゴルフ場事業協会調

区分 年度	ゴルフ 場数	前年比 増△減	総入場 者数	前年比 増△減	1ゴルフ 場平均入 場者数	前年比 増△減
	(か所)	(%)	(千人)	(%)	(人)	(%)
45	583	4.5	20,489	13.4	35,144	8.6
46	620	6.3	24,053	17.4	38,795	10.4
47	669	7.9	28,619	19.0	42,779	10.3
48	773	15.5	33,654	17.6	43,537	1.8
49	927	19.9	38,325	13.9	41,343	△5.0
50	1,093	17.9	41,690	8.8	38,143	△7.7
51	1,228	12.4	42,568	2.1	34,664	△9.1
52	1,322	7.7	44,823	5.3	33,906	△2.2
53	1,371	3.7	47,877	6.8	34,921	3.0
54	1,403	2.3	50,113	4.7	35,719	2.3
55	1,416	0.9	54,087	7.9	38,198	6.9
56	1,419	0.2	59,178	9.4	41,704	9.2
57	1,425	0.4	64,392	8.8	45,187	8.4
58	1,438	0.9	63,425	△1.5	44,106	△2.4
59	1,469	2.2	66,844	5.4	45,503	3.2

地方自治体の開発凍結の見直しに伴い新設ブームとなつておる、60年5月末時点では建設中のコースは102にのぼつてゐる(ゴルフ産業リサーチ昭和60年7月号)
総入場者数は、45年度から49年度は対前年度比2ケタ増の伸びとなっており、その後1ケタ増とはいえ、順調に伸びていたが、58年度は豪雪の影響が大きく、初めて前年度より減少した。

今後入場者の大幅な増は期待できない見通しであり、新設ゴルフ場の増加ともあいまつて、ゴルフ場間の格差拡大が予想される。

今後は、ゴルファーの各種ニーズのうち、どのニーズを追求したゴルフ場として運営していくのか、その経営姿勢を明確にうちだしたゴルフ場が生き残るものとみられ、その対応の如何が経営を大きく左右するものと思われる。

② 兵庫県、神戸市の状況

昭和59年度末のゴルフ場数は、(社)日本ゴルフ場事業協会の調査によると、全国で1,469カ所、兵庫県は全国2位の103カ所(全国の7.0%)、1位は北海道の107カ所、3位は千葉県の85カ所となっており、北海道と兵庫県は群を抜いている。また、兵庫県では新設計画も多く、いずれは北海道を超えて全国1位となると思われる。(60年7月の新聞報道によると、兵庫県内の開発許可済あるいは申請中のゴルフ場は12カ所にのぼっている。)

神戸市内には16カ所あり、新設予定も数箇所ある。

利用者数をみると、全国では66,844千人であり、兵庫県は5,009千人(全国の7.5%)で全国で1位である。2位は千葉県の4,763千人であり、北海道は2,869千人で8位にとどまっている。

(2) ゴルフ場の分類

ゴルフ場を業態別にまとめたのが表一8である。

表一8 全国ゴルフ場業態別分類 昭和60年3月末現在

パブリック制	メンバーパーク制						合計
	社・財団制	株主会員制	預託金制	その他	小計		
(11.0%) 157	(2.2%) 32	(10.3%) 147	(75.1%) 1,076	(1.4%) 20	(89.0%) 1,275	(100.0%) 1,432	

((社)日本ゴルフ場事業協会調)

パブリック制は全体の11.0%にすぎず、絶対的に不足しており、メンバーでないプレーヤーは、高いビジターフィを払ってメンバーコースでプレーせざるを得ない状況である。

また、公営のゴルフ場(一般的に、地方公共団体の施設として、または地方公共団体が関与している団体が運営しているゴルフ場のことをいう。)を調べ

てみると、全国で25カ所程度であり、全国のゴルフ場数1,469カ所(59年度末)に占める割合は1.7%ときわめて少なく、市民が手軽に利用できる公営ゴルフ場の増設が望まれている。

(3) ゴルフ人口

ゴルファーを性・年代別にみたのが表-9である(15歳以上の男女にアンケートしたもの)。

ゴルフへの全体の参加率は12.2%となっており、参加人口は1,150万人と推定される(昭和59年12月現在の15歳以上の人口9,391万人の12.2%)。

男性では15歳以上の男性の22.6%、4人に1人がゴルファーということになる。年代別では、30代、40代の男性が多く、3人に1人の割合である。

女性では、最近女性ゴルファーが増えたというものの男性に比べると少數であり、女性全体の2.6%となっている。年代別では20代が最も多いが、30代で減となり、40代で再び増えている。これは20代でプレーした人が、結婚、出

表-9

(ゴルフ) 性・年代別参加率
(昭和59年) (単位:%)

性別 年代別	男性	女性
全 体	12.2	
男性全体	22.6	2.6
女性全体		
10 代	4.9	1.5
20 代	16.0	5.0
30 代	32.2	1.2
40 代	33.1	4.7
50 代	20.1	1.6
60代以上	12.4	0.6

(注) 参加率とは、1年間に1回以上行った人の割合。

(財)余暇開発センターのレジ
ヤー白書'85より抜粋

産、育児の時期に遠去かり、40代で育児から離れて再びゴルフを始める事によるものであろうか。

また、同じレジャー白書'85によると、ゴルフの参加率(12.2%)に近い数字を示しているスポーツとしては、スキーの12.8%、キャンプ・登山の12.0%がある。さらに各々のスポーツの年間平均活動回数をみると、ゴルフ(13.8回)、スキー(6.4回)、キャンプ・登山(3.3回)となっており、ゴルフとスキー、キャンプ・登山をする人口はほぼ同じであるが、活動回数としては、ゴルフを、スキーの2倍、キャンプ・登山の4倍行っていることになる。

以上のようなことから、ゴルフが国民の

スポーツとして幅広く定着しているといえよう。このように、市は、そのままで、また、他の市と競争する立場で、このままでは、必ずしも競争の勝者にはなれない。

3 今後の課題

(1) 市の施策との関係

このほど市はユニバーシアードの開催を機に、「国際スポーツ都市宣言」を行った。スポーツ施設のより一層の整備と市民スポーツの振興を図るとともに、内外のスポーツ・イベントを積極的に誘致開催することとし、全市をあげてスポーツ振興に力を入れることとなった。

また、昭和58年5月の神戸経済の新しい産業構造とその振興策に関する神戸経済会議の答申の中で、神戸発展のための具体策のひとつとして、スポーツ施設も貴重な観光資源としてとらえられ、今後積極的にスポーツ・文化観光の推進を図るべき旨提言されている。

俱楽部としてもこうした市の施策を側面から支えるため、これまで以上に一般市民の手軽なスポーツとしてのゴルフを振興していきたい。また、俱楽部の定款目的であるゴルフ場その他の体育施設の建設、運営によるスポーツの普及発達、市民体位の向上を図るべく、俱楽部独自の体育施設建設の検討を進める一方、従来どおり、市への寄付を通じて市民の体育施設の建設にも協力していきたい。

(2) 公益法人としての活動

昭和60年9月、総務庁から「公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づく勧告」が公益法人の主務官庁たる各府省庁になされた。前回(昭和46年)当時の行政管理庁の勧告以来14年ぶりのことである。その内容としては、①中間法人制度の創設及び公益法人の事業内容の是正②公益法人の指導監督に関する方針の明確化、統一化③休眠法人の整理促進④公益法人の指導監督行政に関する総合調整の促進となっている。今後この勧告に基づき、各主務官庁から個々の公益法人に対する調査、指導、監督が順次なされると思われる。

俱楽部は前述のとおり民法第34条の公益法人たる社団法人として設立許可を受けている。俱楽部としては設立当初よりパブリック制のゴルフ場として市民

公営ゴルフ場の運営

が気軽に利用できるよう運営しており、低料金を設定、スポーツとしてのゴルフ普及を図ってきた。また一方、市との協調により、市民のための体育施設の整備充実に協力してきているところであるが、上記勧告の趣旨を十分尊重のうえ、今後とも公益活動の一層の充実に努めたい。

(3) スポーツ、余暇活動としてのゴルフ振興

今後、週休2日制の推進、余暇時間の増大が図られることが予想される。自由時間をどう過ごすかと、ということが、個人の人生計画と密接なつながりを持つてくる時代となってきた。ゴルフはスポーツ性、自然とのふれあい、人と人との交遊など様々な面を持っている。各人のニーズにあった側面を見せてくれる魅力的なスポーツである。健康の増進、また余暇活動の充実の場の提供、確保という観点から施設の整備、運営の充実に努めるとともに、市民の要望にこたえられるよう、今後ともゴルフを通じて、また各種活動を通じて、公益法人としてその役割を果たしていきたいものと考えている。

神戸ワインと農業公園

(財)神戸市園芸振興基金協会

(株)神戸ワイン

1 はじめに

昨秋オープンした神戸市立農業公園は、その南欧風で洒落た明るいたたずまいと、そこで誕生する清澄で味・香りともにふくよかな“神戸ワイン”などで世間の耳目を集め、ワイン城の愛称で広範囲の多くの人々から親しまれてきた。

この“神戸ワイン・農業公園プロジェクト”は、東播用水事業関連として神戸の地に大規模な国営農地開発事業が計画されたのを契機にスタートしたものである。当初、誕生する大規模果樹園地の営農作物に何を選択するかで苦慮したが、官崎神戸市長の心強いアドバイスを受けて“ワイン専用ぶどう”的途を選択したのである。以来10年を越す歳月が流れて今日を迎えている。

このプロジェクトのねらいは、ひと口で言えば“都市近郊農業活性化へのチャレンジ”と言える。生産性が低く市場対応力の弱い農業を、近代的大規模営農、栽培・醸造とレクリエーション空間の提供という農工商複合経営によって克服し、これから農業のあり方に新風を送る試金石にしようという意図である。

このような意図を実現するため、広汎な諸科学の総合活用はもとより、先端技術の導入を図る姿勢をくずさず今日を迎えている。このような配慮は、栽培・醸造の側面や施設のあり方の側面にいたるまでそこここに生かされ、今日の神戸ワイン・農業公園事業の大きな支えとなっている。

本稿では、神戸ワイン・農業公園事業の開業以来の1年をかえりみて、その

運営状況を紹介し、あわせて今後の課題にふれてみたい。

2 神戸ワインと農業公園の概要

(1) 神戸ワイン

神戸ワインの原料用ぶどうは、神戸の押部谷町で育つ歐州系ワイン専用ぶどうである。ワインの本場ヨーロッパでも高級品種とされる苗を輸入し、その中から試験栽培の結果、神戸の風土に適した6品種（赤系・白系それぞれ3品種）を選んだのである。（表-1）

“よいワインは、よい原料から”と言われるように、原料用ぶどうがワインの品質を6～7割左右するとされているし、本物指向の神戸ワインにとって、品種の選択は、極めて大切だからである。

ヨーロッパから直輸入されたこれらワイン専用ぶどうの苗は、小雨・多照・礫土質という恵まれた風土と関係者のいつくしみの中ですくすく育ち、毎年夏の終りには見事な房をつけるようになった。

表-1 神戸で栽培する歐州系ワイン専門品種一覧

品種名	品種の特性
セーベル 9110	フランスのセーベル氏により交配育種された白ワイン 中級品種、生育は強性で早生種
セーベル 13053	フランスのセーベル氏により交配育種された赤ワイン及び ローゼワイン中級品種、生育は強性で早生種
カベルネ・ソーピニヨン	はっきりとした個性をもつフランス・ボルドー地方の赤ワイン 品種、世界で最も高い評価をうけている
セミヨン	フランスのボルドー地方の白ワイン最高級品種 ソフトな 香りのコクのあるワインとなる
シャルドンネ	フランスのブルゴーニュ地方の白ワイン用最高級品種
リースリング	西ドイツのラインやモーゼル地方の白ワイン最高級品種 独特の酸味と香りに特徴がある

これらのすばらしい原料用ぶどうは、ワイン醸造にもっとも適した熟度で収穫し、最新の醸造設備と最高の醸造技術によって、ふくよかで清澄な“神戸ワイン”へと変身し、世間から好評を博している。

“神戸ワイン”は、“神戸という豊かな風土の味わい”をそなえ、発売後1年たらずで新しい“神戸ブランド”的座を獲得したと言える。

ただ、残念なことに、ぶどうの木が成木に達しない若木であることから、現時点では、収量があがらない。そのため、醸造されたワインの量も1983年産・1984年産を合計して720 mlびん換算で約35万本にすぎない。

1985年産は、約30万本が見込まれているが、ぶどうが成木に達するまで、あと数年を要するため、現在までの製造量は他の企業に比べて小規模であり、供給が販売需要に追いつかない状態である。

今後、1年でも早く最終目標の年産100万本生産が可能になるよう、関係者一同努力を続けているところである。

なお、神戸ワインの製造免許は、神戸市の外郭団体である(財)神戸市園芸振興基金協会(出捐金3,000万円、うち神戸市出捐1/3)が取得し、ワイン醸造にあたっている。この財団法人は、野菜・果実・果樹・花卉などの園芸生産物の振興と、価格安定事業をも行う団体である。

(2) 農業公園

“神戸ワイン”的故郷“農業公園”は、神戸市西区押部谷町高和字性海寺山の地にある。

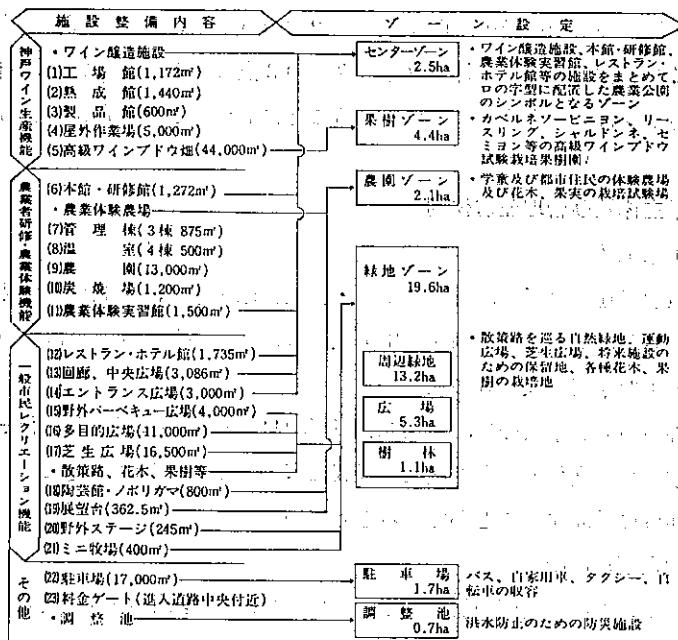
国営農地開発の計画地に隣接した国有林を神戸市が買収し、誕生したものである。31ヘクタールの敷地をもつ農業公園は、6棟の建物からなる中心施設がある。本館・研修館、ワイン工場館、ワイン熟成館、ワイン製品館、農業体験実習館、レストラン・ホテル館がそれである。(表-2)

時計塔をもつこれらの建物群は、中庭を開むように回廊で口の字型に配置され、白い壁・ワインカラーの屋根……と、明るい色調をみせ、周辺に広がる200ヘクタールにおよぶ“ぶどう畠・梨畠”的緑に映えて、ヨーロッパに点在する“シャトー”的風情を醸しだしている。このようなたたずまいから、これらの建物は“ワイン城”的愛称で市民から親しまれているのである。

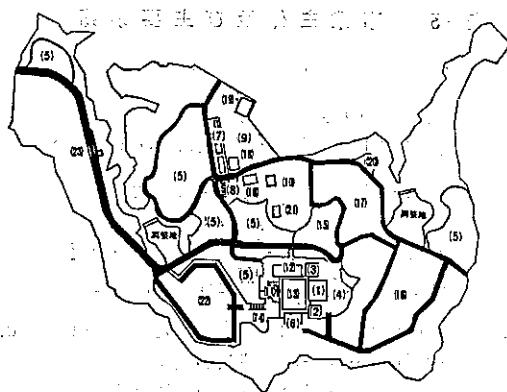
構成する建物群からも推察できるように、この“ワイン城”は多くの機能をもつ。その機能は大別して3つに分けられ、そのひとつが“ワイン生産機能”であり、ふたつめが“農業者研修・農業体験機能”であり、3点目が“市民クリエーション機能”である。つまり、神戸らしいブランジド商品“神戸ワイ

神戸ワインと農業公園

表-2 農業公園の施設



施設配置図



ン”を醸造するほか、市民が集い・学び・憩うという多種機能で充ち満ちていることができる。また、“日曜朝市”の項でも紹介するように、「農村部・都市部の市民が交流し、農業公園を介して農業を見つめなおし、相互に理解

を深めるという役割も見逃がすこととはできない。

屋内・屋外の各種施設の説明は、表一2にゆずるが、ワイン城の食事では、神戸ワイン・神戸ビーフ・神戸ウォーターの3点セットが勢揃いし、神戸らしさの発見や今様の食文化の一端にふれることにもつながると考えられる。

3 事業主体及び管理運営体制

(1) 事業主体

2の概要で述べた通り、神戸ワイン・農業公園事業は、多目的、多事業及び多施設を有し、これらに参画する事業主体も複数にわたらざるを得ない。事業主体毎の主要業務は表一3の通りである。

特に神戸市立農業公園は、地方自治法第244条の公の施設として位置づけ、市民の教養及び文化の向上と農業の振興に資することとし、管理については、公共的団体に委託することができるとしている。

(2) 管理運営体制

神戸ワインと農業公園の管理運営については、事業主体の処でみたごとく、

表一3 事業主体及び主要業務

事業主体	主 要 業 務
神 戸 市	<ul style="list-style-type: none">○農業公園の建設及び施設整備○農業公園公的部門の管理運営<注1>→管理委託
(財)神戸市園芸振興基金協会	<ul style="list-style-type: none">○農業公園公的部門の管理運営の受託○神戸ワインの製造及び販売○レストラン・パブ・バーベキュー場の運営○園芸振興及び果実及び花卉の価格安定対策
(株)神戸ワイン	<ul style="list-style-type: none">○神戸ワイン及び酒類の小売、売店及び自動販売機○神戸ウォーターの製造及び販売○神戸ビーフ・神戸のり等の振興及び販売
5. 生産法人 (41戸)	○神戸ワイン専用ぶどう果樹園地の経営

<注1> 農業公園の公的部門の主な業務は、公園各種施設の管理、入園料・駐車場・宿泊及び会議室等の使用料徴収業務、学童等に対する農業体験学習、園芸の振興及び実用技術の開発及び普及等である。

生産者の行う果樹園地経営を除いては、(財)神戸市園芸振興基金協会と株式会社神戸ワインが中心となって公的部門及び収益部門の業務を行い、民間活力の導入等効率的な経営によって、第1次目標として運営費+施設建設（用地費及び造成費除く）元利償還金を含めての収支のバランスが採れる様努力中である。

つきに、この両者の事務局の組織表は表一4にあるように、(財)神戸市園芸振興基金協会では、1事務局長のもとに7課を配置し、(株)神戸ワインでは、同じく1事務局長のもとに4課を置いているが、これを担当する職員は、すべて

表一4 (財)神戸市園芸振興基金協会・(株)神戸ワイン事務局組織図

		基 金 协 会	㈱神戸ワイン
事 務 局 長	総務課	人事、給与、庶務、施設管理、料金徴収（ゲート）、総合企画、宣伝、誘致、調査、園芸生産物消費宣伝、ワイン愛好会	人事、給与、庶務、株主総会
	経理課	予算、決算、出納、契約、価格安定事業、製品・仕掛け品等の物品管理、花草植栽受託事業	予算、決算、出納、契約
	園芸課	新品種の開発・普及、栽培技術の調査研究指導、実用新技術の情報収集・解析・利用、連作障害対策の研究	
	農業導体課 験	園内植栽、修景管理、原料用ぶどう栽培管理、農家指導、農業体験指導、陶芸・炭焼教室	
	営業課	宿泊施設管理運営、レストラン・特別室・食堂管理監督、野外バーベキュー場・ワインパブ管理運営、料理教室、電話交換	
	製造課	神戸ワインの製造、酒税、製造免許、原料用ぶどうの仕入、甘味果実酒試験製造、酒類製造の新技术開発、加工用ぶどう新品種の開発	神戸ウォーターの製造
	販売課	売店・自販機の運営・管理、ワインミュージアム、ワインセラー、総合案内所	製品（神戸ワイン・神戸ウォーター）の管理及び販売、小売免許、商品の仕入れ及び販売

兼務体制をとっている。また、人材育成のための研修会やセミナーも、自ら主催している。また、人員の配置数については、両者の業務が何れも春・夏・秋と3シーズンが忙がしく、また、日・祭日に利用者が集中することを考慮して、彈力的運営を行っている。

(3) 管理運営の特色

さきに述べた事業主体・管理運営体制の項から推察できるように、農業公園を建設した神戸市は、そこで営なまれる諸活動とは直接的には無縁である。つまり、“神戸ワイン・農業公園プロジェクト”の筆頭推進者で、64億円の投資者神戸市のかかわりは、施設の管理運営・事業推進すべて外郭団体を通して間接的である。

この辺の事情は、“神戸の都市経営”的考え方のひとつにある“外郭団体の活用”的考え方方が生かされているにほかならない。最近では衆知のこととなっているが、この外郭団体活用の考え方は民間の経営手法や資金の導入を図って、行政の外延部を効率的に埋め、市民福祉の増進を図ろうとするものであり、最近よく耳にする“民活”的一種でもある。今回のプロジェクトでは、前述の2つの外郭団体がかかわっている。

農業公園内施設は、駐車場・農業体験実習館・ワインぶどう試験圃場などの公的部とその他部分に分かたれ、公的部は神戸市からの管理委託を受け、その他部分はそれぞれの外郭団体が神戸市から賃借して、それぞれの事業の用に供しているのである。その他部分でめぼしいものに、ワイン工場館・ワイン熟成館・ワイン製品館・レストラン館・バーべキュー場などがある。

神戸市では、外郭団体の活用事例は、珍しくないが、今回のプロジェクトでは、今までになかった新しい事例が見うけられる。

ワイン城をとりまく200haの果樹園地に約4万本の欧洲系ワイン専用ぶどうが栽培され、神戸ワインの原料となっていることは先に紹介したが、このうちの1割相当だけが試験栽培用として神戸市が関係しているのである。しかも、この試験用の約4千本のぶどう栽培も、(財)神戸市園芸振興基金協会に委託しているのである。

残りと言うより大部分の栽培は、41戸の農家が5つの農業生産法人を組織してあたっている。それぞれの生産法人は、国営で農地開発された圃場を国から借り受けて、ワイン専用ぶどうの栽培を行い、収穫されたぶどう全量を(財)神戸市園芸振興基金協会にワイン原料として売り渡す仕組みになっている。この関係は、生産法人と醸造者である協会との間の一種の契約栽培であり、収穫された全量を、あらかじめ契約した単価（ぶどうの糖度で単価差あり）で取引するものである。

この間、栽培技術の研究は、県の農業試験場・市・生産関係者が集って進めるのである。このあたりに、『もちはもち屋に』という神戸らしい発想がみられる。

4 開業後の運営状況

さきに述べたように、農業公園には施設も数多いが、ここでは、おもだつたものを取りあげ、利用状況、運営上の留意点ならびに今後の課題を記述することとする。

(1) 来園者とその対応

農業公園は、今までになかったスケールの大きい緑の景観をもっている。しかも、そこでは“生粋の神戸ワイン”“生粋の神戸ビーフ”との出会いが可能であり、宿泊・レクリエーション空間……かずかずの機能が用意されているのである。

新しい農村風物詩であるということで、開業後1年間で40万人近い来園者を迎えた。アンケート調査によると来園者の範囲も全国に広がっている。兵庫県下の70%はもっともとして、近畿20%，中部2%，関東3%……といった具合である。

来園者は、マイカー・団体観光バスの利用が多く、シーズン中は、園内で用意している乗用車500台・バス20台の駐車場が満車になることがしばしばで、1年間にマイクロバスを含めてバス3,000台、乗用車77,000台が延駐車台数として記録されている。これらの事実は農業公園への交通事情の実態を反映して

いると言える。つまり道路網の整備は比較的はかられているが、大衆輸送機関による来園に不便があるのが現状である。神戸高速鉄道西神線が西神ニュータウンまで延伸されることが望まれる。

園内の案内は、数多くの案内表示によるほか、ワインガールが対応する。彼女たちは、インフォメーションで待機しており、団体客の場合は公園内の説明案内も行っている。

来園者の態様はさまざままで、その様子はおいおい紹介するが、レストラン利用者数・バーベキュー利用者数の合計が入園者数の70%近くを占めることから判断すると、来園の目的は“神戸ワイン”“神戸ビーフ”といった“食”と結びついたワイン城観光が主流であると思われる。このことから、ワイン・ビーフの魅力度を今後さらにアップする方策を考えてゆかねばならないし、また“食”以外の機能充実にも心を配らねばならないと考えている。

(2) ワインとウォーター

神戸ワインは、昨秋の発売開始から今日まで720mlびん換算で約35万本を販売したことになるが、前にもふれたように好評と品薄が重なって供給が必要に追いつかない状況である。

販売は、基幹流通分と農業公園での消費・販売分に分けられる。基幹流通分は酒類卸商をとおし、小売酒店の店頭から一般消費者の手に渡る一番オーソドックスなルートである。後者は、農業公園内のレストラン・パブ・バーベキュー場などで来園者が飲んで消費するものと、農業公園内のワインセラーで来園者が、みやげ用に買って帰るケースとに分けられる。

ワインセラーでのみやげ用販売は、酒類の小売に該当するので㈱神戸ワイン(資本金2,500万円うち神戸市出資52%)を設立し小売免許を取得して、この株式会社が担当している。

しかしながら、神戸ワインが看板の農業公園で、“ワインは品切れです”とは言えないため、品薄の神戸ワインは、いきおい基幹流通分より農業公園内分に配分ウェートが高くなり、基幹流通側から苦情を聞くという極めて苦しい情況である。今まで販売した神戸ワイン35万本のうち基幹流通にのったのは、

12万5千本にすぎない。ただ、農業公園側も無策ではなく、みやげ用として360ml入りの小びんワインを製造し、入園者1人に小びん1本という限定販売で急場をしのいできたのである。

また、神戸の貴重な財産でもある六甲山の天然湧水を保存する意向で商品化にふみきった“神戸ウォーター”も、発売以来今日まで約65万本の売れゆきを示している。販売期間約16か月の成績である。

最近の売れゆきは、やや低調であるが、市民の健康指向にかなったと考える。

(3) レストラン

農業公園におけるレストランは、市民の誰もが安心して低廉な価格で、家庭では味わえない一流レストランのみの料理を楽しんでもらうことに大きな主眼点を置いており、開業以来約13万人の利用客が記録されている。

肉に関しては、殊に吟味を行い、特選神戸ビーフを素材にして提供しており、“肉が柔らかい、旨い”と評判は非常に良く、フルコースの料理である“白い森コース”(6,000円)、“フィレ肉テリヤキコース”(4,300円)は、当レストランの主力商品となっている。

運営面においては、提供する料理の質、原材料の調達、接客サービスも含めて総合的に質の低下を生ぜしめないよう、厨房業務、接客サービス業務といった人的に専門技術を要する部門のみを外部委託とし、原材料、消耗品等の仕入れを協会直営事業として行う方式を探っている。

さらに、専門の料理顧問を置いて、味、メニュー、提供方法、サービス面において質の低下をきたさないよう常時点検を行うとともに、季節メニューや新メニューの開発などについて創意工夫を凝らしている。

今後、レストランの効率的運営を目指していくためには、グランドメニュー中心の一般客対策もさることながら、中央広場、大ホール、特別室、団体食堂等を活用し、イベントの開催、宴会客の誘致及びホテル部門と連動させながらの忘年会・新年会客の対策を確立していく必要がある。

(4) 野外バーbecue

野外バーベキューにおいては、神戸市郊外の緑あふれる自然のなか、神戸ビーフや地元産の新鮮な野菜をダイナミックに焼いて、野外ならではの醍醐味を気軽に味わってもらえるよう工夫している。

開園後の客13万人の動向をみると、日曜日、祝日は一般のグループ客、家族客が多数を占め、日によっては席が確保できなくて客が溢れるという盛況ぶりである。平日は、市内又は近郊のPTA、婦人会、自治会、労働組合、官公庁、企業等の団体客の利用が多い。

バーベキューの価格が、肉、野菜、おにぎり、ソースのセットで1人前1,550円と安価で、しかも神戸ビーフを使用しているため肉の味が良く、人によっては二度、三度と足繁く通うファンもみられる。

バーベキューの特徴として、①値段が安価である、②会場の規模が大規模である、③セルフサービス方式であること等があげられる。

このセルフサービス方式のメリットとしては、①肉、魚貝、野菜等の材料を消費者の選択により一品毎单品で買える、②人件費をカットした分だけ原価を低く維持できる、③大量の客をスムーズにきばける、④従業員に干渉され少いため、家族客の場合アットホームな雰囲気で食事を楽しめ、グループの場合、気楽に親睦を深めることができる等があげられる。

(5) ホテル
南欧ムードを持ったホテルはコンチネンタルスタイルの洋室(11室)と落ちついた雰囲気の和室(20室)から成っている。
宿泊産業の現状を眺めてみると、従来のホテル、旅館に加えてビジネスホテル・民宿・ペンション等多種多様にわたっている。それは、社会・経済環境の変化によるものであり、具体的には宿泊の目的やニーズが多岐にわたっていることによるものと思われる。

当ホテルもこうした経営環境の変化に対応した経営感覚・経営手法を取り入れていく必要がある。

こうした観点からホテル部門の現況をみると、利用の範囲は多岐にわたっており、土曜日及び祝日の前日は家族客が圧倒的に多く、満室状態となっている

が、ヴィークデーは空室が目立っている。

こういったことから、ホテル経営の今後の課題として①観光型リゾートホテルのスタイルを維持しながら、ヴィークデーはビジネス型ホテルとしても誘客対策を行うこと、②農業公園・ワイン城のイメージは、かなり定着しつつあるが、ホテルの存在そのものがあまり知られていないので、この方面でのPR活動の強化に努めること、③西神工業団地に今後とも企業立地が続くと思われるるので、この方面での顧客の拡大を目指すこと、などがあげられる。

(6) 日曜朝市

毎日曜日の朝7時から農業公園で開かれるのが“日朝曜市”である。ここ10か月の平均来客数は1回あたり約500人であり、今まで延べ2万5千人が記録されている。夏の日曜日には、早朝から開園を待ちわびる“朝市”来訪者の列ができる。多い日は、700名あまりの市民が集まり、前夜からの宿泊客100名あまりが加わって、日曜日の朝のワイン城を賑わせている。

“朝市”には、市内で栽培された四季おりおりの新鮮野菜・果物や、生けもの魚が、市内農漁業者の手で運び込まれ、いずれも飛ぶような売れゆきである。そこでは、ものの売り買いだけでなく、生産者と消費者との対話が、あちこちで交される。“朝市”は、都市と農村との交流の場であるとも言えるし、市域農漁業への市民の関心を高めることにも寄与していると思われる。この“朝市”的企画実施は、生産者を主体に結成された朝市実行委員会があたっている。

アンケート結果によると、自動車による来訪が89%と断然多く、住所別でみると西区の43%について須磨区が27%であり、三木・明石など市外からのお客も13%にのぼっている。来訪の頻度であるが、だいたい毎週が29%，隔週が27%となっており常連客が多い。

鮮度・価格などの評判はどうであろうか。新鮮だ97%，安い77%と好評である。自由意見欄では、“続けて頑張ってほしい”と記載されたものが7件もあった。

(7) 農業体験実習

自然に恵まれた環境の中で、学童、都市生活者に農業を見・知り、体験してもらうために、農業体験実習教室を開いている。表一5のごとく農業公園の北側に建設された神戸市立自然環境活用センターを含めて日帰りコースと宿泊コースを設定している。

表一5 農業体験実習カリキュラム一覧表

日帰りコース

番号	コース名	学習の要点(中心)
1	農業を体験し作物の生態を学習しよう	イチゴの定植、ワイン用ぶどうの誘引・収穫、スイカの敷ワラ作業、葉ばたんの中耕・青虫取り、春菊の収穫、シイタケの種菌入れなどに汗を流し農業の楽しさを体験する。また豆腐づくりの実習もできます。
2	手工芸を楽しもう	ワラぞうり、なわない、しめ飾りなどのワラ細工ならびに竹とんぼ、紙てっぽう、竹馬などの竹細工が実習できる。また、きねを使っての楽しいもちつきも体験できます。
3	創るよろこびを味わおう ——やきもの教室——	やきものづくりの知識やつくり方を学び、創作のよろこびを味わう。
4	農業の実態を学習しよう	米の収穫から調製までの工程、酪農経営の状況などが学習できます。

宿泊コース(1泊2日)

5	美しい青空の下、土にふれ汗を流そう	玉ネギ・ソラマメの除草・収穫、花木・バラ園の除草、ワイン用ぶどうの剪定、春菊の播種、イチゴ苗の掘り上げなどの体験をし、夜には澄みきった夜空の下で天体望遠鏡による天体観測ができる、充実した学習ができます。
6	手づくりの楽しさを味わおう	ワラ、竹を使って創作をし、失われつつある手づくりのよさを味わう。
7	舞子焼を学ぼう	陶芸家 南 汎氏から舞子焼の由来、特徴を学ぶとともに、創作のよろこびを味わう。また、夜は美しい夜空の星を観察し、宇宙の神秘さに思いをはせる。

(注) 上記カリキュラムは、基本的なものであり、ご希望に応じて組み換え等相談に応じます。

教職員に引率された小学生・中学生の団体や子供会等のグループだけではなく、県内他地域の各種農業従事者、関係者（農協青年部、婦人部等）の研修プログラムの一部としても採用されるなど利用が広がりつつある。さらには、ボーイスカウト、ガールスカウトの集会、キャンプに際しても野外活動の一部として体験学習がとり入れられたりしている。

また陶芸館においては、舞子焼南汎氏の指導により1日陶芸教室による創作を楽しむことができる。

(8) イベントの開催

農業公園は、関西初の本格的ワイナリーであるうえに、数々の余暇対応機能を兼ねそなえていることから、またハイカラ神戸のイメージが相乗効果を及ぼして、それ自体かなりの集客能力をもっていると考えられる。しかし、公園の施設整備事業は今なお進行中のものもあり、ワイン城自体の集客力を補完するためにも、イベントその他の企画による集客対策は欠かせないものである。

この一年間に実施したおもなイベントは、おおむね表一6に示すとおりであ

表一6 開催イベント

	春	夏	秋	冬（予定）
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スプリングフラワーフェスティバル'85 ○神戸市花卉品評会；写真大会、写生大会、野焼き、料理教室、音楽演奏、植木市 ○魚のつかみどり ○宝さがし ○カラオケ大会 ○ぬいぐるみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○雪と遊ぼう ○雪ダルマ、雪合戦 ○花火大会 ○カラオケ大会 ○音楽演奏 	<ul style="list-style-type: none"> ○宝さがし ○雪と遊ぼう ○カラオケ大会 ○ちょうさんと遊ぼうチビッコ大集合 ○カラオケ大会 ○音楽演奏 ○第1回神戸ワインまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ○フラメンコの集い ○ちょうさんと遊ぼうチビッコ大集合 ○音楽演奏 ○正月催し ○サイン会、マンガ映画、タコ上げ大会 ○ワインシャトーカロスガントリ

り、主として入場者参加型イベントが多い。

イベントは、入場客を楽しませるだけでなく、イベントの実施予定をPRすることで集客効果を生む。この意味あいで、少なくとも四半期単位でイベント計画をつくり、PRしてゆくことが大切だと考えている。

イベントの集客力は大きい。事実、本年の11月2・3・4日の期間3日の“第1回神戸ワイン祭り”では、延べ15,000名の入園が記録された。

5 地域振興効果

神戸ワイン・農業公園が農業振興の一策として、全国的に注目され、また、中南欧風のワイン城を核としたメルヘンチックな風景が、観光の名所として開園以来知名度が高まり、市域農業の活性化と新展開に波及効果が現われつつある。

(1) 神戸ワインの知名度高まる

温暖な瀬戸内気象の下、太陽の恵みと豊かな風土が伝えるぶどうから作った香り高い神戸ワインは発売以来めずらしさと飲みやすさがうけて爆発的な売れゆきで慢性的な品不足が続き“幻しのワイン”といわれており、ぶどうの生産量増大が大きな課題である。

(2) 朝市等の開催で市内農産物の消費拡大と交流が深まる

毎日曜日に園内で開く“朝市”は、市内産の農水産物が、新鮮さ・安さが魅力で固定客がふえつつある。また、季節ごとの果物（梨・ぶどう）、花木、野菜をみやげ物として販売し好評を得ている。

レストラン、バーベキュー場で使用する“神戸ビーフ”は、神戸市場での枝格付「上」以上の純粋の神戸ビーフ枝肉を使用し、これが消費者の本物指向にマッチし、その使用量も年間200頭をこえている。

(3) 実用技術の開発と農業指導

市内には約7,000戸の農家が5,560haの農地を利用して近畿圏でも有数の営農を展開している。日進月歩の農業の実用技術の開発や品種改良（イチゴ、カーネーション）栽培技術指導をおこなっている。

(4) 食文化の高揚

“神戸ビーフ” “神戸ワイン” “神戸ウォーター”，そして新鮮な農水産物を使ったオリジナルメニュー約60種はグルメの興味をそそっている。

(5) 新神戸名物誕生

ワインやワイン城をテーマにした食べ物やみやげものが増え，新しい神戸名物にワインを使った菓子がコンテストに入賞するなど地場産業が育ちつつある。

(6) 地域活動の場として交流が増える

市民団体の例会や，職域の研修会，同好会，サークル活動に利用され，ときには宿泊のともなったものもあって，コミュニケーションの輪が広がりつつある。

(7) 就業機会の増加

年間約40万人の来園者が利用する園内の各施設では，農業者を含め近隣の人々の就労を促進し繁忙期には100人以上が働いている。

(8) 観光施設としての利用拡大

広大な果樹園地と緑に映えるワイン城は，その風景が観光施設として魅力が高く，来園者も広範囲に及んでいる。そしてアンケート調査によると，公園の印象は，よかったですと答えたのが74%以上となっており，2回以上の来園者が22%となっている。

また農業公園という名称は全国唯一のものであり，自治体，議会，農業関係者の視察，問い合わせがあいついでいる。

6 将来ビジョン

開園以来1年余り，“農業公園と神戸ワイン”的ユニークな組み合わせで各界各層の注目を集めてきた。

しかし，彼岸に至るための課題も多い。今後，これら課題を克服して，更なる発展を期す考えである。

(1) 市域農業の新展開

農業振興を発想の原点において “神戸ワイン・農業公園プロジェクト” は、 “新しい市域農業展開の学校” でなければならない。すなわち、省力化と大規模営農の実現、地域のもつ諸条件を最大限に活用した営農、農産物高度加工による高付加価値の創出、先端技術をはじめ諸科学の総合活用……、このプロジェクトがねらいとしていることを成功させ、これが教訓となって今後の市域農業展開に生かされることを願っている。

この成功が、自立型産業を指向する市域農業展開に及ぼす効果は大きいものと考えられる。今後、市域内での大規模農地開発地においてこのプロジェクトの経験を生かし、新しい営農分野で、第2・第3の農業公園プロジェクトを夢みている。

(2) 神戸ワインの原料の確保と品質向上

神戸ワインの原料用のぶどうは、団地に植栽された4万本の欧洲系のワイン専用ぶどうである。

このぶどうは、成木になるまで7～8年かかるため、昭和64年に100万本のワイン生産を目指している。

この目標達成のため今後、1樹当たりの着果数量増大のために栽培の適正管理に努めるとともに、栽培技術の向上を図る必要がある。さらに、安定的な原料確保策として高和団地につづいて新しいぶどう団地（平野町）の造成が急務である。

また、ワインは国際商品であり、外国製品に負けない品質のよいワイン作りのための醸造技術の向上、さらに商品の多角化を図るために、梨・柿・いちごなどの果物を原料とした甘味果実酒等の新商品の開発に努める必要がある。

(3) 施設の充実と利用者の増大

開園以来40万人の入園者を迎えたが、今後50万人・60万人……と目標をあげていきたい。

そのためには、施設の整備と内容の充実したイベントを開催し、より楽しい雰囲気を醸しだす必要がある。本年11月に初の試みとして“神戸ワインまつり”を開催したが、これの充実や、新しい食と緑の創造を内容とするイベント

など、魅力あるイベントの企画をはかってゆきたい。

また、施設についても民具農具館、釣堀、すべり台、バードゲージ等を設置し、家族ぐるみで1日中楽しめるような公園を目指したい。

(4) 國際交流

神戸ワインの目標とするところは、“世界に冠たる神戸ワイン”である。その評価を得るためにには、自身の努力、研究もさることながら、ドイツ・フランス等のぶどう栽培技術、醸造技術を積極的に学び、これらの技術交流を深めることもまた重要なことである。

また、ワインをつうじての国際交流・国際親善を深め、“K O B E”的イメージ向上に寄与すべきだと考えている。

7 おわりに

師走に入って、ようやくワイン城も客足が鈍ってきたが、昨年晩秋の開業以来のあわただしい1年を振り返ってみると、手さぐりながらプロジェクトの目標に向かって、ほぼ順調に推移してきたと言えよう。“神戸ワイン”も“神戸ビーフ”も“ワイン城”も、いずれも広く市民から高い評価をえてきたのはなによりであった。入園者40万人、ワイン35万本売り切れ、消費した牛肉が200頭……である。

ただ、本稿の中でふれたように将来に向けての課題も多い。今後“初心忘るべからず”的心意気でプロジェクトの発展に向けて関係者一同たゆまない精進が必要である。

神戸タワーサイドホテルの経営

田 村 篤 雄

(神戸市民生活協同組合専務理事)
(神戸協同興業株式会社社長)

1 神戸タワーサイドホテルの生い立ち

まず最初に、神戸タワーサイドホテルが生まれた経緯について触れておきたい。

(1) 中突堤地区環境整備事業の一環

もともと神戸タワーサイドホテルは昭和44年、神戸市の中突堤地区環境整備事業の一環として次のような目的で建設が計画された。

- ① 修学旅行生等団体の宿泊施設
- ② 濱戸内海航路利用者及び港湾関係者の利便施設
- ③ 万国博覧会（大阪で昭和45年に開催された）を控えての宿泊施設

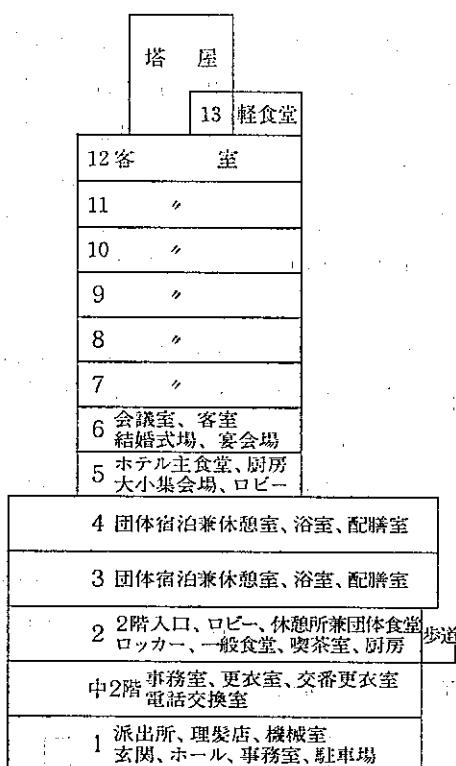
昭和45年、社団法人神戸港振興協会が神戸港中突堤基部の市有地約 1,000 m²に地上13階（当初構想12階）鉄筋コンクリート造りの宿泊施設を上述等の目的で建設。「神戸みなと旅行会館」の名称で、同年3月23日オープンした。建設地は中央区波止場町、日本交通公社経営の「みなと会館」跡地であった。

13階建ての会館は6～12階がホテル、3、4階が修学旅行生をはじめとする団体旅客用の団体宿舎として、また13階に軽食堂（その後、和風レストランに改築し、改装）を配置し、中突堤での内航乗降客（昭和43年当時、220万人）からの利用を狙った。

ホテルは、当初 147室（ツイン92室、シングル50室、和室5室）で収容人員240人余り。一方、団体宿舎は23室、収容可能人員は300～400人であった。

図一1の各階配置図でみるよう、1階及び5階以上を神戸タワーサイドホ

図-1 昭和45年当時の各階配置図



資料：神戸市港湾局発行「PORTNEWS」No. 24

テルとし、また2—4階を神戸市立神戸旅行会館「かもめ荘」としてオープンした。

和洋2つのレストランのほか、結婚式場、宴会場及び会議室を備えたホテルは、株式会社神戸ホテル阪神が経営にあたり、都市ホテルとして施設設備のグレード及びイメージ・アップ化が図られた。

以上、万国博の開催に備えて神戸港の表玄関の整備が進められ、新港第4突堤には外航旅客ターミナルの建設、中突堤では内航旅客向けのセンターとして神戸みなと旅行会館の建設がなされ、神戸タワー・サイドホテルはこうした背景のもとでその役割の一翼を担うべく誕生したものである。

2 神戸市民生協が経営するに至った経緯

(1) 神戸市民生協へ経営の打診

神戸タワー・サイドホテルは本格的な都市ホテルとして市街地では五指に数えられ、神戸・三宮周辺では部屋数からはオリエンタルホテル、ニューポートホテルに次ぐホテルであった。しかし、同ホテルの経営に携ってきた関神戸ホテル阪神が昭和50年10月、翌年1月末日をもって経営返還する旨、神戸市へ申し入れた。返還の理由は、昭和48年の石油ショックに伴う物価、人件費の上昇に

よる経営の悪化。さらに将来、道路計画により高速道路にはさまれることになっており、環境が悪化する等であった。

同年7月、経営返還の意向を伝えられた神戸市から次の運営主体として神戸市民生協に打診があった。神戸市民生協（正式名称、神戸市民生活協同組合。昭和30年3月創立）では、火災及び交通災害共済の共済事業を中心に、観光、住まいの改善、結婚式場（当時）、駐車場、貸会議室等の生活に密接した諸事業を手がけるとともに、神戸市からの委託を受け、垂水区東舞子町にある神戸市いこいの家、舞子ビラの管理運営を昭和45年10月より行なってきていた。

(2) 準備室の設置

これまでの舞子ビラにおける宿泊関係及び結婚式場運営で培ってきた運営経験や実績を土台に、神戸市民生協内部で検討と調査を実施した。同生協の創立30周年記念誌にも当時のことが記述されているが、舞子ビラでの実績があるとはいえ、本格的なホテル経営に進出するには未知数な部分も多く、二の足を踏む類の消極論もあった。

前向きな姿勢で取り組んで行く過程で、内航旅客を含む市外観光客の推移をはじめ、既存の市内ホテルの規模や動向、それに立地条件・環境、設備、人(パー

表-1 年次別市内ホテル・旅館一覧

(軒、室、人、%)

区分	時点 昭和53年4月1日現在				昭和55年4月1日現在				昭和57年4月1日現在			
	軒数	室数	収容員数	構成比率	軒数	室数	収容員数	構成比率	軒数	室数	収容員数	構成比率
市 街 地	245	3,684	10,578	60	249	4,103	11,111	62	255	5,471	13,272	64
旅 館	235	2,642	8,778	50	235	2,622	8,718	49	235	2,667	8,818	43
都市ホテル	3	459	770	4	3	459	770	4	5	1,201	2,069	10
ビジネスホテル	5	466	682	4	9	887	1,275	7	13	1,465	2,032	10
リゾートホテル	2	135	348	2	2	135	348	2	2	138	353	1
有 馬	48	1,361	7,001	40	47	1,311	6,801	38	48	1,415	7,319	36
神戸市全体	293	5,045	17,579	100	296	5,414	17,912	100	303	6,886	20,591	100

資料：昭和56年版「神戸観光白書」VOL. 5

ソナリティ), サービス面での付加価値等種々の角度から検討を加えていった。

その結果、ホテル運営は可能との判断に達したのが、打診があってから約半年近く経過した昭和50年11月の時点であった。

神戸市及び所有主である(社)神戸港振興協会へ、同ホテルの運営受託を正式に申し入れると同時に、神戸市民生協会館内に「神戸タワーサイドホテル運営準備室」を同年12月に設置した。

ホテル業務全般にわたる職員研修等ホテルマンとしての心得について教育を受け、昭和51年2月1日午前零時、徳神戸ホテル阪神から神戸市民生協にホテルの経営が移管された。ホテル機能を中断することなく円滑にフロント業務が受け継がれた。

ホテルの名称については、ホテル名の浸透度を考慮し、従来からの「神戸タワーサイドホテル」を継続使用する方が得策と判断し、そのまま引き継いだ。

3 移った以後の経営改善策

(1) 思いきった合理化と大衆化

運営の基本方針として掲げた内容は次の通りであった。

- ① 商用で神戸を訪れるビジネスマンのほか、ひとり旅の女性客等に安心して泊まれるエコノミカルな料金システムと新鮮な料理でミナト神戸の良さを味わってもらい、ひとりでも多くの人に神戸を理解してもらう。
- ② 市民に対して舞子ビラ同様「市民の応接室・サロン」としてご家族連れでの食事や団らんに、また同窓会、誕生パーティ、展示会場等に幅ひろく、そして気楽な雰囲気でご利用いただくよう神戸っ子の「マイコウベ・マイホテル」にイメージ・チェンジし、装いも新たに出発する。
- ③ 食堂部門は専門業者に委託する。
- ④ 結婚式場は原則として行わない。式場跡は集会所、宴会場に転用する。
- ⑤ 従業員15人の最少人員でホテル運営にあたる。

合理化と大衆化への大きな方向転換としてまず、政府登録国際観光ホテルの資格を返上。格式ばったホテルイメージを脱皮し、気軽に安心して利用できる

表-2 新旧宿泊料金表

種別	旧料金				新料金			
	宿泊料	サービス料	税金	計	宿泊料	サービス料	税金	計
シングル(バスなし)	(円) 2,400	(円) 240	(円) 2,640	(円) 2,500	(円) 2,500	(円) 240	(円) 2,500	(円) 2,500
シングル(バス付き)	3,200	320	3,520	3,400	3,400	320	3,400	3,400
シングル<セミダブル>(バス付き)	3,500	350	200	4,050	3,800	230	4,030	4,030
シングル<ソファベッド付き>(バス付き)	3,800	380	230	4,410	3,800	230	3,030	3,030
ツイン(バス付き)	5,000	500	5,500	6,000	6,000	500	6,000	6,000
ツイン(バス付き)	5,500	550	6,050	6,000	6,000	550	6,000	6,000
トリプル(バス付き)				7,500				7,500
特別室(バス付き)	9,000	900	600	10,500	12,000	900	12,900	12,900
ダブル(バス付き)	6,000	600	6,600	6,800	6,800	600	6,800	6,800
ダブル(バス付き)	5,500	550	6,050	6,800	6,800	550	6,800	6,800
和室(2人使用)(バス付き)	5,500	550	6,050	6,000	6,000	550	6,000	6,000

(注) 新料金は、昭和51年2月1日神戸市民生協がホテル運営を開始した宿泊料金。

旧料金は、㈱神戸ホテル阪神の経営時。

「市民のサロン」的雰囲気のあるビジネス的ホテルを志向、ホテル運営のコンセプトとした。

前経営者のもとで政府登録国際観光ホテルとして神戸タワーサイドホテルの名が広く知られており、経営の移管後もミナト神戸の玄関口に位置するホテルとして、リゾート的情緒を濃厚に残しながらおかつ市民サイドに立ったホテル経営をめざした。

前述の基本方針①のエコノミカルな料金システムとして従来からのサービス料10%を廃止し、表-2の新料金を

表-3 種別客室数及び面積

種別	室数	面積
シングル(バスなし)	(室) 12	(m ²) 11
シングル(バス付き)	81	11~17
ツイン	48	17
特別室	1	35
ダブル	12	19
和室	5	23
	総数 159	

(注) 昭和51年2月1日現在。その後、1室増し(シングル)の160室となる。

設定した。また基本方針⑤の従業員数のしばり込みについては、 レストラン部門を切り離して民間業者に再委託するなどして従業員数を極力抑え、 かつて62人（うちホテル部門28人）いたのを45人に減らし、 うち生協職員で構成するホテル部門は15人にしばり、 徹底した経営の合理化を図った。しかし、 レストラン部門を民間業者に再委託したもの、 充実化については力を注いだ。高級メニューをやめ、 サラリーマンやOL、 觀光客等が気軽に利用できるようにメニュー構成も切り替えた。

(2) 1年で黒字転換

神戸市民生協のホテル経営は全国でも珍しいケースということもあり、 マスコミをはじめ各方面から大変に注目を集めた。しかし、 “素人の商法” “武家の商法” と危惧される一面もあった。

ホテル経営進出にあたっては、 前述のごとくあらゆる角度から検討のうえ、 収支目論見を立て、「GO」の判断を下したわけであるが、 いざ蓋を開けてみるまでは不安がつきまわったことは言うまでもない。

オープン3か月後の実績では、 客室利用率は当初の80%の予想を10ポイントも上回る1日平均90%， ツイン・ダブルルームの1人使用も多く、 実質的には満室の状態となった。

“素人商法” でつっ走ったわけであるが、 経営のバトンを引き継いでから1年、 早くも黒字経営に転換することができた。年間宿泊利用客数が72,515人、 会議室利用者17,422人。（1日の客室平均利用率は年間を通じて90%に達した。オープン3か月間の利用状況が好調に持続し、 当初予想を10～15ポイントも上回る結果になった。）

免税点を考慮した低料金設定と公的なホテルとしての安心感が女性等の観光客やビジネス客の心をとらえたと言える。一方、 食堂部門も宿泊者や会議室利用人員の増加に伴い、 売り上げ増となった。割安なメニューをそろえて市民のレストランとしてのイメージ定着を図ったことが好結果につながったと考えられる。

わずか1年で黒字転換となった最大の要因は、 とりもなおさず従業員数の人

員抑制をはじめとする思いきった合理化と大衆化によるものであった。同時に神戸市関係部局の協力に支えられ、公的ホテルのイメージ助長が増幅された点も重要な要因として見逃せない。

4 その後の推移と現状

(1) 新会社、神戸協同興業株式会社の設立

「生協経営」で一気に黒字に転換、ユニークな生協ホテルとしてマスコミでも取り上げられ、全国でも話題となつたが、1年5か月後の昭和52年7月、消費生活協同組合法上の問題もあり、運営形態を生協方式から株式会社方式へ切り替えることになった。

そこで市外郭団体等9団体の共同出資による「神戸協同興業株式会社」（資本金4千万円）を発足させ、会長には神戸市民生協の理事長でもある宮崎辰雄神戸市長が就任し、引き続きホテル経営を行つた。運営については従来通りの体制で進めていた。新会社の事業目的はホテル経営だけにとどめず、観光事業や物品販売業、その他付帯事業を加え範囲を広げた。

表-4 現在の施設内容

ホテル	客室	160室
	宿泊可能客数	232人 収容人員
	大宴会場 (160m ²)	1室……<ディナー> 100人 <レセプション> 150人
	中小宴会場 (60m ² ~100m ²)	2室……<ディナー> 30~50人 <レセプション> 60人
	結婚式場 1室	
パブ	レストラン 洋食	58席 和食 110席
	洋食	120席 喫茶 40席
	ビアハウス	8席
別館	客室	22室
	宿泊可能客数	140人

ホテルの経営

(2) 多店化と施設の充実

神戸タワーサイドホテルの2~4階部分は神戸旅行会館かもめ荘として修学旅行等の団体客用の宿泊施設に使用されていたが、昭和53年4月1日より同施設の経営を神戸市港湾局を経由して社団法人神戸国際観光協会より引き継ぎ、ホテルの別館とした。

2~4階を新しく別館として再スタートさせた昭和53年春、朝日新聞社と全国高等学校野球連盟（高野連）の依頼を受け、夏の全国高校野球選手権大会の宿舎として参加チームを受け入れることになった。同年8月の夏季大会で佐賀県代表の小城高校を受け入れ、市内ホテルでの先鞭をつけた。（58年春よりは、毎日新聞社主催の全国高校選抜野球選手権大会の受け入れも始めた）さらにポートアイランド北公園にある、みなと異人館<(社)神戸港振興協会管理>

表-5 年次別利用状況 (%, 人, 件)

	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
宿泊稼動率	91%	93%	93%	89%	88%	84%	81%	85%	89%
宿泊利用人員	73,787	75,941	77,014	73,724	72,607	72,560	67,159	71,074	74,817
会議室利用件数	548	766	875	1,017	862	720	682	815	713
会議室利用人員	16,402	18,649	22,879	27,917	22,450	19,638	19,743	21,003	19,973
修学旅行学校数			25	31	32	77	55	52	66
修学旅行利用人員			2,498	3,580	4,628	7,340	5,389	5,487	6,941
別館利用人員			33,371	39,338	38,207	36,129	33,852	32,823	34,547

表-6 年次別ビジネスホテル客室利用状況

(単位: %)

年度	全国平均	北海道	東北	関東	甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州
54	80.3	84.2	75.2	87.8	71.7	79.5	79.8	77.1	78.6
55	80.5	80.4	75.9	86.2	69.7	79.8	83.1	79.6	77.5
56	79.2	76.8	74.1	84.2	28.7	76.5	83.6	79.7	78.8
57	77.9	74.4	71.0	83.5	69.6	75.4	78.2	77.8	77.5
58	78.4	73.4	72.6	86.2	72.9	73.8	79.5	74.2	76.5

資料：全日本ビジネスホテル協会

表-7 昭和59年度地域・月別宿泊利用状況

月 地域	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
北海道	(件) 19	(件) 28	(件) 20	(件) 15	(件) 9	(件) 21	(件) 29	(件) 37	(件) 27	(件) 19	(件) 7	(件) 25	(1%) (件) 256
東 北	21	18	14	30	20	33	24	36	5	20	21	25	(1.2%) 267
関 東	690	611	645	595	643	638	630	673	652	610	634	770	(33.4%) 7,791
甲信越	71	111	69	85	103	106	95	76	54	46	64	128	(4.3%) 1,008
中 部	237	239	143	222	345	261	224	188	202	292	213	400	(12.7%) 2,966
近畿	647	514	573	581	531	535	446	403	717	628	514	596	(28.6%) 6,685
中国四国	279	236	196	248	235	294	240	211	203	245	286	313	(12.8%) 2,986
九 州	92	121	97	113	157	134	116	119	98	88	135	130	(6%) 1,400
合 計	2,056	1,878	1,757	1,889	2,043	2,022	1,804	1,743	1,958	1,948	1,874	2,387	(100%) 23,359

(注) 総宿泊人員 74,817人(別館含まず)

内の1階喫茶軽食コーナーの運営を同年10月からホテルの直営店として営業。
 また昭和56年11月、ポートタワー内の食堂・喫茶・うどん店の営業も開始した。

ホテル内施設の有効活用

用としてはかもめ荘時代、喫茶室に利用され移管後遊休となっていたスペースをピアハウスに改裝。昭和54年7月より「ローゼンブルグ」としてオープン。内装はドイツピアホールを模し本格的なものとした。このようにも多店化及び施設の充実化を図ってきた。今後もさらに積極的にネット

表-8 全国高校野球大会出場校別館宿泊一覧

	春	夏
(昭和)53年		小城高校
54年		佐賀商業高校
56年		佐賀学園高校
57年		佐賀商業高校 熊本工業高校
58年	熊本工業高校	鳥栖高校 東海大付属第二高校
59年	佐賀商業高校	唐津商業高校 鎮西高校
60年	東海大付属第五高校 (福岡)	佐賀商業高校 熊本西高校

ワークを広げ、多角化展開を志向しながら経営の安定化を図っていきたいと考えている。

(3) 営業活動の展開と現状

「マイコウベ・マイホテル」のキャッチ・フレーズを合い言葉に、宿泊をはじめレストラン、会議、宴会等の利用呼びかけをオープン以来、積極的に展開。市民向けには市民のサロン・応接室としての利用を、また観光向けには“ミナトのロマン”が神戸のチャーム・ポイントになっているのをベースに「ミナト神戸のシャレたホテル」に「公的な、安心して泊まれるホテル」を組み合わせてPRを展開。遠来の若い女性層には女性雑誌等で上述のイメージPRを実施している。

客層の内訳は大別すると、①ビジネスマン60%、②女性グループ30%、③外人客10%が平均的な割合であり、ビジネス客も関東、九州方面からの客が多数を占め、2~3泊する滞在型が多い。外人客も1日平均30人余りが宿泊している。上述②の女性層では特に若い女性グループ客の増加が目立ち、なかでも夏季シーズンには宿泊客の6~7割をこれらの客層で占めているのが数年来の傾向になっている。

関東方面のビジネスマンの宿泊利用については毎年、キャラバンを編成して企業巡りを実施している。また官公庁をはじめ市内の各方面への営業活動については、ホテル部門とレストラン部門が一体となって従前からの顧客の確保と同時に、新規顧客の開拓に鋭意努力している。さらに別館の修学旅行生の受け入れについても、単に受け入れを待つばかりではなく、利用された学校や旅行代理店等へ積極的に継続利用の勧誘に回っている。

一方、ホテルでの挙式を望む声もあって担当者の増員をすることなく、なおかつ挙式サービスを低下させない形で利用者の要望にも応えていった。舞子ビラでの挙式業務や実績が大いに役立つことになった。

宿泊料金については、オープン当初から値上げを回避し、サービス料の廃止という実質的な値下げでスタートしたが、ホテル設備・備品等の充実や諸物価の上昇とを勘案する一方、免税点の推移に注意しながら料金改定を行うとともに

に、昭和55年10月サービス料(10%)を再設定し、サービスの一層の強化に努めた。

昭和51年2月1日に神戸市民生協がホテルの経営を引き継ぎ、さらに翌年7月1日には新会社を発足させ今日に至ったわけであるが、各関係方面のご協力を得て表-5のような実績を作ることができた。

表-9 月別客室利用率(昭和59年度)
(単位:%)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
85	90	81	89	96	90	92	89	81	82	92	96	89

表-10 ビジネスホテル地域別・月別客室利用率
(単位:%)

地 域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北 海 道	60.3	66.7	85.7	88.9	93.6	86.0	75.9	58.6	54.3	63.7	75.1	71.3
東 北	70.8	69.2	74.9	76.2	75.6	77.6	79.9	72.7	66.2	60.7	72.6	76.5
関 東	85.7	81.6	85.3	85.5	88.0	86.7	91.6	89.3	76.7	77.0	94.1	92.6
甲 信 越	67.5	65.7	72.1	77.8	82.2	74.3	79.9	73.8	67.5	61.4	74.6	78.0
中 部	72.0	71.0	71.7	74.1	78.4	72.6	78.9	76.7	67.8	65.5	77.9	78.9
近畿	81.6	75.9	75.9	78.0	84.1	79.2	84.4	81.3	69.0	72.4	84.5	88.6
中国・四国	77.6	70.8	74.5	76.5	76.7	73.9	79.6	76.8	63.5	63.1	77.3	79.8
九 州	74.2	72.6	73.6	76.3	79.5	75.5	81.5	80.4	68.8	67.8	82.5	86.1
全 国 平 均	77.0	74.0	78.3	80.1	83.0	79.8	83.8	79.5	69.0	68.8	83.1	84.2

資料：全日本ビジネスホテル協会 (58年度)

表-11 主要ホテル地域別・月別客室利用率
(単位:%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
京 浜	68.5	87.2	84.8	89.6	85.0	78.3	76.7	81.7	81.7	93.2	88.4	66.7
京 阪 神	62.4	71.3	76.6	77.9	77.0	65.8	65.1	72.3	71.1	84.8	83.7	57.7
地方都市	59.0	69.1	72.6	67.9	71.1	69.5	71.1	76.7	72.8	77.8	71.3	56.8
リゾート	49.3	56.2	63.9	57.9	56.1	49.1	56.1	80.5	51.7	57.8	58.1	40.5
平 均	60.6	72.1	75.2	74.0	73.3	67.5	68.7	77.8	71.1	79.8	76.1	56.9

資料：日本ホテル協会 (59年)

宿泊利用率では昭和51年度より59年度までの平均利用率が88%に及び、利用延べ人員も658,683人に達している。月別の客室利用率も別表（表9-11参照）の通り全国的にみても高利用率となっている。また別館の修学旅行生の受け入れも計338校、延べ人員35,863人に達している。利潤も昭和59年度6,500万円を計上している。

ホテルの経営にあたっては、徹底した合理的運営と顧客サイドに立った低廉で良質なサービス、料理の提供を心がけている。特に当ホテルの前面のメリケンパークの完成を目前に控え、昭和51年以来手をつけていなかったホテル施設（客室、宴会場、会議室、食堂、ロビー等）の改装については、ホテルリフレッシュ中期計画を策定のうえ段階的に実施し市民、利用者の多様なニーズに対応できるように取り組んでいる。

しかし、ホテルを取り巻く環境の変化やホテル利用者のニーズ、嗜好の変化も早い。これらの時代の変化、流れにおくれることなく少しでも先取りした形でホテル運営に取り組まねばならないことは言をまつまでもない。ホテル利用者の快適性や安全性に最大の努力を傾注することも同様である。

アメリカのホテルを近代産業に育てあげたスタットラーの言葉に“Life is service. The one progress is the one who gives his fellow a man a little more, a little more, a little better service”.（人生とはサービスである。進んだ人は仲間に少しでも多く、少しでもよいサービスを与える人物である。）という有名な言葉があるが、ホテル経営をするうえで最も基本的なテーマと思われる。

5. 結　び

ホテルは歴史的には上層階級の一部の者の専有物であった。しかし、現在ではホテルは庶民にとって高嶺の花的存在ではなく、ぜいたくなものでなくなってきた。開かれたホテル、誰でも利用できる都市の広場としてコミュニティ・プラザの性格を帯びてきたのである。その結果、客層の多様化、大衆化に伴いホテルの利用目的が多様化するにつれて、ホテルの施設内容、提供するサービ

スもそれに対応して多様化せざるをえなくなってきたのである。

ホテルは本来、基本的には①宿泊機能（泊まる）②飲食機能（食べる）③遊びの機能（遊ぶ）④コミュニティ機能（集う）の4つの機能があると言われている。今日、ホテルとはこれらの諸機能を有機的に結合させ、複合化させることにより、以上述べた顧客ニーズの多様化、多元化に対応できるサービスを提供する生活文化産業であると言える。

端的に言えば、ホテルとは地域社会における複合化されたコミュニティ・センターとしての役割と目的を持つ公の施設、すなわち都市装置の1つであり、都市型産業としての性格を有している。

一方、余暇時間の増大、余暇行動圏の拡大等により地域住民サービスに対するニーズの高度化、多様化に対し効率的かつ弾力的に対応するためには、地方公共団体の施設供給体制だけでは対応に無理があり、第3セクター的発想による特色あるサービスの提供の必要性が高まってくるのである。まさにホテルはそれを担っていると言える。

特にホテルに対し最近、多少カゲリが見えてきたといわれる国民宿舎的発想、あるいは市民センター的志向ではなく、また宿泊機能に特化される方向だけでもなく、泊まる以外の食べ・遊び・集うという複数の機能が有機的に結合されることが重視されてきている。

ホテルは以上の機能を有機的に結合させた、都市生活を具現する絶好の場所であり、さらには時代の先取りと地域住民の潜在的欲求を顕在化させ、充足させるものである。

今日もはやホテルは地域に密着した余暇施設として、また地域の文化を高めるはたらきをする文化産業の位置を占めており、なお一層展開の必要性が高まってきていていると考える。

表-12 神戸タワーサイドホテルの沿革

年号	ホテルのできごと	社会のできごと
昭和45年 (1970)	4. 神戸みなと旅行会館(13階建て) オープン 1階・5-13階=神戸タワーサイドホテル 2-4階=修学旅行会館「かもめ荘」(ともに岡神戸ホテル阪神経営)	3. 日本万国博覧会(3.15~9.13) 4. 国民宿舎「神戸摩耶ロッジ」オープン 7. 東京で光化学スモッグ発生
昭和48年 (1973)	1. 修学旅行会館「かもめ荘」の運営、(岡神戸ホテル阪神から(社)神戸国際観光協会に移管)	1. ベトナム和平協定調印 6. 神戸市・天津市友好都市提携 8. 神戸市、北区発足
昭和51年 (1976)	2. 神戸タワーサイドホテルの運営、(岡神戸ホテル阪神から神戸市民生活協同組合に移管)	5. 植村直己氏、北極圏単独犬ぞり旅行に成功
昭和52年 (1977)	6. 神戸協同興業株式会社設立 7. 神戸タワーサイドホテルの運営、神戸市民生活協同組合から神戸協同興業㈱に移管	3. 神戸市営地下鉄西神線開業(新長田~名谷間)
昭和53年 (1978)	4. 修学旅行会館「かもめ荘」の運営、神戸市民生活協同組合から神戸協同興業㈱に移管、「神戸タワーサイドホテル別館」に改称 8. 全国高校野球大会出場校の受け入れを開始 10. 「みなと異人館」の喫茶営業開始	5. 新東京国際空港(成田)開港 7. 英で世界初の試験管ベビー誕生 8. 日中平和友好条約調印
昭和54年 (1979)	7. 別館2階を改装、ピアハウス「ローゼンブルグ」オープン	3. 神戸市、「市民防災総合センター」オープン 6. 東京サミット開催
昭和55年 (1980)	10. ホテル宿泊料にサービス料再設定	12. 神戸市、中央区発足
昭和56年 (1981)	4. 外壁塗装工事(~6月) 11. 神戸ポートタワーのレストラン・喫茶運営を引き継ぐ 消防「適」マークの交付を受ける	2. 神戸新交通システム(ポートライナー)開業 3. 神戸ポートアイランド博覧会(3.20~9.15)
昭和57年 (1982)	3. 消防用設備(スプリンクラー) 一部工事	2. ホテルニュージャパン大火災
昭和58年 (1983)	11. 別館410号室を改装、「松乃間」に改装	3. 日本初の体外受精による妊娠成功
昭和59年 (1984)	6. ホテル客室(7~10階)を改装 11. 宴会場「パール」、ロビーを改装	2. 植村直己氏、マッキンレー冬季単独初登頂に成功後、遭難 3. グリコ事件発生
昭和60年 (1985)	6. ホテル客室(11、12階)を改装 開業10周年記念「沖縄招待旅行」実施 7. 2階カフェテリア改装、ファミリーレストラン「ピアマリーナ」に改称 8. 5階レストランを改装、イタリアンレストラン「パルコディマーレ」に改称 ホテルの宿泊料改定	4. くにうみの祭典(4.21~8.31) 7. コウベグリーンエキスポ'85 7.21~11.4) 8. 日航ジャンボ旅客機墜落 1985年ユニバーシアード神戸大会(8.24~9.4)

グリーンピア三木

——施設の全貌と運営の状況——

藤田一之

(三木大規模年金保養基地)
(総務部調査室長)

1 正式名称は“三木大規模年金保養基地”

グリーンピア三木の正式の名称は、「三木大規模年金保養基地」であるが、この基地が人々に記憶され、共感を呼び、親しまれ、愛されるために広く一般から名称を募集した。

その結果、応募総数3,500通のなかから選ばれたのが“グリーンピア三木”という愛称である。

“グリーンピア”とは、あらゆる年齢層が楽しめ、誰でもが利用できるスポーツとカルチャー、生きがいづくりのための緑のユートピアを意味する。言い替えれば、いつくしみのある＜緑のユートピア＞と言うことである。“ピア”という語には、「愛のある」とか「やさしい」という意味もあり、ユートピアやオリンピアなどと音感での共感も期待されるなど、解釈については、それぞれが自由に発想してよい趣旨で命名されたものである。

2 厚生省の大規模年金保養基地構想

昭和47年、年金福祉事業団が設立されて10年目を迎えた頃、直営の福祉施設の設置、運営を実施すべきだとの気運が急速に高まった。当時は、すでに老人福祉の拡充、さらには、週休2日制を採用する企業の増加などと相まって、随所で余暇の健全かつ有効な利用を巡る議論が活発に行われていた。

一方、余暇活動に必要な公的施設に対する需要も高まり、農林水産、運輸、建設、自治、労働の各省並びに各都道府県が相次いで大規模なレクリエーション

ン施設の開発構想を打ち出した。さらには、自然に親しむレクリエーション、青少年のためのレクリエーション対策など、諸施設の整備についても充実強化を図っていく対策がとられていた。

この頃、厚生省は、兵庫県から特別地方債の申請があった勤労青少年を対象とした「兵庫県福祉エリア構想」に次のようなヒントを得た。つまり、厚生年金・船員保険・国民年金受給者の生きがいのある有意義な老後生活を送るための＜場＞の提供と一般勤労者の健全で有効な余暇利用に資することを目的とした大規模年金保養基地の構想がそれである。この構想は、昭和47年10月27日当時の塩見厚生大臣によって、その概要が次のとおり発表された。

- 設置数 全国10か所
- 建設資金 1か所 200億円（総額2,000億円）

同省は、この大規模年金保養基地構想をオーソライズするため、大臣の私的諮問機関として「大規模年金保養基地設置懇談会」を設置し、これに基地建設に係るマスター プランを作成させたのである。同懇談会の報告書では、「厚生省が主唱している大規模年金保養基地の構想は、従来、この種の施設が欠けていたため、その必要性は一層大なるものがある。また、施設の内容は、保養基地の立地と性格に応じ取捨選択され、その規模も決定されるものである。（図-1）」と述べている。

これを受けて、同省は、保養基地建設計画の予算要求を行い、同時に法改正によって保養基地の設置運営を年金福祉事業団の業務としたのである。

3 グリーンピア三木の誕生

昭和47年10月、大規模年金保養基地構想の発表によって、各道府県の地元への誘致をめざす動きが活発化した。そこで設置箇所の選定に当たっていた厚生省は、37にも及ぶ道府県の誘致陳情があつたため、48年9月21日、＜設置の目標、選定基準、候補地等＞を策定して発表した。この内容は、当所10か所とされていた設置数が道府県の活発な誘致運動を考慮して、最終的には、複合2基地を含め、13道県11か所とするものであった。これにより、保養基地の選定

図一 大規模年金保養基地の施設別分類系統図(立地条件により、この内容は取捨選択され、その規模も決定される。)

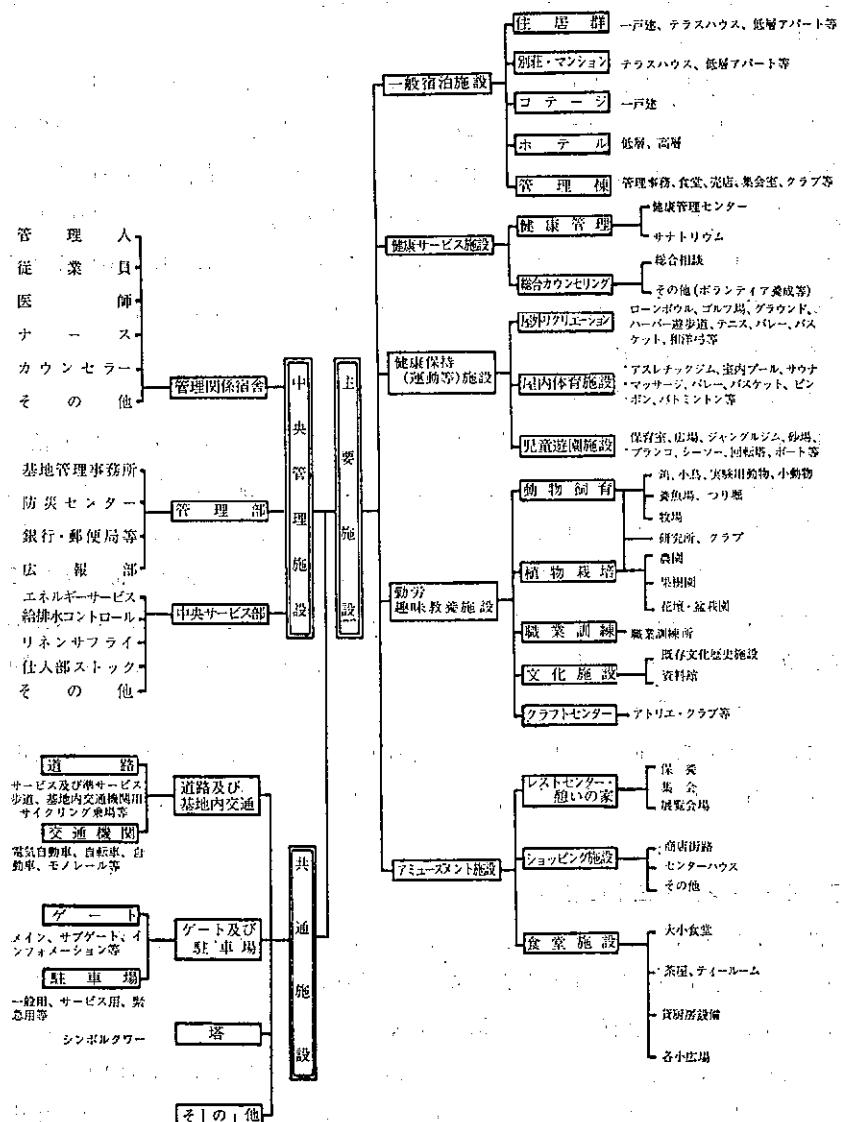


表-1 大規模年金保養基地指定状況

基地名	所在地	面積 (ヘクタール)	内定日 年月日	覚書交換 年月日	指定年月日
三木	兵庫県三木市	347	48. 9. 21	49. 2. 1	49. 2. 12
津南	新潟県中魚沼郡津南町	340	48. 9. 21	48. 10. 30	49. 3. 20
大沼	北海道亀田郡七飯町 茅部郡森町	437	48. 9. 21	49. 2. 12	49. 3. 20
田老	岩手県下閉伊郡田老町	368	48. 9. 21	49. 2. 22	49. 3. 20
紀南	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 太地町	364	50. 3. 7	50. 3. 24	50. 3. 28
横浪	高知県土佐市 須崎市	340	50. 3. 20	50. 5. 12	50. 10. 6
中央高原	岐阜県恵那市	335	50. 9. 9	51. 1. 21	51. 1. 23
安浦	広島県豊田郡安浦町	323	50. 9. 9	51. 1. 21	51. 1. 23
南東北	宮城県岩沼市	177		51. 3. 16	
	福島県二本松市	332	50. 9. 9		51. 3. 24
北九州		155		51. 3. 18	
	福岡県八女郡黒木町	259		51. 3. 16	
	熊本県阿蘇郡久木野村	397	50. 9. 9		51. 3. 24
		138		51. 3. 22	
指宿	鹿児島県指宿市	308	50. 9. 9	51. 3. 18	51. 3. 24

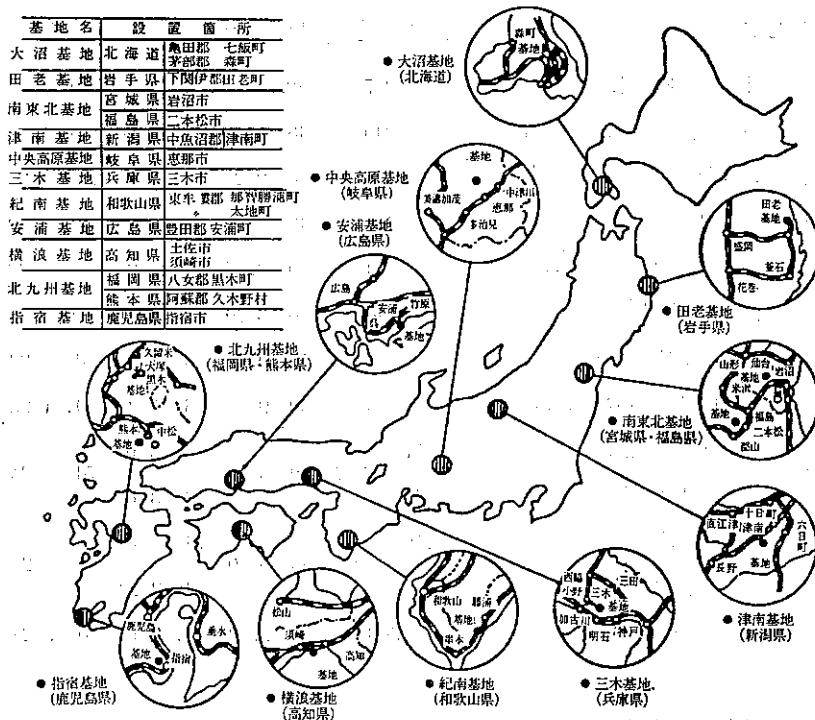
は、①同省による候補地の内定、②当該道県知事と年金福祉事業団理事長との覚書交換、そして、③同省大臣の保養基地指定という段階を経て最終的に確定した。（表-1、図-2）

これに基づき、年金福祉事業団は、指定された保養基地の用地買収を行い、買収の完了したところから基本計画の策定に取りかかったのである。こうして、三木大規模年金保養基地は、全国11か所のトップをきって、昭和50年10月31日に同省大臣の基本計画の承認を受けた。つづいて、実施測量、地質調査、基本設計の発注を行い、昭和52年11月27日実施設計の作成が完了した。これにより、翌53年1月17日、文字どおり全国で初めての大規模な保養基地建設工事が開始されたのである。

同基地建設工事の概要は次のとおりである。

図-2 大規模年金保養基地所在地

基 地 名	設 設 施 所
大沼基地	北海道 焼田郡 七飯町 茅部郡 森町
田老基地	岩手県 下閉伊郡田老町
南東北基地	宮城県 岩沼市
津南基地	福島県 二本松市
中央高原基地	新潟県 中魚沼郡津南町
三木基地	兵庫県 三木市
紀南基地	和歌山县 有田郡 那智勝浦町 大太町
安浦基地	広島県 豊田郡 安浦町
横浪基地	高知県 土佐市 須崎市
北九州基地	福岡県 八女郡黑木町
熊本基地	熊本県 阿蘇郡 久木野村
指宿基地	鹿児島県 指宿市



- 敷地面積 3,473,865 m²
- 建築延面積 18,676 m²
- 床延面積 29,642 m²
- 着工 昭和53年1月17日
- 完工 昭和55年6月30日

4 施設の概要

グリーンピア三木は、厚生年金、船員保険及び国民年金の三制度の年金受給者が生きがいのある有意義な老後の生活を送るための<場>を提供し、また、これらの年金の被保険者等の健全かつ、有効な余暇利用に資することを目的と

グリーンピア三木

して、全国11か所のなかで最初にオープンした＜総合保養施設＞である。しかし、これら年金三制度の関係者の数は、全国民の90%にも及んでいるので、その利用については、その他の人々もわけへだてなく同様に利用できることとしている。

グリーンピア三木の場所は、神戸の市街地から北西約20km、金物の街、三木市郊外の緑に囲まれた丘陵地帯に所在する。総面積 347万m²（約 105万坪）の山林を2年半の歳月をかけ開発、建設されたもので、昭和55年7月10日オープン、同15日から本格的な営業を開始したのである。

さて、それでは大規模な緑のユートピア＜グリーンピア三木＞を紹介しよう。

まずは、とにかく広いのである。347万坪のこの敷地は、甲子園球場なら235個が入る計算になる。この広さをどう使うか、それはグリーンピア三木を利用する人々のエンジョイしようとする計画次第である。“エンジョイ”という言葉を大切にすればするほど、グリーンピア三木でのエンジョイ・ライフが現実のものとなってくるであろう。緑のシャワーを浴びながら、静かに散策するのも良し、思いっきりスポーツで汗を流すもの良し、野外バーベキューで舌つづみをうつのも良し、すべて利用する人々の自由なのである。と言っても、広大な敷地のなかで“自由に楽しめ！”と言われて、とまどってしまう人々のために施設の全貌を簡単に案内しよう。

〔宿泊施設〕

○ ホテル (1,096 m²)

和室 50室、洋室 59室 宿泊定員 288人

○ ロッジ 3棟

各棟 10～12室 宿泊定員 各28人

○ コテージ

A型 2棟 宿泊定員 各5人

B型 2棟 宿泊定員 各7人

〔C型〕2棟、宿泊定員 各4人

〔レクリエーションセンター（本館）〕

- 総合案内所 ○ロビー ○レストラン 「グリーンピア」 92席
- 和食堂 「瀬戸内」 44席 ○カフェテリア 「みき」 128席
- 喫茶・ラウンジ 「ユートピア」 36席
- マリンホール（多目的ホール） 移動舞台付 200人収容
- ショッピングセンター ○和宴会場 96畳 ○洋宴会場 162m²
- 結婚式場（神式） ○大浴場（サウナ付） ○ゲームコーナー

〔レクリエーションセンター（新館）〕

- 大広間（舞台付） 234畳 ○いこいの広間 48畳 ○バーベキュールーム
ドラン 80席

〔研修・創作施設〕

- セミナーハウス（2,163m²）
- 普通教室 112人 ○会議室 6室 22～50人
- ジルバーホール（音楽教室） 112席
- 茶室 茶会、華道など 20.5畳 ○和室 25畳
- 工芸場 陶芸、七宝焼など
- 農芸場 熱帯植物園
- 野外ステージ

半円型舞台、上り斜面芝生席 1万人

〔スポーツ施設〕

- 体育館（3,640m²）
- 体育室 バスケットボール、バレー、バトミントン／トレーニング室 トレーニング機器、体力測定機器／屋内プール 25m 6コースC

グリーンピア三木

級公認

- 屋外プール 50m² 変型プール、幼児用プール、子供用プール、スパイラルスライダー
- 屋内テニス場
- テニスコート 2面 卓球台 15台
- テニスコート 13面 全天候型
- サイクリングコース 4km 貸自転車 190台
- ゴルフ練習場 32打席 240m打下し パター練習場
- トリムコース 28ポイント 1.5km
- アイススケート場

(冬期)

スピードスケートリンク 1周 300m

初心者リンク (56m × 26m)

(オフシーズン)

ファミリーサイクル (変形自転車) バッテリーカー

- 野外ゲーム場 3面 ゲートボール ローンボール
- グラウンド ソフトボール、運動会
- 野球場 (左89m, 中87m, 右89m)

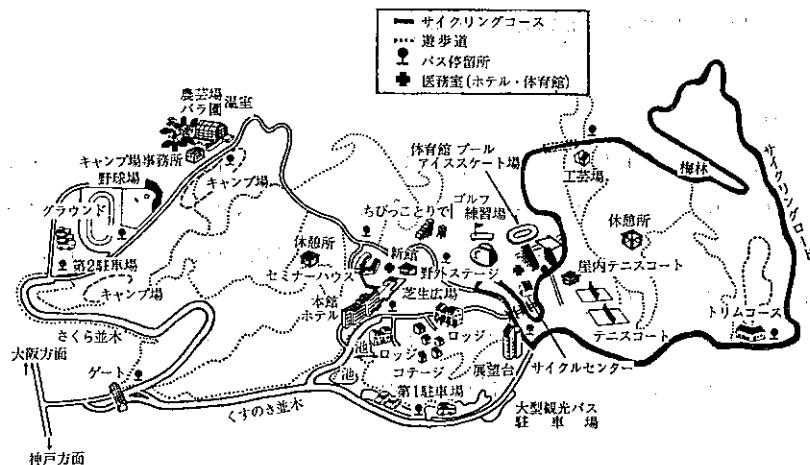
〔その他の施設〕

- ランドカー (4人乗小型自動車) 35台 ○パワーサイクル (モーター付自転車) 20台 ○サイクルポート 8隻 若草池 ○スリラーハウス ○グラウンドゴルフ ○魚つり 入合池 ○キャンプ場 日帰り飯合炊さん 120人 宿泊キャンプ 90人 キャンプファイヤー場
- カフェテリア 「サンウッド」 120席
- 野外バーベキュー (テント付) 300席

〔広場・庭園など〕

- 芝生広場 (60,000m²) ちびっこトリデ
 - ばら園 (11,000m²) ゴシック調洋式庭園 150種, 2,700株
 - 菖蒲園 (14,000m²) 9,000株
 - 梅林 (紅・白) 550本
 - 紅葉林 (天然・人工混交)
 - 桜並木 (ゲートから第2駐車場) 700本
 - くすの木並木 (ゲートから本館) 400本
 - 日本庭園
 - 遊歩道 (全長8,370m)
- オリエンテーリング
- 展望塔 (園内各施設、裏六甲の山並、瀬戸内海などが展望できる)
 - ゲート (グリーンピア三木の玄関口)
 - 駐車場
 - 第1駐車場 800台収容
 - 第2駐車場 1,000台収容

図-3 施設所在図



5 施設の利用状況

グリーンピア三木は、昭和60年7月に満5周年を迎えた。その間、オープン以来の総入園者数は、2,225,778人である。5年間の総入園者の年平均は、

表-2 年度別入園者数

年度	55	56	57	58	59	60	計
総入園者数	344,842	458,936	432,454	427,297	406,539	155,710	2,225,778
内宿泊者数	50,962	74,758	72,895	71,546	78,129	26,041	374,331
訳日帰入園者数	293,880	384,178	359,559	355,751	328,410	129,669	1,851,447

(注) (1) 55年度は、7月15日が営業開始である。

(2) 60年度は、7月31日現在である。

表-3 月別、休前日・平日別定員稼動率表(昭和59年度)

月	休 前 日			平 日			計		
	日数	宿泊数	利用率%	日数	宿泊数	利用率%	日数	宿泊数	利用率%
4	11	3,389	76.1	19	2,916	37.9	30	6,305	51.9
5	6	2,104	86.6	25	4,293	42.4	31	6,397	51.0
6	5	1,748	86.3	25	2,943	29.1	30	4,691	38.6
7	14	5,116	90.2	17	3,746	54.4	31	8,862	70.6
8	30	11,449	94.2	1	258	63.7	31	11,707	93.2
9	7	2,533	89.3	23	3,826	41.1	30	6,359	52.3
10	5	2,414	119.2	26	4,944	47.0	31	7,358	58.6
11	6	2,060	84.8	24	4,278	44.0	30	6,338	52.2
12	6	2,057	84.7	25	3,161	31.2	31	5,218	41.6
1	7	2,011	70.9	24	1,603	16.5	31	3,614	28.8
2	5	1,618	79.9	23	1,739	18.7	28	3,357	29.6
3	15	4,829	79.5	16	3,094	47.7	31	7,923	63.1
計	117	41,328	87.2	248	36,801	36.6	365	78,129	52.9

(注) (1) 休前日は、日・祝日、3/21~4/7、7/21~8/31、1/2~3のそれぞれ前日をさす。

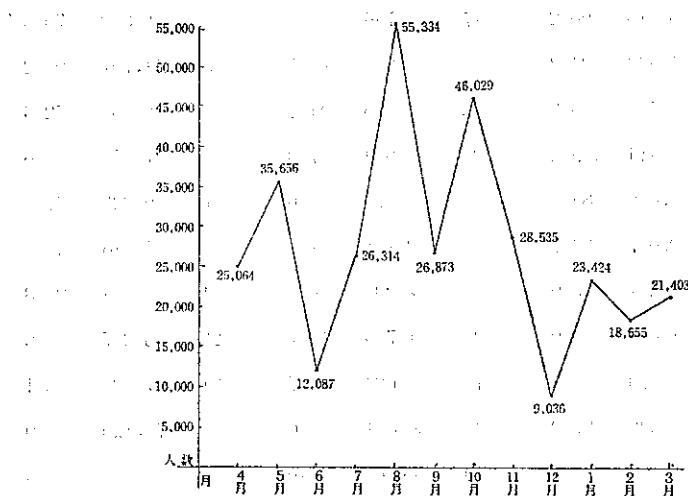
(2) 利用率は、1日定員405人である。

445,156人、オープン時の目標であった700,000人には達していない。宿泊者数・日帰り入園者数別にみると、宿泊者は374,331人、日帰り入園者数は1,851,447人となっている。(表一2)

昭和59年度の宿泊者定員稼動率は、年間合計で52.9%となっている。この同稼動率は、野外施設を有するこの種のリゾートホテルとしては決して悪くない。しかし、休前日・平日別にみると、休前日の年間合計の同稼動率が87.2%であるのに対して、平日は36.6%となっており、その格差は著しく大きい。月別で、同稼動率の最も低い1月でも、休前日のみであれば70.9%と高いが、平日は16.5%と極端に低くなっている。(表一3)

また、昭和59年度の月別日帰り入園者数は、夏休みである8月の入園者が最も多く55,334人で、以下10月46,029人、5月35,656人、11月28,535人、9月26,873人の順となっている。反対に、入園者の少ない月は、12月9,036人、6月12,087人、2月18,655人、3月21,403人となっており、夏期の利用者が多く、冬期に利用者の少ないと分かる。(図一4)

図一4 月別日帰り入園者数



この傾向は、オープン以来、毎年変わっていない。

利用者の属性については、昭和57年8月と昭和60年9月に実施したアンケート調査から、グリーンピア三木の利用動向をみると、利用者の年齢層は、60年の調査で20歳から39歳が全体の66.3%を占めている。また、20歳から49歳では、全体の81.4%を占めており、成年層の利用者が圧倒的に多いことが分かる。（表一4(1)）

次に、利用者の居住地をみると、57年の調査では、三木及びその周辺地域の居住者が全体の69.5%を占めていたのが、60年の調査では、全体の49.3%と減少している。逆に、大阪及び阪神間に居住する利用者が、全体の69.3%を占めている。特に大阪府の居住者の利用が18.8%から38.8%と増えているのが目だっている。（表一4(2)）

表一4 アンケート調査結果表

(1) 年齢階層別利用者数率

年齢階層	57年8月	60年9月
13歳～19歳	42.7 %	7.0 %
20歳～29歳	13.9	34.4
30歳～39歳	23.9	31.9
40歳～49歳	13.6	15.1
50歳～59歳	2.3	5.7
60歳以上	3.6	5.9

(2) 居住地域別利用者数率

居住地域	57年8月	60年9月
神戸～尼崎	36.0 %	30.5 %
三木とその周辺	16.2	9.8
明石～姫路	17.3	9.0
上記以外の兵庫県	5.3	4.5
大阪府	18.8	38.8
京都府	2.5	4.3
その他の都道県	3.9	3.1

(3) 交通機関別利用者数率

交通機関	57年8月	60年9月
自家用車	72.8 %	66.3 %
路線バス	13.8	9.2
貸切バス	12.2	18.6
その他	1.2	5.9

(4) 利用回数別利用者数率

利用回数	57年8月	60年9月
初めて	49.3 %	49.3 %
2回目	26.5	19.6
3回目	8.5	8.6
4回以上	15.7	22.5

つづいて、利用交通機関別では、グリーンピア三木の立地条件上、自家用車による利用者が多いのは当然である。また、路線バスを利用した利用者が減少しており、反対に、貸切バスを利用した団体客が増加している。(表一-4(3))

さらに、グリーンピア三木を利用した回数は、57年、60年調査とも初めての利用が49.3%と約半数を占めている。(表一-4(4))

グリーンピア三木での利用度の高い施設を順にみると、①プール(91,050人)、②大浴場(41,532人)、③テニス(屋内テニスを含む、41,406人)、④サイクリング(36,799人)、⑤スケート(35,763人)、⑥ファミリーサイクル(34,123人)となっている。反対に、利用度の低い施設は、①野外ゲーム場(330人)、②魚つり(489人)、③トレーニング室(817人)、④グランドゴルフ(1,013人)、⑤工芸場(3,210人)となっている。これを総合的にみれば、プール、スケートのようにシーズンのあるスポーツとテニス、サイクリングなど比較的少人数で気軽に出来るスポーツに人が集中している。(表一-5)

6 グリーンピア三木の今後の課題

民間施設の場合なら、最低限、収支の採算を合わせることは、至上命令である

表一-5 施設別利用者数(昭和59年度)

	施設名	利用者数
ス ポ ー ツ 施 設	体 育 館	15,747人
	プ ル	91,050
	ト レ ニ ン グ 室	817
	サ イ ク ル	36,799
	ス ケ ト	35,763
	ト リ ム	19,033
	ゴ ル フ	12,130
	野 外 ゲ ー ム 場	330
	テ ニ ス	35,528
	屋 内 テ ニ ス	5,878
そ の 他 の 施 設	卓 球	21,777
	グ ラ ヴ シ ド	14,488
	野 球 場	5,191
	フ ア ミ リ ー サ イ ク ル	34,123
	ラ ン ド カ ー	13,935
	バ ッ テ リ ー カ ー	13,083
	ス リ ラ ー ハ ウ ス	18,942
	グ ラ ン ド ゴ ル フ	1,013
教 化 養 施	魚 つ い り	489
	キ ャ ン プ 場	8,767
	工 芸 場	3,210
文 設 会	議 室	22,476
大 浴 場	41,532	

グリーンピア三木

が、グリーンピア三木のような公益施設においても、それは、ある程度守られるべきである。

グリーンピア三木は、オープン以来、5年を経過して、なお収支の均衡がとれていないことは、今後の運営に大きな課題を抱えていると言わざるを得ない。

今後の運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえて、長期的な視野で施設の改善及び利用の促進などによって、一層の安定成長を図っていかなければならない。このため、当面の対策として、平日における利用の促進を進めていくことが必要である。会社の研修会、クラブの合宿、あるいは、学校の校外学習などでグリーンピア三木を利用してもらえるような企画をつくり、これを目標とした利用促進を図っていかなければならない。

長期的な視野に立った対策として、まず、日帰り利用者の方には、現有のプール、スケート場、トリムコース以外の施設にも、多数の利用者を自由に、伸縮性をもって収容できる施設の整備が必要である。次に、野外スポーツ施設の欠点でもある雨天対策が重要である。雨の日でも対応できる屋内スポーツ施設の充実も検討していかなければならない。この他、二期工事用地として残っている約100万m²の未利用地について、今後どのように活用していくのかもグリーンピア三木にとって、重要な課題として残っている。

昭和 60 年度

(財) 神戸都市問題研究所・宮崎賞

神戸都市問題研究所 編集部

(財) 神戸都市問題研究所・宮崎賞

(財) 神戸都市問題研究所は、創立10周年記念事業として、(財) 神戸都市問題研究所・宮崎賞を創設した。

宮崎辰雄理事長は、40年代に噴出した多くの都市問題解決のため、市民・企業・大学・自治体が、その英知を結集し、具体的課題に取り組み、地域社会に根ざした総合科学活動の中核としての機能をになう機関として、当研究所を設立した。設立にあたっては、宮崎理事長が私財をもって全額を出捐したのである。

また、神戸市長として、都市経営を提唱し、自治体運営の実践面にあっても、幾多の足跡を残され、かつ、地域経営研究にあっても、地方自治体の政策研究の推進と各般の政策形成に多大の貢献をされて来た。

この賞は、これらの業績に報いるためのものである。

対象・表彰基準

都市及び地域経営において、顕著な実績をあげ、または優れた政策研究をなした自治体・団体・研究者・運動家を対象とする。

表彰基準は地方自治・地域主義に根ざした視点からみて、その経営成果、政策志向性などにあって、顕著な実績がまとめられることである。

選考方法

当研究所機関誌「都市政策」において、自薦、他薦を含め広く推薦を求める。推薦された団体、研究などを学識経験者8名が審査し、決定する。

審査委員

伊東 光晴 京都大学教授
伊藤 善市 東京女子大学教授
柴田 徳衛 東京経済大学教授
新野幸次郎 神戸大学学長
吉田 寛 神戸商科大学教授
伊賀 隆 神戸大学教授
嶋田 勝次 神戸大学助教授
高寄 昇三 甲南大学教授

表彰

賞は、都市・地域経営の実践に対し、「地域経営活動賞」、同政策研究に対し、「地域経営研究賞」を数点とする。賞金は、地域経営活動賞に50万円、地域経営研究賞に30万円とする。

発表は、当研究所機関誌「都市政策」誌

上において行う。

昭和60年度

(財)神戸都市問題研究所・宮崎賞

受賞者

昭和60年度の受賞者は、地域経営活動賞として、下記の2地方自治体に決定した。

1. 山形県西村山郡西川町
2. 長野県下高井郡野沢温泉村

表彰式

昭和60年11月12日、神戸国際会議場において、当研究所が主催した「地域の経営」シンポジウムの会場において実施した。

「地域の経営」シンポジウムは、経済の安定成長、財政悪化などの厳しい環境下にあり、かつ高齢化、情報化、活性化などの多くの課題を持つ自治体に各種の創意工夫による地域振興の方途を探る機会を与えるために実施したものである。

シンポジウムでは宮崎賞の審査委員でもある柴田徳衛先生の基調講演、日本経済新聞社亀地地方部次長の講演とあわせ、受賞者からの実践報告が行われ、地域活性化、地域経営の情報交流が図られた。

審査経過

本年は、初年度でもあり、第1次の選考は各種の文献による調査によった。新聞・地方自治関連図書・雑誌等から、多くの団体名を拾った。地域経営活動賞の対象としては、実績が求められるため、過去3か年に亘り、新聞情報を調査した。地域経営研究賞については、1年間を対象に出版物、研究論文を拾った。

第1次選考段階で研究賞に該当するものが見当らないため、審査会において決する

こととし、留保した。

活動賞に関しては、かなりの多数に登った選考対象を実績・内容を検討し、35程度に絞った後、審査員、地方自治研究に精励しておられる学識経験者、新聞社地方部の方々の意見を参考に、候補を絞り、最終5団体を候補とした。

これら5団体について、実地調査を行い、候補とした事業のみならず、全体としての地域づくりへの取組み、結果としての効果、その経過など詳細にヒアリングを行った。

これらの調査結果を基に、10月1日、神戸都市問題研究所に、伊東光晴先生を除く7人の審査員の先生方が集まり、審査を行った。結果は、地域経営研究賞については、本年度は見送り、初年度でもあり、実践活動としての地域経営活動賞を多く表彰することに決した。受賞団体は先に紹介したとおりである。

受賞者の活動内容は、本書に実践報告として論文を掲載しているので、ご参照いただきたい。受賞の理由は、先ず、山形県西川町は現在、多くの自治体で実施している「ふるさと運動」、「村おこし運動」の一典型である「ふるさとクーポン」を受賞対象としたが、現地調査の結果、月山自然水・めのう細工など、新たな産業おこしにも積極的なばかりでなく、ふるさとクーポンに山村の味、季節の香りをいれ工夫をこらしている。また、ふるさとの香りとしてのあけび細工や干柿づくりに老人クラブを活用、老人のいきがい対策に利用するなど、一事業を非常に多種の目的に活用し地域全体の活性化を図っており、町全体に非常に

前向きの姿勢がみられ高い評価が与えられた。

一方、長野県野沢温泉村は、民営が多いスキー場経営にあって、早くから村営スキー場を目指し、維持、拡大を図って来た。結果として、現在、高い収益を生み出し、これらの収益が、地元に還元されるばかりでなく、スキー場の従業員雇用にあたっても、地元主義を貫き、出かせぎ防止に役立ててきた。今日は、他の町村へも雇用効果をもたらしている。夏場の観光開発にも熱心に取り組んでおり、スキー場と温泉という冬型の地域性を夏型にも拡大しようとする盛んな意欲と一貫した村の姿勢が高く評価された。

期せずして、今年度の受賞者は、企業的経営に両者ともなってしまったのであるが、その理由は、第1回目であり、評価が明解な方が良いという審査員全員の意見によるものである。

地域経営とは、単に企業的経営を指すものではなく、目指すところは「最小の経費で最大の住民福祉」である。従って、コ

ミニティづくりも最終審査には残っていたのである。福祉、健康づくり、コミュニティづくりなどソフト分野の評定は困難な面も多いが、次回以降は、「これらの分野も積極的に取りあげていく事」としている。

また、既に、全国に著名になっている事業、団体は、できるだけ除外し、現在、非常に意欲をもって取り組んでいる団体、過去に多くの実践を持ちながら、全国に十分知られていない団体を対象として審査員の同意を見た。

昭和61年度（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞の推薦について

第1回の表彰式が終り、ここに、選考経過を紹介したが、既に、次年度に向けての選考を開始している。

各団体、研究者にあって、また、それらを熟知されている方々にあって、これはと思われる事業名、団体名、著作、研究名を、当研究所までお寄せ願いたい。

推薦に当っては、お手数ながら、名称、推薦の理由、事業等にあっては、過去の実践等を添付していただければ幸甚である。

特別論文

地域づくりの動向と将来

亀 地 宏

(日本経済新聞社
編集局地方部次長)

まず、初めに；宮崎賞を受賞された西川町と野沢温泉村に、心からお祝いを申し上げます。

本日はこれから30分ほど、全国のがんばっている町や村の話をいたしますが、ポイントは大きく分けると二つになります。一つは、私たち、つまり、地方の問題を担当する新聞記者は、いったい、どういう地域を訪ねたときに、また、どんな出来事に出会ったときに、いいなと思い、記事にしたくなるかです。二番目は、では、そのようなニュースになる地域をつくるには、仕掛け人とかリーダーになる人々は、どのような心構えで臨み、行動をしなければならないか、ということあります。その二つのことを、これから申し上げるつもりでいます。

情報は地域の活力

最初のどんな地域が、出来事が、ニュースになるかであります、その前に、ニュースになるとか記事になるということが、なぜ、そんなに大切なのかについて、ふれておこうと思います。それは、結論から言えば、ニュースになる、記事になるということが、地域づくりをするうえで、町や村を考えるうえで、きわめて大きなインパクトになり得るものだからであります。

ニュースになると、その地域の知名度が向上します。知名度が高まると、それにつれて、ほかの地域の人たちが関心を示すようになり、やがて、次々と、訪ねてくるようになります。訪ねてくる人々は、決して、手ぶらでは参りま

せん。たくさんの土産を持ってきます。その土産はおカネでもモノでもありません。「情報」という土産ですが、自分たちはこんな工夫をした、からはじまって、あそこにはこんな人がいる、この間、こんな本を読んだというように、いろいろな「情報」を持ってやってきます。その結果、その地域には「情報」が集積します。

私は、都市の活力、地域の活力は、「情報」の量に比例していると思っています。「情報」をたくさん持っているところはいきいきとしています。活力がみなぎっています。反対に、「情報」のない町や村は沈んでいます。したがって、活力ある地域をつくりたかったら、やはり、たくさんの情報を持たなくてはなりません。あそこへ行けば、きっといいヒントが得られる、すばらしい人に出会えると、みんなが思い、訪ねてくるようにならなくてはなりません。そして、そうなるためにはニュースになって、知名度が向上しなくてはなりません。ニュースになることが大切だと申し上げたのは、そのような趣旨であります。

取材上の4つのモノサシ
さて、それでは、どんな地域、どのような出来事がニュースになるかです。その条件をこれから申し上げるわけですが、それは、裏を返せば、私たち、地方の問題を担当する記者が、地域を取材するときの「モノサシ」です。

私はいま、全国のいろんな地域を歩いています。そのとき必ず、自分の「モノサシ」を持っていて、一つひとつの町や村、あるいは出来事にそれをあてはめ、これはいける、とか、これはもう少しだな、という判断をしています。私が持っているその「モノサシ」は、実は全部で4つあります。

最初は、なにかドキッとする出来事、場面に会ったときです。
二番目は、なかなかやるな、と思ったときです。
三番目は、これは東京はないし、ほかの町や村にもない、さすがこの町だと感じたとき、そういうたたずまい、雰囲気に接したときです。

そして最後は、なにかジーンとくるときです。

「このドキッとする、なかなかやる、さすがこの町だ、ジーンとくる、この4つが、私が持っている町や村を訪ねて取材をするときの「モノサシ」です。そして、それらは一つずつ、別のことばで置きかえることもできます。」

最初のドキッとするというのは「創造性」であります。
次のなかなかやる、これは「主体性」ということばで表現できます。
三番目のさすがこの町だ、これは「地域性」です。

そして、最後のジーンとくる、これはもうおわかりになるでしょうが「人間性」ということです。
この「創造性」と「主体性」、「地域性」と「人間性」、それらを「モノサシ」として、私はいろんな地域を歩いているわけであります。それでは次に、その一つひとつについて、実際のケースを通して説明したいと思います。

マネをしないで応用を
最初のドキッとする、「創造性」ですが、これは、ほかの町でてかけていないことを試みる、ほかの地域のマネはしないということです。初めて出会うものだから、私たちはドキッとします。

50年代のなかばに、大分県が一村一品運動を提唱し、ニュースになって、反響を呼びました。この運動はその後、各地に波及をいたしました。では、そういう二番手、三番手の運動が、全くニュースにならないかというと、そんなことはありません。ただ、ニュースになりますが、そのときに、「大分県に次いで」とか、「大分県に学んで」というような記述がたいてい伴います。したがって、読んだ人の関心は、二番手、三番手の県よりも大分県に向かがちです。「情報」も大分県に集まります。

ただ、その際、少し注意していただきたいと思うのは、「マネ」をすることと、「応用」をすることの違いです。私は地域づくりをするうえで、「マネ」は避けてほしいと思っていますが、ほかの地域の試みを「応用」するのは、むしろ、大事なことだと思っています。

栃木県の茂木という町が、いま申し上げた大分県に視察に行き、「一村一品

運動」に关心を持って、それをなんとかして「応用」したいと考えました。町のなかで、いろいろ相談をした結果、やがて、一つの提案が生まれました。「一店一品運動」という提案でした。

つまり、大分県の「一村一品運動」の「村」を「店」に変えたわけで、それを通して町は町内の商店街に次のように呼びかけました。「茂木町の商店街を構成する一つひとつの店が、少なくともなにか一つ、これは自慢できるという商品をつくって、店に並べてみてはどうか」

この運動は、その後、着実に根をおろし、いまでは相当数の商店で、自慢の商品ができています。この町がしいたけの産地であるところから、地元の割烹旅館が「しいたけ料理のフルコース」をつくったり、また、それまで不振にあえいでいた町内の鍛冶屋が、この運動をきっかけに、「手づくりの包丁」をつくって売り出し、よみがえったりもいたしました。茂木町はこういうふうに大分県の試みを「応用」し、私たちを大変ドキッさせました。そういう形で、「創造性」を発揮したところです。

国のかべかいくぐる

次は、なかなかやる、つまり、「主体性」です。これは自分で考え、自分の力で行動をしているかどうかです。なにか新しい試みに取り組もうというときに、すぐ国の意見を聞こうとか、県の指導を受けようとか、また、おカネを出してもらおうと、考えたりしないことです。あるいは国が邪魔をしたとき、理不尽なクレームをつけたときに、すぐ、あきらめて、泣き寝入りをしないことです。それを、したたかに乗り越え、かいくぐる「力量」を持つことです。

私はいま、横浜に住んでいます。その横浜に伊勢佐木町という老舗の商店街があります。かつては横浜の中心商店街だったところですが、その後、地盤沈下し、それを再建するために、ショッピングモールへの改造事業がスタートしました。道路から車を締め出して歩行者に解放し、いろいろな飾りつけをするというモール化の事業です。この改造事業は50年代のなかばになって一応完成了ましたが、実は、その事業が終了する直前になって、市と商店街はそのモー

ルのなかに、いくつかのベンチをおこうといたしました。ベンチをおけば、人びとのふれ合い、語り合いの機会が生まれるだろうと考えてのことでした。ところが、それを知った警察が文句を言いました。「ベンチをおいてはいけない」というのです。「車を締め出し、歩行者に解放したとはいっても、そこは道路。道路は人が通行をするところ、たむろするところとは違う。ベンチをおけば人がたむろし、通行しようとする人の邪魔になるではないか」というのが、当時の警察の言い分でした。

ふつうなら、みんな、そこであきらめてしまいます。しかし、横浜市と商店街はなんとかして、警察のクレームをうまくかわせないものかと考えました。その結果、街灯の下の部分に出っ張りをこしらえて、すわれるようにしてみたり、植え込みのまわりに柵をして、その柵を、人がすわれるような形のものにしたりしました。警察が文句を言ったら、「ベンチではなく、街灯の一部」とか、「ベンチの形はしているが、建て前は、あくまで植え込みの防護柵」と言うつもりでいましたが、警察はなにも言ってはきませんでした。なかなかやるな、と思うのは、そのような場合です。

愛知県豊根村。典型的な過疎地帯ですが、村のなかに喫茶店が一軒もなかつたので、村がこれまでに村立の喫茶店を三つつくり、それぞれをUターンしてきた若者に経営させるというようなユニークな試みを続けているところです。そして、いま、この豊根村が最も誇りに思っているのが、地元で「トヨネハウス」とか「若者団地」と呼んでいる村営住宅です。実はこの村の村営住宅は、大半が庭付き、一戸建て、3DKで、それがすでに20数戸できています。

ところが豊根村が、「この庭付き、一戸建て、3DKの村営住宅をつくろうとしたときに、愛知県は真正面から反対しました。」「村営住宅というのはふつうは長屋、せいぜい二戸建て。それを小さな、過疎の村のくせに、庭付き、一戸建て、3DKとは生意気だ、ぜいたくだ。」はっきりとそう言いました。

それに対して豊根村は、次のように主張しました。「いま、県も国も地方の時代と言い、定住構想を掲げ、若者よ田舎へ帰れとしきりに言っているではないか。では、その呼びかけにこたえて村へ戻った若者たちを迎えるものが、長

「屋かせいせい二戸建てのみすばらしい村営住宅だったとしたら、若者たちはどう思うだろうか。本当に、心から、若者よ田舎へ帰れ、村へ戻れと言うんだったら、都会にいるよりもはるかにすばらしい環境をつくってはじめて、みんなに喜んでもらえるのではないだろうか。」繰り返しそういう主張をし、ついに愛知県を説き伏せました。そんなときに、「私は、なかなかやるな」と思いました。「なにか少しでも変わったことを、新しいことをしようとしていると、国ときには県はたいてい法律とか前例をタテにして、一度は反対、抵抗します。そんなとき、それにぐじげず、あきらめず、そのカベを突破する、乗り越え、かいくぐる知恵とか才覚、「力量」がまちづくりとか地域づくりには欠かせません。」

「その町らしいたたずまい」

三番目はこれは東京とは違う、「さすがこの町だ」という「地域性」です。これは地域の資源、風土、伝統・文化をさまざまな試みのなかに上手に活かしているかどうかであります。その町らしい雰囲気をかもし出し、「たたずまい」をつくり上げているかどうかです。

岩手県遠野市は柳田国男が書いた「遠野物語」の舞台になったところです。ここではこの物語をとても大事にしておりまして、なにか施設をつくるときには必ず、物語を象徴する彫刻をおいたり、絵を飾ったりしています。また、隣接する宮守村との境にゴミとし尿の処理工場が建っています。実は、この処理工場のかべにも「遠野物語」の絵が抽象化をして彫り込んであります。壁画になっているわけです。つまり、ここではゴミの処理工場を一つつくるときにでも、「そこに『遠野物語』のイメージをデザインしよう、壁画にしようとしているわけです。さすが遠野だな」と、私は思います。

「十勝ワイン」をこしらえた北海道池田町が、「ワインの町らしいたたずまい」をつくり出そうと、歩道をワインカラーで舗装をしたり、駅前にワイングラスの形をした、じかも昼は白、夜は赤と色が変わる噴水をつくったり、また、ヨーロッパの古城そっくりのワイン工場兼レストランを建てたのも、「地域性」を十分に意識した結果だと、私は思っています。

最後は、なにかシーンとくる、「人間性」であります。これはあたたかみとかおもいやり、あるいは人間らしい心配りと言えるでしょう。

福岡県久山町の久山中学校を訪ねたときに、それを感じたことがあります。といいますのは、ふつう中学校の（小学校も同様ですが）教室と廊下の間の仕切りはガラスです。ところが久山中学校の教室と廊下の間の仕切りは障子でした。その方が生徒が落ち着いて勉強できるはずだと考えて、あえて障子にしたそうです。ただ、障子は紙でできていますから、破れることがよくあります。特に中学生は活発で、ケンガもします。なにかのはずみでぶつかって、破くこともよくあります。しかし、破いても先生は叱りません。破いたら、破いた生徒が切りぱりするよう指導しています。最近ではそれがルールのようになっています。みんな頭をかきながら、紙を桜の花びらの形に切ってはっています。器用な子もいれば、不器用な子もいます。

そして、そういうふうに切りぱりをした障子は学年末がくるまでは絶対にはがしません。そのままにしておきます。ですから、毎年、三学期になると、障子をみれば、どの教室が最も活発だったか、すぐわかります。切りぱりがたくさんしてある教室ほど、生徒たちがあばれたり、ケンカをしたことになります。そうしておいて、学年末近くの1日を選んで、みんなでその傷ついた障子をはがし、真新しい紙に替えて、次の学年に渡すことになっています。そうすることで生徒たちがモノを大事にする習慣を身につけ、また、次の人のことをおもいやる心がはぐくまれると、学校では言っていました。

以上が私が町や村を歩くときを持っているモノサシです。この「創造性」と「主体性」と「地域性」と「人間性」、その4つをモノサシにして、私はいろんな地域を取材のために歩いています。

グチを言わない決心を

それでは次に、そういう地域をつくるためには、仕掛け人とカリーダーになる人たちはどのような心構えで臨まなければならないかという二番目のポイントに移りたいと思います。

それについて、私は仕掛け人として、まず心がけておかなければならぬのは、グチを言わない、人に責任をなすりつけないことではないかと思っていました。なかに新しいことをしようとすると抵抗は必ずおこります。さきほどは国や県が邪魔をするという話をしましたが、そういう邪魔とか妨害は、地元のなかにもたくさんあります。反対して悪口を言う、足を引っ張る、落とし穴を掘る、横ヤリを入れる、どれもそれほど珍しいことではありません。

ただ、そんなとき、すぐあきらめてグチを言ったりしていたのでは、町や村は変わりません。また、自分はこんなに一生懸命がんばっているのに、ほかの人が無理解だ、みんながついてこない、だから、うまくいかないのだというよう、人に責任をなすりつけても事態は少しもよくなりません。うっかりグチが出そうになつたら、それをぐっと飲み込んで、じつとがまんし、少しでも前へ進む努力をしなくてはなりません。

いい町にお住みですね

二番目は、仕掛け人は、まちづくりには時間がかかるものだということを知っていなくてはなりません。きょう、なか手がけたから、あす、町が変わるものではありません。5年、10年、ときには、それ以上かかります。大分県湯布院町はこれまで終始、「なければないで、つくればいい」をモットーに、がんばってきたところです。たとえば、ここには映画館が一つもなかった。すると、地元の人たちの間から、「映画館がないのだったら、自分たちで、映画を見る機会をつくってはどうか」といった声がでて、そこから「湯布院映画祭」という大きなプロジェクトが誕生しました。毎年、8月下旬の5日間、湯布院の公民館に日本の名画を十数本運び込み、連続して上映し、夜になると、監督、俳優、女優を招いて、深夜までシンポジウムを開いて語り合う、高原の映画の祭典です。たくさんの映画ファンが毎年、この映画祭を目指して湯布院を訪れますし、外国からもやってきます。映画祭は、もう10年くらい続いているいます。

同じように、ここには音楽ホールもなかったので、やはり、地元が、「それならみんなで音楽を楽しむ機会をつくろう」と動き出し、それが「湯布院音楽祭」になりました。こちらは毎年7月の中旬から下旬にかけてで、会場は映画祭と同じ公民館が中心です。夏の夜空に、たくさんのはばらしい旋律が響き、訪れた人たちをうっとりさせたり、興奮させたりしています。このように、映画祭も音楽祭も、まさに、「ないならないで、つくればいい」を徹底的に追求したところから、生まれてきたものであります。

さきほどのグチを言わなこととも関連しますが、もし湯布院の人たちが、「映画館がない」とグチを言い、「国や県がホールを建ててくれない」と責任の転嫁を続けていたら、この町はおそらく、いまもって、さびしい過疎地の状態を抜け出せなかつたはずであります。グチを言わない、責任を転嫁しないで、前へ進むことの大切さを、これからも学んでほしいと思います。

さて、この「なければないで、つくればいい」という湯布院町の一連のまちづくり運動を引っ張ってきた立て役者の一人が、地元で玉の湯旅館を経営する溝口薰平さんであります。その溝口さんがしばらく前に、こんなことを話していました。

どこにお住みですか
湯布院に住んでいます

よい町にお住みですね

そのようにいわれるようになったのはつい最近のことで、そうなるまでに自分たちは10数年におよぶ地道な、ときには血のにじむような努力を続けてきたのだった。

私は溝口さんのこのことば、つまり、「どこにお住みですか」とたずねられ、自分の町を名乗ったときに、「よい町にお住みですね」と、まわりの人から、見知らぬ人から言われるようになることが、まちづくりが目ざすべきゴールラインではないかと思っています。日本中の一つひとつの町や村が、いわれるようになる日を目指してがんばらなければならないと思っています。

ただ、それには時間がかかります。溝口さんが言うように、10数年にわたる

努力が欠かせません。そういうことを、まちづくりの仕掛け人は心にとめておかなくてはなりません。

現代の「先進地」目指せ

仕掛け人に必要な心構えの三番目は、勉強を欠かさないことであります。よく言われるよう、まちづくりには知恵とか才覚が必要です。でも、知恵とか才覚は、なにもしないで出てくるものではありません。ふだんは手をこまねいていて、あるとき突然、さあ、みんな集まれ、知恵を出せと叫んでみても、よい知恵が出てくるはずがありません。知恵を出そうと思ったら、どうしても、勉強の積み重ねが必要です。勉強をしてはじめて、知恵がわき、才覚が発揮できるものであります。

そして私は、地域づくりの勉強はできるだけたくさん町や村をたずねて、人に会い、話を聞き、自分の目でたしかめることだと思っています。村を出て、町を離れて、峠を越えて、よその地域を、特にまちづくりの「先進地」をたくさん訪ねてほしいものです。それが地域づくりの勉強です。

私はいま、まちづくりの「先進地」ということばを使いましたが、実は、地方にとって「先進地」ということばの意味は昔といままでとても大きく違っています。はっきり言うと逆になっています。

昔、ちょうど10年ぐらい前まで、地方にとっても先進地といえば、それは大都市とか近代的な装備を持ったコンビナート、工業地帯だったはずです。でも、いま私たちは、もう、そういうところを「先進地」とは言っていません。いま、私たちが「先進地」と言っているのは、当時みんながバカにしていたちっぽけな町や村です。茂木でも遠野でも湯布院でも、昔はだれもふり向こうともしなかった辺境の町です。それがいま、「先進地」として私たちの前に浮上をしているわけであります。これは大変重要なことであります。

さきほど、「主体性」のところで、村立の喫茶店をつくり、庭付き、一戸建て、3DKの村営住宅をつくった愛知県豊根村の話をしましたが、その豊根村で、大県愛知県を向こうに回して、真正面から論争したのは添嶋久好さんとい

う、まだ40歳にならない村役場の職員です。その黍嶋さんが最近、私にこんなことを話してくれたことがあります。

「自分は今まで、たくさんのまちづくりの先進地を訪ねて学び、それをかみしめることによって、どうすれば自分の村を変革できるかを考えてきた。喫茶店がないのなら、つくればいいではないかという発想も、山のなかにすばらしい住宅があってもいいという考え方も、みんなそのなかでつかみとったものだった。そうやってがんばって、ここまでくると、こんどはこの豊根村を先進地だといって、視察にくる人が多くなった」

これは私にとって大変感銘深いことばでした。なぜかというと、昔の「先進地」、大都市とかコンビナートには、自分の力ではなることができません。國や大企業の助けを借りなくてはならないし、借りたって、なれない場合の方がはるかに多いものあります。しかし現代の「先進地」には、自分の力でなることができます。そこに住む一人ひとりがその気になって、グチを言わず、勉強し、行動すれば、時間はかかるかもしれないけれども「先進地」として浮上できます。豊根村はそれを実証したところです。

豊根村は鉄道も通っていない、平坦地のきわめて少ない過疎の村です。それが「先進地」になれたということは、それと条件が同じか、少しでも条件のいい地域だったら、私は必ず「先進地」になれると思っています。なれる可能性を持っています。どうか一人ひとり力を合わせて、すばらしい現代の「先進地」をつくってください。それが私の心からの願いです。ありがとうございました。

西川町における地域活性化の戦略

横山万蔵

(山形県西川町町長)

1 町の概況

西川町は山形県のほぼ中央部に位置し、西部は国立公園朝日連峰および出羽三山などの険しい山岳に囲まれた総面積 394平方キロメートルの県下第4位の広さを持つ山間の町である。町の中央部を最上川の支流、寒河江川が西から東に向かって流れしており、それに沿って、山形市と酒田市を結ぶ国道 112号線が通じている。また、近い将来、東北縦貫高速自動車道に短絡し、太平洋側と日本海側を結ぶ東北横断自動車道・酒田線の沿線に予定されている。

空の玄関、山形空港が昭和39年6月8日開港。フレンドシップF27型機（定員40人）が、羽田・山形間に就航した。開港当時は年間8,400人の乗降客を数えるのみであったが現在は、東京便のほか、大阪、札幌便も就航し、便数も増え、首都圏は“日帰り圏”となり、年間乗降客数48万人と飛躍的に拡大している。この山形空港まで車で40分の距離にあり、まさに“臨空山村”的町となった。

西川町の土地利用は、総面積の94%が山林地帯で、耕地はわずか4%程度、標高 600メートル以上の地域が全体の62%を占める。平均気温は摂氏10.9度、根雪期間は、12月上旬から約5か月以上に及ぶ県下屈指の豪雪地帯である。

昭和29年10月1日。西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村の4か村が合併し、西川町制を施行した。当時における世帯数及び人口は、2,552世帯、15,260人（昭和30年国調）であったが、現在は、2,641世帯、9,511人（昭和60年国調概数）である。この30有余年の人口の流れが示すように、典型的な過疎の町といえる。

西川町における地域活性化の戦略

近年は、かつてから三山信仰にまつわる道者の往来に加え、豪雪を利用した月山春・夏スキーとして全国的に知られるようになり、また、建設省直轄の全国有数のロックフィルダム「寒河江ダム」が建設途上にあり、昭和63年後半には、1億900万トンの水を貯水する。一大人造湖「月山湖」が出現するということで、観光産業に向けて大きく拍車がかけられている。

“雪と緑と太陽のまち西川”町のキャッチフレーズである。

2 都市と山村の交流の中に地域発展の道をさぐる

わが国における地域開発政策の流れを見ると、昭和20年代は主として、食糧増産と電源開発及び自然資源の開発が進められ、昭和30年代には、わが国の経済は朝鮮動乱を契機に高度成長期に入り、経済政策の主流は工業開発に移行した。しかし、これらの発展は、既存の都市に諸機能が累積するという形で行われたため、局部的な高密度地域においては急激な過密現象が見られた反面、低密度地域においては過疎現象を呈することになった。

昭和40年代においては、国民の都市的な生活様式への一層の移行に伴い、人口の都市集中はその速度をゆるめながらも更に進行し、農山漁村においては人口流出が続き、過密・過疎現象は更に深刻化を増した。従ってこの時期においては、過密・過疎現象を基本的に解決し経済社会の飛躍的発展を図るため、山村地域の側からみれば山村振興法・過疎地域対策緊急措置法などに基く種々の政策の成果を踏まえつつ、国土利用の硬直性を打破し、新しい社会へ積極的に対応し国土利用の抜本的な再編成を図るために、新全国総合開発計画に基づく施策の展開がなされた。そして、現代は「地方の時代」といわれる反面、その実は国家財政再建の時代ともいえよう。

このような一連の流れを、山村の立場からみれば、昭和30年代以降今日まで、「過疎状態」すなわち「人口の激しい減少が起り、それが地域の生産及び生活基盤に多大の影響を与え、住民はこれまでの生活環境の維持すら困難となり、更には地方自治体の存立基盤そのものが危くなっている現象」に、やらいだ受難の時代であり、農山村の軽視の時代が続いたともいえよう。

この間の流れは、わが国にとっても経済大国として世界に伍すまでになり、国民生活の上においても“豊かさ”をもたらしたこととは事実であるが、それはまた、国民の生活意識にも大きな変容をもたらした。すなわち、“豊かさ”は物質的な豊かさであり、ものの価値観は経済的視点からのみしか判断出来ない偏向を生み出したのであるまいかと思う。しかし、最近はこれらの動向にやらや“いき過ぎ”を是正しようとする反省の色がうががわれる。

本来人間が“生きる”に必要な衣・食・住に加えて、それらをとりまく空間、例えば「きれいな空気」「きれいな水」「きれいな四季」、それにも増して重要な「自然の摂理の感得」、それらは、都市環境の中においては大きく欠けるところとなり、あらためて、都市にとって山村とは何か、山村の価値観を考える機会となっているのではないかと思われる。山村に賦存する多くの資源は、こうした意味で都市にとっても「生きる」上の大きな安全弁であり、「いのちのダム」といっても過言ではないと思う。

最近における、都市住民の中に広がった「ふるさと志向」といわれる現象も、これらの現われの一つではないかと思う。われわれは、都市と山村の交流の中にこそ、山村と都市との共存関係がより強く認識され、将来における地域発展の道が開けるものと確信し、また誇りを持って、都市住民のために大きく門戸を開こうと考えているものである。

このような認識の上にたって、われわれは町づくりに励んでいるところである。

3 ふるさとの心をあなたに

ふるさとクーポン販売事業

(1) 事業導入の経緯と背景

厳しさを増す農業情勢、しかも、山村農業は平地農業と異なり規模の零細性と低生産性によって益々苦境に立たされている現況である。本町における農業情勢も、農家総数 1,259戸、専業 3%，第1種兼業11%，第2種兼業86%。耕地面積 800ヘクタール、農家1戸当たりにして、わずか60アールの零細規模であ

西川町における地域活性化の戦略

り、町民所得に占めるウエイトも3.8%に過ぎない。とはいっても地域振興を図る意味では、1次産業をベースに考えることが基本であり、かつ1次産業を抜きに考えることは出来ない事である。零細規模とはいっても、394平方キロメートルという広大な区域に分布する耕地条件は気候の変化に富み、多種小量の特質を持つ。また、広大な山林原野等から産する山菜、長い伝統に培われた素朴な民芸品、これらの地域資源の活用によって、「作っても物が売れない」「一定の値段で計画的に



農協婦人部も参加してふるさとクーポン箱詰作業

表1 ふるさとクーポン3コースの内容

	4月	6月	8月	10月	11月	12月	1月
雪 コ ー ス (二 万 円)	手月山菜各種 づくし くら りし ょう ゆ	手細 づく りみそ サクランボ、月山		材料 キノコ、いも煮	く手新 づく りこん に物 や	大切 豆モ ンゴ、 漬物モ チ	
緑 コ ー ス (三 万 円)	手月山菜各種 づくし くら りし ょう ゆ	手細 づく りみそ サクランボ、月山	花 ブドウ、 月山リ ラ、山 根	大 材 料 キノ コ、 山ア ブケイ ドビ ウ漬	く手新 づく りこん に物 や	豆切 各 種 モ ンゴ、 漬 物 モ チ	
太 陽 コ ー ス (五 万 円)	手月山菜各種 づくし くら りし ょう ゆ	手細 づく りみそ サクランボ、月山	花 ブドウ、 月山リ ラ、山 根	大 材 料 キノ コ、 山ア ブケイ ドビ ウ漬	く手新 づく りこん に物 や	そ豆切 各 種 モ ンゴ、 漬 物 モ チ	西 子 詰 セ ツ 腐 つ る 細 工 させ 合 わ せ ト

に出荷出来ない」という農家自身の要望を解決出来ないか。そして、農家自身の生産意欲を喚起することが出来ないかといった観点で、本町が昭和57年度から実施している職員提案制度の中で採択された一事業である。

(2) 事業の概要

町のキャッチフレーズである“雪と緑と太陽のまち西川”から、雪コース（2万円）、緑コース（3万円）、太陽コース（5万円）の3コースのメニューを構成し、前金制で会員を募り、四季折々の西川町の産物やふるさとの情報を年間5～7回に亘って送り届けるものである。（表1）

目的は、①西川町の各種産物の安定生産と消費の拡大、②地域産業の創出と新規産物の開発、③西川町から転出された県外居住者、或いは西川町を考えてくれる人との結びつきの強化、④都市部の豊富な情報の把握とふるさとの情報提供、⑤観光客の誘客拡大である。

組織体制としては、町・農協・商工会・森林組合・各種生産団体による協議会方式により行っている。（表2）

この事業は創設以来今年で4年目をむかえるが、その実績は表3のとおりである。また会員の特典として、御中元・御歳暮用の特別コースの申込みや、町内の民宿・旅館等に宿泊した場合には、料金の20%の割引き、月山春夏スキー・月山登山におけるリフト利用料金の20%の割引き制度を設けている。本事業のキャッチフレーズを「ふるさとの心をあなたに」とし、出来るだけ新鮮な「物」を送り届けるだけでなく「心」も送り届ける心算で事業を行なっている。

(3) ふるさとクーポン販売事業と地域の活性化

直接的な会員との心の交流を図るために昭和57年及び58年には、東京・新宿で「ふるさとクーポン会員の集い」を300人限定の催しとして行った。山菜料



ふるさとクーポン箱詰作業

西川町における地域活性化の戦略

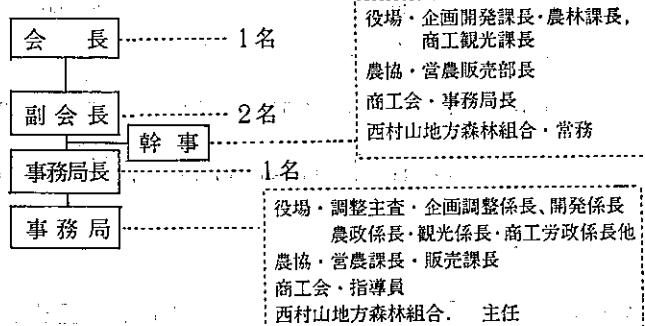
表2 ふるさとクーポン販売事業協議会の構成と役割分担

(1) 構成団体

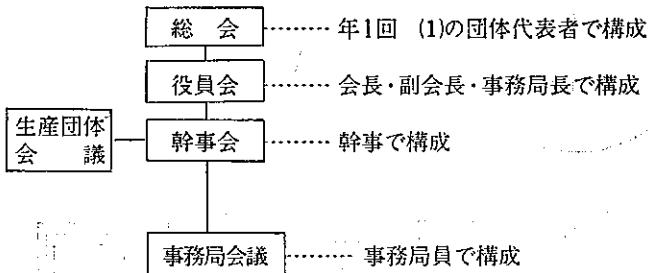
- ① 西川町
- ② 西川町農業協同組合
- ③ 西川町商工会
- ④ 西村山地方森林組合
- ⑤ 西川町りんご生産組合
- ⑥ 西川町ぶどう生産組合
- ⑦ 西川町花卉生産組合
- ⑧ 鶴部野菜生産組合
- ⑨ 大井沢山菜生産組合
- ⑩ 大井沢なめこ生産組合
- ⑪ 西川町しいたけ生産組合
- ⑫ 西川町栗栽培研究会
- ⑬ つる細工生産団体
- ⑭ 西川町さくらんぼ生産組合

(2) 組織

① 役職員



② 会議



(3) 所掌事務と役割分担

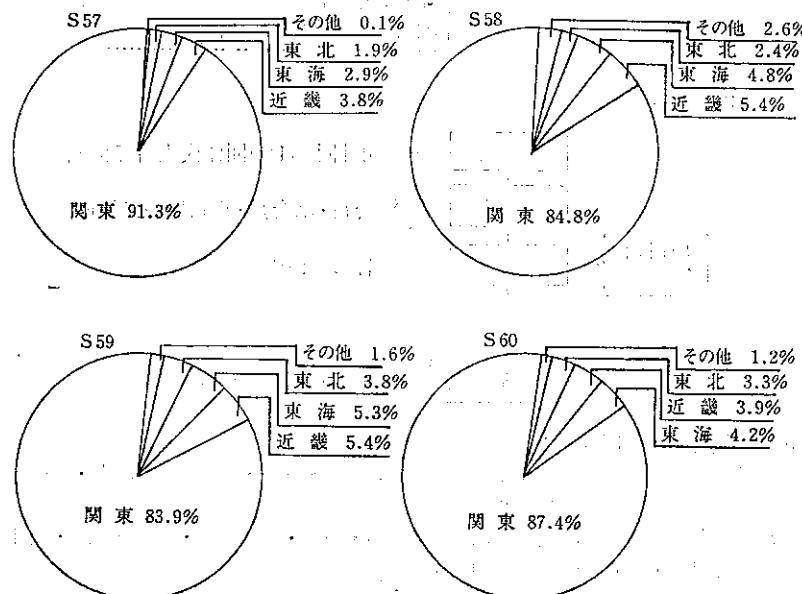
- ① 町の役割 本事業に関する総合企画・宣伝・クーポン券販売・その他庶務事務を担当する。
- ② 農協の役割 送付物品の調達計画・調達・チェック・荷造り発送・会計事務を担当する。
- ③ 生産団体等の役割 送付物品の調達・荷造りを担当する。

「表3 ふるさとクーポン販売事業実績」

① 会員数・会費等

	S 57				S 58			
	雪	緑	太陽	計	雪	緑	太陽	計
会員数	人 314	人 458	人 228	人 1,000	人 367	人 499	人 302	人 1,168
会 費	千円 6,280	千円 13,740	千円 11,400	千円 31,420	千円 7,340	千円 14,970	千円 15,100	千円 37,410
	S 59				S 60			
	雪	緑	太陽	計	雪	緑	太陽	計
会員数	人 426	人 877	人 235	人 1,538	人 524	人 903	人 202	人 1,629
会 費	千円 8,520	千円 26,310	千円 11,750	千円 46,580	千円 10,480	千円 27,090	千円 10,100	千円 47,670

② 年度別・地域別・会員数の比較



理や地酒・月山山麓ワイン・西山焼など盛りつけの器にいたるまで、地元からすべて持ち込んでの開催である。出席者との交流を通じて、地元産品の確かさを知らされ、自信を得たことは関係者のその後の大きな励みになった。

更に昭和59年からは、会員の方々に直接「西川町」の味・技・心を知ってもらおうと観光客の誘客拡大の目的を含め、2泊3日の「月山めぐりツアー」を企画し、昭和59年は、春・秋100名の参加。昭和60年には、冬も加えて予定を含め100名程度の参加を見込んでいる。また、これを契機にフリーに西川町を訪れる会員の方も年々増えて来ている状況である。

送付産物づくりにおける各地域グループの活性化も、大きな喜びである。例えば「笹まき」づくりにたずさわる生活改善グループのお母さん方。若人クラブのお爺さん方の「干柿」づくり。これらは、グループ活動の中で取り組まれており、「生きがい」づくりの一環としても大きな意味がある。老人クラブの皆さんのがんばりの意義を見い出すことが出来る。

この事業は過疎の町に活を入れる狙いで始めたアイデア商法であるが、人と人との心のふれ合いと共に、地方にあっても、みんなが知恵を出し合えば、何かやることが出来るのだという自信と希望を町民の心の中に布衍することが出来たのは、何にも増して大きな喜びであると考えている。



子や孫に贈る気持で、心をこめて…

老人クラブの皆さんのがんばりの意義

4 月山の自信作

400年の眠りからさめて……

笠峰月山自然水販売事業

(1) 経緯と背景
本町においては、豊かな自然の一部が雪や水であるという認識がある。だか

ら、これを大切にし、また生かすことが重要であると常に考へているところである。

寒河江ダムに連動して、山形県の中枢部を占める山形市を始め、村山地方6市6町の人口約54万人に給水する村山広域水道事業が山形県の事業として進められているが、本町はこの水源地域となり、将来にわたって、環境保全のための有形無形の制約を受ける。従って、新西川町総合開発計画の中において「水」「雪」「エネルギー」等の科学館の構想を画いているが、この実現のためには、町内外の幅広い人々の理解を必要とする。

一方、上水道の普及によって、昔から「湯水の如く……」と表現する言葉があったように、水は「タダ（無料）」という観念から、現在は、水は「有償のもの」と町民の認識も改まって来ている。

「新西川町総合開発計画」の策定とか、町営企業等法人設立準備委員会等の席上で「西川町の水を販売できないか」というアイデアが話題となった。

たまたま、昭和57年から西川町は、地元山形市に本店を持つ大沼デパートが主催する「ふるさとうまいもの祭り」に参加した。

デパート側にも、地域産業振興室を設置して、山形県特産品の開発や紹介、地場産業の振興を図ろうという気運があり、町は共に水を商品として開発しようという話に乗り出すことにした。

また、町はそれによって「水」の重要さ、それを生み出す地域の存在価値を都市の人々を含め、幅広く多くの人に理解を得たいという思惑を秘めているのである。

(2) 事業の概要

本町における広域簡易水道は、月山山麓から湧き出る水を水源としている。一説によると、霊峰月山の雪どけ水が、岩盤や土壤に浸透して湧水となって出てくるのに400年を要するという。この説をとり上げて『ロマンも買ってください』という訳である。

水源の水量は豊富であり、町民に給水してなお、1日平均500トンのオーバー水がある。これを町水道課が、ろ過し、一切の添加物を使わず、120℃の高

西川町における地域活性化の戦略

温で殺菌、1リットル入りのポリエチレン瓶に詰めて商品化した。

- 商品名 灵峰月山自然水

- 標準小売価格

1リットル 1本 180円

1リットル 15本詰 2,700円

- 製造元 西川町水道課

- 発売元 伊勢丹デパート

- 流通販売ルート

製造元→発売元→A・D・Oグループ

(伊勢丹デパートがキー店とな
った共同仕入機構31店加盟)

- 製造開始 昭和58年11月1日

- 発売開始 昭和58年12月1日

販売目的として、①水という地域資源の有効利用を図ることにより、換金化が可能となり、町民に還元できること ②地域経済の一助ともなり、更に波及効果として観光のキャッチポイントとなること ③水販売事業を通じて、山村と都市の共存共榮が図られること ④流通販売網のキー店となる「伊勢丹デパート」を始め、ADOグループの広範な流通販売ルートにのせ、水以外の他の町内産物等の販路拡大を図ることができることの4つを掲げている。

販売実績は、昭和58年度46,100本、昭和59年度 201,320本、昭和60年度においても目標として、200,000本を掲げている。

昭和60年1月、環境庁が選んだ全国名水百選の中の一つに「月山山麓湧水群」が選ばれた。

靈峰月山自然水の販売の経過の中で、1リットル 180円の水であるから「ガソリンより高い水だね」とよく問い合わせられたものである。私はそれに対して「ガソリンは飲みますか」と、にこやかに反論することにしている。私は決して高いものではないと考えている。それは、ガソリンや石油の代替は、場合によってはバイオマスでも出来るが、水の代替は無二と考えるからである。また、水源林となる森林の保有に、経済的にも悪環境の中で努力している。山村

住民の汗と油の価値を思うからである。このまことに、『十日町』は、

「山のまち」の開拓者たち

の心の聲である。

5 おわりに

このたび、はからずも栄えある「宮崎賞」の受賞にあざかり感激一入のものがある。関係者のみなさんのご好意に対し、深く感謝申し上げると共に、微力ながら、山村における地域振興のために一層努力いたしたいと存じます。誠にありがとうございました。

スキー場の経営と村づくり

森 敏 雄

(長野県野沢温泉村村長)

1 はじめに

長野県の最北端に位置する野沢温泉村は、三国山脈を背に西北に流れる千曲川を俯瞰している。山狭に点在する部落は、南北に伸びて、南西に飯山市、木島平村をひかえ、東は三国山脈を望む山林地帯で、標高の最も高い部落集団一帯を野沢と総称し、ここに豊富な湧出量を持つ温泉と全国的にも有数といわれる野沢温泉スキー場が開設されている。

本村は、昭和30年に飯山市の一部前坂及び重地原部落と合併し、村名を豊郷村から野沢温泉村と改名し引き続いて、昭和31年には旧市川村と合併し、集落は、20の区に区分されており、世帯数1,307世帯、人口は4,990人と小さな山村である。

この内観光に係る人口は約3,000人、残りの2,000人は、主に農業を営んでいる。

農村地帯は、他村と同様過疎化が進み人口は減少傾向にあるものの、観光地帯は多少増加しつつある処から村全体としてはここ10年余り変化は見られない。(表-1)

この地帯は、裏日本特有の豪雪地帯で、年の約半分は雪に埋もれ、雪との戦いが続く毎日であったが、明治

表-1 人口と世帯の推移

	40	45	50	55	60
世帯数	1,226	1,225	1,233	1,265	1,307
人口	5,436	5,155	5,044	4,966	4,990

末期にスキー術が日本で紹介された直後、当地区出身の中学生（現高等学校）の手によって、その技術が持ち込まれたのが当村のスキーの始まりといわれている。

それ以来、地元スキー愛好者の努力でスキー競技練習場として、現在の日影ゲレンデ附近を伐開し小規模ながらコースを開設し、引き続いてスキークラブの設立をなし、大正末期になって、法政大学スキー山岳部員がスキー合宿を行いこれが当村のスキー観光第1号である。

その後スキークラブの手によって必要限度のゲレンデを拡張され、各種大会に選手を派遣し、優秀な成績を得ると共に全国的に有名選手を数多く誕生させスキー観光も徐々にではあるが活発化し、春秋の湯治場的な温泉旅館も通年営業が可能となった。

昭和16年大東亜戦争の勃発と同時にレジャーは絶たれ戦争一色となり、一抹の望みも失ったものの、終戦を迎えた戦後の混乱期も終りに近い、昭和23年に戦後初の国民体育大会冬季スキー競技会が、当地で開催されて以来また活気を取り戻し始めた。

この頃より日本経済も徐々にではあるが安定し、レジャー産業も活発化の兆しをみせはじめ、スキー愛好者も増加し、冬の観光客は年々急速に増し、苦難であった経営もやっと明るい見通しとなった。

しかしその反面農村地帯は、冬期間仕事に恵まれず、毎年10月末に農家の働き手は皆出稼ぎに都会へ行く傾向は依然として変りはなかった。村においてはこの地域特産である菌草栽培を奨励し出稼防止に努めた結果、出稼防止には大きく貢献したものの、投資が大きく、相場変動や労働時間が長い等の理由から、むしろ村営スキー場の発展と共に冬季従業員として夫婦共々働くようになり、冬季出稼は解消された。現在では冬季従業員は村だけでは不足となり近隣市村はもとより全国より募集している状況である。

2 スキー場経営と宿泊施設

当村のスキー場は、前にも述べた通り競技の練習場として開設され数多くの

有名選手を送り出して来たが、スキー場として不可欠となった。スキーリフトの第1号機は、昭和25年秋にスキークラブの手によって木柱ながら完成し、スキーリフトの草分時代を経て、昭和29年に第2リフト、34年第3リフト、36年第4リフトが架設された。

裏日本特有の豪雪地帯でありながら、数年に一度は、山麓ゲレンデは寡雪に悩まされていたが、山頂の上ノ平ゲレンデ（現パラダイスゲレンデ）まで、リフトが架設されたため眺望に富み寡雪の心配は解消されたと観光関係者は大喜びであった。昭和25年リフト第1号機を架設以来、本格的なスキー場の開発と運営管理に当っていたスキークラブも、スキー場が拡大し、スキー産業も一段と活発化し、他に近代的なスキー場が数多くオープンするに到り、早急な開発と近代的なスキー場化を進めるには、スキークラブの運営管理では困難と判断した。関係者協議し、昭和38年春村並びに議会、観光協会、スキークラブ、地元代表者によるスキーリフト運営審議会を設立し、細部検討の結果、近代スキー場として早期開発を図ると共に夏季観光振興を促進するには、スキー場の経営を村に移管すべきとの結論に達し、同年12月に村営野沢温泉スキー場が誕生したのである。

その直後に山麓の長坂及び向林ゲレンデをオープンさせると同時に、寡雪対策に上ノ平高原の毛無山を頂点とした各ゲレンデの早期開発を目指し努力中であった昭和46年には、シルバー柄沢ゲレンデを早期開発せよと地元住民より強い要望が出されたが、財政的な問題もあって対応が遅れた。地元では待ち切れず外資導入に踏切り、ゲレンデの開設とリフト2本の架設を計画した。しかし、大正初期より永年に亘り私財迄投入し、先人が開発して來た村営スキー場に村外資本は好ましくないとして、議会を中心に住民総ぐるみで日夜協議の結果、村で開発することで話合いがついた。この年に計画されていたゲレンデの開発とリフト2本の架設をなし、シルバー柄沢ゲレンデの誕生となった。

これ以降、村道302号線よりゲレンデ側をスキー場区域として設定し、順調に開発が進み、昭和54年12月には待望のゴンドラリフトがオープンし、昨年は、日本初のロープスピード每秒5m、6人乗りゴンドラリフトも完成、ゲレ

ンデ、コース等を含めたスキー場面積 260ha、最長コース 5,000m、標高差 1,000 mに及ぶ全国有数のスキー場に成長した。

当スキー場は、温泉街の標高 600 mから毛無山頂の 1,650 mに亘って開設されており、山麓が幅広のピラミッド形に形成され、山麓には、当スキー場の草分けである日影ゲレンデを中心に、長坂、向林、柄沢のゲレンデに数多くのチャアリフトとゴンドラリフト 2 本が架設され、一般スキーヤー用ナイターに加え、ジュニア専用ナイター設備も完備しているほか、今シーズンよりアルペン競技練習専用ゲレンデとペアリフトも架設すると共に、夏冬兼用距離コース、ジャンプ台は、70 m、40 m、20 m（40 m ジャンプ台はナイター設備完備）を兼備え、各ゲレンデへの連絡は、リフト又は連絡コースで結ばれている。

一方、上ノ平高原は、日影ゴンドラリフト終点のパラダイス、国設の各ゲレンデと長坂ゴンドラリフト沿線の湯の峰ゲレンデ、終点附近のやまびこゲレン

表-2 リフト運転年次表

年度	運転本数	従業員数
25	1	5
29	2	9
34	3	15
36	4	20
38	7	48
40	9	73
41	11	88
42	12	109
43	13	113
44	16	156
46	17	184
48	18	197
50	20	218
51	22	240
52	25	249
53	28	261
54	29	302 （長坂ゴンドラリフトを含む）
56	31	306
58	33	312
59	36	341 （日影ゴンドラリフトを含む）
60	37	352 "

デがあり、晴天時は、白馬連峰を始め、時には佐渡ヶ島も肉眼で見る事の出来る眺望の美しい各ゲレンデである上に、勾配もゆるやかな処が多く、初心者から上級者迄気楽に行けて雪質も良く思い切り楽しめ、帰りは、初心者はビギナー林間コースを利用し、上級者はシュナイダーコース、牛首コース、スカイラインコースを滑り各自の実力を試すことも出来、ゴンドラリフトをフルに利用してのロングコースに挑戦する事も可能である。

昭和38年度に公営として管理運営を開始し、数年後公営企業法全面適用となつたが、リフトの架設、スキー場の拡張、スキーセンター、雪上車等サービス施設の充実強化を図るために経営は困難の時代もあった

スキー場の経営と村づくり

表一3 一般会計・企業会計・下水道会計決算状況 単位:千円

	40年	45	50	55	59
一般会計	130,799	258,888	1,111,874	1,835,532	2,244,633
企業会計					
収 益	70,845	205,662	555,198	1,423,453	2,467,446
費 用	47,251	156,915	342,326	999,610	1,447,497
当年度収益	23,595	48,745	212,872	423,843	1,000,249
下水道会計	10,816	10,308	27,331	533,919	322,259

が、現在では、特殊索道35本(20,708m)、普通索道2本(5,794m)、食堂2棟(収容能力330人)となったものの、スキー客の増加と共に収益も順調に伸び、最近は経営も安定し施設投資は、単独で行う事が可能となった。

しかし最近のスポーツマンの喜好が多様化し、アフタースキーの必要性と夏季観光の振興を図るため、昨年4月温泉健康館(クワハウス)をオープンしたが、予想外に好評で、風雪の時等は満員の日が多い程で、今後に期待している所である。この温泉健康館は、宿泊施設として、温泉の利用を主としたもので、宿泊施設は、湯治場として利用されていた時代は、旅館のみであったものが、スキーヤーの増加と共に、旅館が収容し切れなくなり近所の農家に依頼したのが民宿の始まりで、毎年1戸、2戸と増加し、数十年を経た現在では、施設、宿泊能力共に旅館を凌ぐ程のものも数多く出現し、ホテル、旅館26戸、民宿380余戸、収容能力17,000

表一4 観光人口の推移 単位:千人

	40	45	50	55	59
実人員	486	833	1,147	1,053	1,160
延人員	196	358	495	440	464

3 環境整備

豪雪との戦いに追いやられていた当時は山村らしく、流れ川の水を直接使用していたが、冬季の利用客が増加するにつれ水不足と同時に汚染され始

めた。昭和26年温泉街を中心とした一部の地区に、上水道を布設し、それ以降各集落毎に6つの簡易水道施設が完成し、普及率100%，加入率も99.6%に達するに至っている。

一方、し尿は年間利用者の少なかった当時は、春、秋に汲取り農地還元していたが、スキーパー客の増加と共に容量不足となり、温泉地特有の狭い道路と豪雪のため、汲取りも思うがままにならずその処理が困難となった。旅館組合を中心となり、浄化槽の

表-5 終末処理場の規模と水流化の状況

設置を検討したが、建物が接近しその余裕がない処から、昭	処理区域	行政人口	区域内人口	水流化人口	処理能力
	H 85	人 4,990	人 3,138	人 3,005	m ³ /日 9,700 (18,000人/日)

和36年に都市計画法の指定を受け公共下水道の建設に着手し、翌年12月高速散水ろ床法により供用を開始した。しかし、処理能力は6,000人槽と規模が小さく、し尿のみの処理を行うことに決めた。民宿の増加に伴って、加入希望が急増、常住人口に比し、観光人口が大で、流入変動が多く、その上家庭雑排水は一般河川放流としていたため河川の汚濁が急速に進み、山狭の縁と清流の温泉地のイメージが失われるとして、昭和48年新処理場の建設設計画を樹立し、処理方式について、細部検討に入った。予想流入量は、5月より11月の間は、2,500 m³ (BOD 60~80 P P m) 内外で、12月より急激に増加し、年末年始の最大流入量は、5,000 m³ (BOD 180 P P m) 以上となり活性汚泥法では、その処理は極めて困難であると同時に、理想的な処理を行う場合は、予想以上の管理費が必要となる処から、日本下水道事業団に処理法の検討を含め建設委託をなし、回転円板法ではどうかと大手旅館の協力を得て、現地に於てミニ処理施設により実験の結果、この処理法なら可能であるとの結論に達し、昭和52年に新処理場に着手し54年10月供用を開始した。

新処理場の開始と同時にし尿のみの下水管への接続を家庭雑排水、温泉污水も接続するよう指導すると同時に今後多量発生が予想される汚泥の農地還元を図るべく、引き続きコンポスト施設の建設に着手し、昭和59年春完成し、堆肥として農地還元を開始した。

又、家庭残さ類を含む一般ごみ処理は、村単独で処理していたが、施設の老朽化と量の増加、変動等を考慮し近隣の飯山市と共同で、クリーンセンターを建設し、今春オープンしたため、環境整備はほぼ整ったといえよう。

4 おわりに

以上概要を記したが、今後は高速交通網の促進と村内に於ては、駐車場、バスターミナル、アフタースキー施設、スキー場の整備充実に加え、夏季観光施設開発、建物の色彩の統一化等、秩序ある都市造りを行う必要があろう。

又、観光地域と農業地域との均衡化を図るために、農業地域への工場誘致や観光開発等を実施することにより、一層豊かな理想郷となることだろう。

特別論文

地方自治思想の系譜VII

一田中正造の自治思想4—

神戸市地方自治研究会

《法律運用の論理》

田中正造の自治觀の第3の特徴は、法社会学的視点に立脚した自治論であった。地方自治は憲法・法律の遵守を余儀なくされる宿命があるが、もし憲法・法律そのものが自治を破壊しようとしたとき自治はどのような法律論をもって自からを防御しようとするのか。

正造の自治は抵抗の自治であったが、それは法を無視した抵抗ではなかった。むしろ法の遵守を明治政府に強く迫った自治であった。田中正造が法を破ったのは、天皇への直訴が唯一の事例ではなかったのか。

先にみた府県会での質疑にみられるように、可能最大限に法の認めた手段を活用して、政府に抵抗しようとする遵法闘争でもあった。むしろ法を踏みにじったのは明治政府で、正造はその違法性を激しく糾弾した。

では正造はどのような法意識をもっていたのであろうか。この点につき「一言でいえば法は人民のためとするにあった。そうしてそのことは二重の意味をふくんでいた。具体的にいえば、法は行政権の発動にたいしては絶対的の権威をもち、しかし人民の生活のまえには相対的でしかありえないという認識であった。かれの法意識はそのように重層的なものであった。」¹といわれている。

明治政府は法治主義を政府には甘く人民には厳しくという恣意的運用を常套手段とした。正造はこのような政府の得手勝手が我慢ならなかった。

すなわち正造は「被害地ハ多年法律ノ保護ナクシテ租税ノ義務ヲ負ヘル土地ノ生業ヲ停止セラレ兵役ノ義務ヲ負ヘル人民ノ生命ヲ刻マレテ政府ハ多年之ヲ

意ニ介セズ……政府ハ多年法律ヲ以テ人民ヲ保護セズ、人民却テ法律ヲ守リ國民ノ義務ヲ愈ラザルハ之レ鉱毒被害ノ人民ナリ、政府ハ此良民ノ損害ニ対シ其元資ヲ保護スペキ法案ヲ立テザルベカラズ」と、政府側に法律遵守の態度がないことを激しく責めている。

その結果として住民を虐待したのみならずその権利行使をも妨害したと次のように論じている。

「曩ニハ政府自ラ憲法ヲ無視シテ人民ヲ欺キ被害ヲ深大ナラシメ、後ニハ選挙干渉又日清戦争等ノ多事ニ乘ジテ被害民ヲ虐待シ、同時に銅山遠近周囲山林ノ乱伐ヲ公許シ山林ノ放火ヲ黙シ、製銅所ノ煙毒ハ木根草苔ヲ枯ラシ……、此國家無比ノ良民ガ漸ク困苦ニ堪ヘズシテ哀訴請願ヲナントスレバ、先ヅ地方官等之ヲ忌シ中央当局者又被害人ヲ賤ムコト夷狄ノ如ク禽獸ノ如クシ、剩ヘ多数ノ警吏ト憲兵トヲ以テ之ヲ威嚇シテ請願ヲ妨ゲ、政府自ラ憲法法律ヲ破リテ其道ヲ遮断シ、如此シテ多年加害者ノ横行ト暴力トニ助勢ヲ加ヘタルハ如何」

足尾鉱山をめぐる法律状況は「鉱業人一人を法律の外に置いて我儘跋扈をさせると云ふことは、治外法権を内地に拵へて其の執行を与へて置くと同じ」と政府を非難している。

ことに正造は我慢ならなかったのは官僚の裁量的な法律執行、法治主義を歪曲した官僚の詐術であった。たとえば「帝国議会ニ憲法論なきハ滅亡国の証跡なり。国民、憲法ハ勿論、法律の論なし。只行政官独り法律を逆行して憚からず。行政ハもと憲法無視よりして近世法律ハ無視となる」と憲法を無視し官僚が独断を極めた無法状況をかもしだした。しかも「從来無学の議員ハよく此奸手段ニのせられたるものなり。よりて以て憲法あれども法律規則の曲解し得る文字を用へて悉く憲法の実力を失わしめ、今の行政官ハ法律紊乱の自由自在にして憲法の全部殆んど其形だに見るべからず。」と、議員の浅きはかさと官僚の恣意的法律運営の非を批判している。

このような法律の文理解釈の優越や学者、官僚ぐるみで法を歪曲して谷中村を亡さんとしたことにふれ、法律の実質的妥当性を根拠にして次のように法の適正解釈を迫っている。

「憲法上の事ハ学者間の問題となり、政治家も亦然りですから、兎ニ角よき法学博士一二を我身方として誠心誠意ニ解釈して貰へ、兎ニ角世の中ニ持ち出したいのです。……仮りニ憲法ニあり法律ニありとしても、我々ハかかる乱暴ニハ服せざるを以て動かぬのでした。況んや可驚、何もかも法律ニなき文字をありとして、此古来の大村をやぶりて人民を乞食の仲ニ入れんとす。(学者暗黒で,) もし万一ニも法律憲法違背でなければ憲法くそ、法律くそです。日本憲法活眼者のあるありて、一人でも二人でも此正論を唱る議員、法律家を見たいのです。」

このような政府の恣意性に対抗するため、正造は、次のような3つの政府追及の論点をもっていたといわれている。

「その第1は、憲法を他の法律(ましてや訓令)のうえにおこうしたことである。正造はいう。『大乘一憲法。其他は小乗一法律』『今の政治は、訓示を以て憲法法律の上に置けり』憲法によって保障された権利が、その下位の法律や訓令によっておかされてゆくのを、断乎としてはねのけようとする姿勢がここにはあった。第2は、立憲君主制のたてまえをどこまでもつらぬこうとし、君主の絶対性を否定したことである。『今日の政治は憲法あり憲法の4条には天皇と雖憲法の条目によりて行ふとありて今の論言は時として取消しも出来るほどになって居ります』すなわち政府がしばしば帝国憲法第3条『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』によろうとしたのにたいし、正造は、第4条の最後の部分『此ノ憲法ノ条規ニ依リ』を重視していたわけである。第3は、行政官庁の、人民にたいする責任を論じたことである。……それは、行政官庁は究極的に人民にたいする責任をおわねばならぬという理念のあらわれであった。⁸」

何と見事な対政府への法論理であろうか。正造のこの論法は、「古來の自治村」の旧慣から伝統的に承継され、体質化されてきたものである。そしてそれが近代化の過程で立憲体制における人民主権的法認識へと昇華されていった。

この立憲の論理は今日にあっても有効な論法であることに違いない。現在において地方自治の解釈を應々にして、地方自治法の枠内で処理しようとするが、憲法に根ざした基本理念をベースにして解釈すべきである。まして権力解釈に幻惑されて、基本的人権や地方自治権を損うことがあってはならない。正造の論理はこのような風潮に対して頂門の一針ともすべきものである。

- 1 中込前掲書 511頁
- 2 『全集』第8巻 11頁
- 3 『全集』第8巻 17頁
- 4 『全集』第7巻 436頁
- 5 『全集』第17巻 5頁
- 6 『全集』第17巻 48頁
- 7 『全集』第17巻 488頁
- 8 鹿野前掲書 512~513頁

《法社会学的自治》

しかし正造は単純な法治主義者ではなかった。法律は人民のために存在する論理から法律を絶対視しなかった。すなわち「人民の生活の重さにくらべれば、所詮『法律や憲法と云ふものは書いたもの』であった。したがってかれは、『国民は、法律師の奴隸たるべからず』とたびたび叫び、『法律、人を見ずして条章を見る』ことをもつともおぞれた。なぜならば、『法律のために人を虐げるものにあらず。人のために法律は設けたるものなればなり』。」という認識をもっていた。

具体的には法律よりも事実を重視すべしと次のように論じている。

「法律ガ間違ッタノヂャナイ、法律家ガ間違ッタノヂャナイ、事実ニ嵌ラヌ法律ヲシテ此処デ始メテ此法律ヨリ外ニハ仕事ト云フモノハナイモノダト思ッテ居ルカラ合ハヌコトガ出来タノデアル、一体政治家ト云フモノハ事実ヲ能ク見ルノダ、此事実ガ能ク法律ニ合ウカ合ワヌカ、合ハヌケレバ、法律ヲ改正スル、何時デモ有ルダケノ法律ヲ読ンデ居ルナラバ、是ガ誠ノ法律家——法律家デナイトハ言ハナイ、誠ノ法律家、悲イカナ、此人間ハ政治思想ト云フモノ、人民ヲ憫ム、被害民ヲ憫ム、慈善心ノナイ法律家デアル。」

正造は法段階主義、法解釈学に絶対的価値をおくことなく、法社会学的視点から法の有効性を見究めようとした。このような態度は、今日にあっても環境保全にあっていわゆる「上乗せ条例」にみられる法理論と同じである。

そこに田中正造が法律の有効性について、形式的有効性よりも実質的有効性を重視した実践性を窺い知ることができる。そして実質的妥当性を欠く法律は

人民の努力によって改正すればよいという論理であった。

それだけにこの実質的合理性を欠く法律が無慈悲に強制適用されていく現実に噴慨せざるをえなかった。そこには明治自治制の恥部ともいべき地方官僚・地方議員の狡智にたけた悪業ぶりが露呈されている。正造は篠崎平吉宛の手紙で「御らんの通り政治ハ憲法法律を度外視し及破壊し、人民の無知識と無気力とニ乘じてハ其財産を掠め奪ふニ到りて、苟くも其名を政治ニ仮り、法律と呼び威して、此良民より非道ニ調印証書を強収す。將ニ之れ下都賀郡南方九ヶ村ニ於て確実ニ見るなり。又露骨ニ此横暴を極めツヽあり。県会、郡会、村委会之を咎めず、郡長、村長、議會議員等亦却て此悪魔を助成せり。之を亡國と云わざして何んぞ。」³と批判している。

谷中村強制破壊に際して、正造は政府の法律無視の暴威を非難して「人民は的の如し、法律は矢の如し。法律は弾の如し、人民鳥獸の如し。但し（行政）命令の力は、法律よりも強くして、訓示の力は命令よりもつよし。いまの政治は訓示をもって憲法、法律の上における。⁴」「立憲とは何を言うか。行政の手心のみが、法律に代って、どしどしこの悪事をなせり。もとより法律行為にあらざるは勿論、まさに奸曲行為なり。⁵」——と論断している。

このような権力の執行に対して、彼は「民声叫べ」と訴え、徹底抗戦を止めなかつた。憲法・法律があり人民があるという法構造をア・プリオリに認めようとする法治主義ではない以上、抵抗は当然の帰結としての行動でもあった。

政府の法律運用の恣意性、さらに法律そのものの実質的合理性の欠如という前提から、田中正造は、次のような画期的な法意識をもつにいたったといわれている。

「その第1は、当時の政府の法意識に対決したことであった。正造は、政府による法の私物化にするどく反対し、『人民』という裏づけをともないつつ、法を文字どおりの公器としようとしたわけである。第2は、法のうえの形式的な整合性をこえて、人間の尊嚴を第一義とする発想をとったことである。正造にとっては、鉛毒によって財産がにわかになくなり、公権がなくなってしまうことももとより大問題であったが、鉛毒地の住民というこ

とで結婚にまでさしつかえるというような『侮辱を受け、名譽まで害され』ることが、おそらくはより重大な問題であった。……そして第3は、人民の叛乱権を承認したことであった。正造は『人民を保護しなければ、人民は法律を守る義務が無い』といったばかりでなくさらにすんでは、『是れだけに申上げても政府が其れをやるならば、政府は人民に軍サを起す権利を与へるものである』と積極的に法にそむく権利を主張していた。⁶」

政府の暴力に対して正造は法の枠内での抗争を農民に訴えた。しかし同じ暴力に対して諭吉は『學問のすすめ』で、次のように政府への忍従を説いている。

「元来人民と政府との間柄はもと同一体にて其職分を區別し、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと、固く約束したるものなり。譬へば今、日本國中にて明治の年号を奉ずる者は、今の政府の法に従ふ可しと條約を結びたる人民なり。故に一度び國法と定りたることは、仮令ひ或は人民一個のために不便あるも、其改革まではこれを動かすを得ず。小心翼々謹て守らざる可らず。是即ち人民の職分なり」「己が無智を以て貧弱に陥り、飢寒に迫るときは己が身を罪せずして妄に傍の富める人を怨み、甚しきは徒党を結び強訴一揆などして乱坊に及ぶことあり。耻を知らざると云はん、法を恐れずと云はん」「仮令ひ暴政府と雖も其役人も亦同國の人類なれば、正者の理を守って身を棄るを見て必ず同情相憐むの心を生ず可し。既に他に憐むの心を生ずれば自ら過を悔ひ、自ら胆を落して必ず改心するに至る可し」（「學問のすすめ」）⁷

正造の法律論の根底には農民・生活があり人権があった。さらにその基底には天道があり、その実現形態としての憲法があった。

すなわち「人権亦法律より重シ。人権に合するハ法律ニあらずして天則ニあり。國の憲法ハ天則より出づ。只惜む、日本憲法ハ日本の天則に出しなり、宇宙の天則より出でたるニハあらざるなり。……憲法を破るものハ心と形とを破るものなり。國民ニあらざるなり。天則人権を傷くるものハ精神を破るものなり。人ニあらざるなり。見よ、鳥獸却てよく天則を守りて精神あり。」とのべている。⁸

この言葉は、法律を憲法を離れて解釈し、また、憲法を金科玉条の如き文理解釈することもなかつた。

正造は政府が憲法を空洞化し、法律を無視する以上、人民もまたこの政府に従う必要はないという論理であった。正造は「このような政府の恣意的な支配

に抵抗するために、正造は憲法を権力の支配から基本的な人権を守る、いわば自然法的な規範に読みかえていった。¹¹ すなわち「凡ソ憲法ナルモノハ人道ヲ破レバ則チ破レ、天地ノ公道ヲ破レバ則チ破ル。憲法ハ人道及ビ天地間ニ行ハル、渾テノ正理ト公道トニ基キテ初メテ過渺キヲ得ベシ。」¹² と論じている。福沢は日本の人民を「無気力の愚民」としてその覚醒を迫った。しかし自覺めた人民が政府に刃向うとしたとき、人民に背をむけて、人民を見捨てたといえる。

もっとも当時の住民の権利意識は如何に人民に浸透したとしても低かった。そのため正造もしばしば住民に権利への目ざめを訴えている。しかし、田中正造と福沢諭吉とは同じ「愚民」に対してもその生き方は正反対であったと、次のようにいわれている。

「田中も日本人の無気力を指摘する。『日本人の氣風は、下より起らず、上よりす。民権も官よりす。日本の民権は、民人より發提せるには非るなり。一種不思議の氣風なり。危ふし危ふし』……しながらも、彼は自らの政事に奔走せる20年間に『人民を失いたり』と回転する。ここが田中と福沢の分岐点である。福沢は自ら任じて『道の中央』を歩いていく。田中は常に『道の人民側』の左を真一文字に歩み、兆民は右から左へ左から右へと歩いてゆく、これが田中・福沢・兆民の姿である。」¹³

田中正造に少なからずの住民は行動を共にしたが、多くの人民は官憲の圧力に屈した。正造はそれもまた己むを得ないとしたが、それでも易々として圧力に屈し権力に媚びていった精神風土を嘆かずにはいられなかった。そして日本の宗教・道徳をあきらめキリスト教へと帰依していく。

「○今之法律ハ勢ニあり。法律ニ力らなく、金と人とニ力らあり。名実ニ勢力なく、手段ニ計略ニ勢力あり。」

○今此地方人民を見る、徳川氏の温和的圧制ニ慣れ、2百余年の遺伝性となり、1ニ畏敬、2ニ恐懼、3ニ畏怖、4ニ謹慎、5ニ卑屈、6ニ堪忍、7ニ忍辱、8ニ依頼、9ニ官尊等の文字より生ずる消極的謙遜、形容的礼節、終無精神となり、偽善的忠義、吝啬節儉等、似て頗る非ナル性となりて、終ニ徳川3百年の余弊ハ45年をへてますます甚し

きニ到れり。

而も此弊より発する惡徳なるもの、之を道徳と誤解するに到らしめたり。此時ニ當りてハ断じて古るきをすてゝ、新鮮なる宗教キリストの曰く、一切をすてゝ我れニ從へよ、とのたまへしを以てせるの外此國民を救へ出すべきミちなし。今の日本豈尋常無力の宗教を以て救ふべからざるなり。キリスト今何處ニあるか。¹⁴」

・田中正造にとって法とは被治者の視点からみて実質的に法たるに値するかを常に問いつづけてきたのであり、それ故にこそその判断力において常に鈍ることはなかった。

そしてその根底には近世自然村の天道の精神が流れており、そこには一身を捨ててその精神のために殉死も辞さない抵抗の精神が溢れていた。明治44年6月の日記に次のように記されている。

「人生ハよく戦ふべし。只戦の文字ハ戈の義なり、腕力の義なり。文字ニよりて拘泥すべからず。茲ニ戦ふとハ天道を以て戦ふなり、人道を以て戦ふなり。即ち神の命ニよりて道ちを他ニ対するの意ニ過ぎず。道ちを以てせるものハ戈を以てせると絶対の方針目的ニして、武器を以て戦ふの意と誤るなかるべし。

道ちを以て戦ふハ戦ふニあらず。天理の貫徹なり。人道の貫徹なり。神ニ使ふるもの履むべき正道、人生此正道ヲ履むものなきがために、教るに宗教家なるもの頗れたり。衆ニ代りて衆ニ教へて止ます。……万事を擲ち、家をすて妻子をすて田畠も親をもすてる如きハ、難きに似たりとも、責任の上よりし、先見者たるの上より見れば、是等万事を擲つ如きハ易々の業たり。¹⁵」

- 1 鹿野前掲書 513頁
- 2 『全集』第8巻 56~57頁
- 3 『全集』第19巻 120頁
- 4 『全集』第4巻 82頁
- 5 『全集』第4巻 103頁
- 6 鹿野前掲書 513~514頁
- 7 福沢諭吉『學問のすすめ』(岩波文庫) 27頁
- 8 福沢前掲書 17頁
- 9 福沢前掲書 78頁
- 10 『全集』第13巻 157頁
- 11 五十嵐暁郎『亡國の思想一田中正造』『近代日本の國家像』 69頁
- 12 『全集』第4巻 290頁

13 中込前掲書 267頁

14 『全集』第13巻 128頁

15 『全集』第6巻 264頁

〈地域主義の自治〉

第4に、正造の自治觀の特徴は、それが空虚な抽象的な自治論でなく地域・住民に密着した自治論であった。

ただ田中正造の抵抗の精神はあまりにも強烈であるが故に、正造が平地に波乱を好んで起すが如き煽動家と誤解してはならない。正造は一人の農民代表として自然村が何よりも平穏に暮す社会を願った。

田中正造は、その最後の年となった大正2年、木下尚江にあてた手紙のなかで次のように述べている。

「正造ハ政治上、憲法のためにハ一身を犠牲ニすとも、苟クモ国ニ政治の存在せる限り國の大法をして成就せしむるのみ。但し他の新主義（島田宗三注、社会主义のこと）のありて革正の至るハ別段として、今日ハ今日、未来ハ未来、先ツ今日ハ今日の考ニテ候。明日の考ヲ以テ今日ヲ等閑ニすべからず。今日ハ今日ニテ足らしめんとす。之れキリストの教ナレバナリ。又予の自らの信向ニテ候。此義ニ付てハ追て諸君の教を乞ハんとハするもの也しも；予は今日ハ今日主義、明日ハ明日の学びとして、先此義有体ニ申上候次第也。」

この「今日ハ今日主義」という表現のなかに正造が何を一番大切にしてきたかを物語っている。すなわち「『今日ハ今日主義』とは、現在の現実から目を逸らさず、そこに徹てし、その課題の解決のために全力をあげて戦い、「明日の考ヲ以テ今日ヲ等閑ニ」しない、ということである。そして、彼にとっての現実とは、人民の、とりわけ彼の仲間である農民の『境遇』であった。農民の直面している現実、農民の生活の事実が田中正造をいつも深い底から行動に動かしたし、農民の現在の事実が要求する解決のために自分の全存在を賭するというものが彼の行動の原則であった。」と説明されている。

正造にとって、何よりも死守しなければならなかったのは村の「自治的慣例」たる自治村の伝統であった。したがって、「彼を導いたのは人民にたいす

る強烈な責任感であった。彼は、彼の師赤尾小四郎の門下生たちをまきこんだ出流山事件にはかかわらなかった。彼にとっては、新しい『明日』をめざして野州勤王拳兵軍に加わるよりも、『自治村』の名主として村民の『自治』を守ることこそが『今日』の課題であった。そして、この『自治』の思想こそ、田中正造の生涯の行動を導いたものであった。」といわれている。³

このように村の平和をまもることのみを最大の目標とした正造を抵抗に駆りたてたのは自治村を国家統治の道具として使い、自治村を破壊し、憲法も踏みにじった明治政府であった。

しかし正造は国家支配が不当とか、有司專制が憎いとかいうのではなかつた。住民の生活・権利を踏みにじったから反発したまでである。したがつて殖産興業の如き国策には正造は地域振興に寄与する限り反対ではない。明治23年11月28日、「社交俱楽部設立に関する祝詞」で「賢明ナル我地方諸君ニ一ノ企望ス可キモノアリ、何ゾヤ。曰ク、邦國ノ隆盛ハ政治産業双々相併ビ立期斯ヲ得ベキモノトセバ、一方ニ於テ産業上ノ知識ヲ開発シ國益ヲ増進スルコトヲ謀ルト共ニ、一方ニ於テハ政治思想ヲ涵養シ立憲代議ノ國民ニ愧ヂランコトヲ乞フ是ナリ。蓋シ此ニ於テ乎邦國ノ基本完キヲ得テ泰西強國ノ睥睨ヲ免ル、ハ遠キニアラザル可シ。」とのべている。⁴

地域が産業開発によって栄えることを何よりもぞんだが、それは「政治思想ヲ涵養」することと並行的にすすめられなければならないような開発であることを条件としていた。しかしどもかく開発へのアレルギー症はなかった。

正造が自然村の平穏な生活を如何にのぞんだかは、明治40年代に入ってからの手紙に地方改良事業の模範村・静岡県南郷村を訪れ、その豊かさを羨やみ、人々にそこを訪れ学ぶことを次のようにのべている。

「南郷村と云ふあり。此自治村ハ戸数98、9戸と観、百戸未満なり。別ニ特有の共有財産もなく、面積ハ稻岡村ほどもなきと観へ候。而して学校の善美なる、役場の整頓、農会の進歩、風俗の善良なる、實ニ國家の模範たり。……昨年までハ村長も大学卒業生ニして殆んど薄給ニ安じ、教員も亦非常の道徳家ニして政教并び立ち、よく村民を愛育する事

親子夫婦の如く和合せり。一体之れ人民の精神よろしきために有為の學士來りて村民に教、且ツよき制裁を民情ニ適せしむ手本とすべき次第なり。もし夫れ諸君志しありとせバ、御申合せ同地ニ趣きて、7日計り滯留してよく其事実の教を受けて歸り、其模範ニよリて自治の研究を努め永遠百年の善計を立つべきなり。……先づ彼の地ニ赴きて可然（百聞より一見）。從來の町村ハ智見狭く、関東諸県の自治ハ自治ニあらず。妄りニ行政官の係涉ニ甘んじて、自治の精神も形ちらも皆破られて徒らに自費用のみ増加し、コレヨリシテヨキ吏員モ言行脩まらず、村政其体を失ハざるハなし。」

稻岡村はいうまでもなく明治後期、内務省が展開した地方改良運動の4大模範村の一つである。正造がこのような改良運動の政治の意図を知っていなかつたと思われないが、それでも村々がともかく平穏に暮れるならば、その改良事業もよしとしたのである。

正造はこの改良事業の提唱者ともいべき平田東助内務大臣としばしば面談し、谷中村の件につき陳情している。それは「足尾銅山党」たる原敬とは違った親近感をもったのは鉱毒事件のみが理由ではない。平田東助につき「道路相伝ふ。閣下ハ仁愛なりとす。閣下ハ古来の町村を以て重しとせり。」と記しており、その町村振興策にみる町村自治への関心を評価している。また、報徳思想については「岡田良一氏ニ宮尊徳翁の宗行を尊信して実業をすゝめたり。子孫ニ幸へ多し。」という日記の一節から推測して、必ずしも反対でなかった。

青年期、精農として彼は自ら農事に励んだし、難村の經營は政治家として最優先の課題であった。いたずらに国家に依存することなく自力更生の途を農村が歩むことは、國家の意図が何んであれ、正造は反対する理由はなかった。もし反対するとするならば政府がこのような農村經營活動に干渉し、さらに不当な負担を課し搾取を一層強める擧にでたときの反発であろう。

もっとも田中正造が鉱毒事件に關係せず、冷静な政策視点で地方改良事業を評価したとしたらまた別の判断が下されたと思うが、いずれにしても現実に村の生活実態を凝視しながら政策施策を判断してきた正造にとって、改良事業は直接的な迫害ではないだけに、それほど酷評はしなかったのではなかろうか。

ともかく田中正造の周辺はあまりにも厳しかった。正造はしばしば「古来の自治村の一たる谷中村を亡ぼし」（日記1906年10月31日条）、「日露交戦廿丁

出征の不在中、老弱を圧迫して自治団体を破り」（陳情書、1911年3月26日）などと書いている。このことは制度としての自治としてでなく、まさに生活実態としての農村の営みが破壊されたことを指摘している。その象徴的事例が谷中村の滅亡であった。

このような自治は必然的に生命へと連結していくが故に文明を告発し、生存権に立脚し政府を攻撃してやまないのみでなく、生命をすりへらしても国家への挑戦を続ける。

「人民を殺すは己の身体に刃を当てると同じ」（1900年2月17日質問演説）。

「國として人の肉を食ふは、我が身の肉を食ふ者」（日記1909年9月22日条）。

さらに1900年2月17日の有名な「亡國に至るを知らざれば之れ即ち亡國の儀に付質問」は、その論理を凝結したものであった。

1 『全集』第19巻 208頁

2 竹内良知「『今日ハ今日主義』に思う」田中正造全集月報18号 1～2頁

3 竹内前掲論文 2頁

4 『全集』第2巻 5頁

5 『全集』第18巻 22頁

6 明治43年10月27日日記『全集』第11巻 520頁

7 明治44年8月27日日記『全集』第12巻 425頁

《自治意識の培養》

田中正造の自治論の特徴の5つは、実学的思想に根ざした住民意識の覚醒を強くのぞんだ点である。

したがって正造は、学問や研究にあっても現実を直視する姿勢を第1に心掛けた。たとえば青年に関して、次のように忠告している。

「植野村等にハ大村なるために立派なる青年5、6人あり、毎日新聞を読むの声ハ甚だ高声なり。盆踊りにハ頗る勇氣ありて、4隣村を轟かすほどの勢へありと雖、村落に天下第一等の難問題のある事ハ之を度外視するものゝ如シ。之れ他にあらず、離間者のために、しらずしらず此穴に陥り、勇気ハ踊りと酒と共に用べ、青年の志氣を奪われたるもしらずして、学文ハ新聞を読むに用ゆるのみ。惜むべき此青年のために惜むなり。此く村中肝

要事実の学文を度外視して、徒らに高尚の新聞を読み、徒らに高尚の学理を講ずるハ、抑も何んの心なるか。」

正造の知識・学問に対する評価基準は、あくまで地域に根ざし貢献することにあった。したがって地域を無視する学問に対しては、明治36年10月22日の日記には、「我国学生ハ座上ニ知識あり、実用ニ売れず。故ニ我国の地上ニ用なし。止むなく外国ニ放逐せらる。所謂移民ノ事実となり、依て内地国土ハ空となり、草莽々たり。²」とその無用を説いている。また同年10月26日の日記には、「同胞兄弟ニ破廉恥を為すを忍び、國の亡びるを忍び、此学生ハ此忍耐力ヲ卒業セリ。地方教育学生ノ精神ヲ腐ラズ、中央大学亦同じ。学バザルニシカズ。」³とまで非難している。さらに学問は実学にして、民を救う学問こそ眞の学問であると「青年に望む」と題して「実学をつとめよ。即ち村ニ帰るハ実ニ付くなり。普通文字なき人民のむれに入るなり。人を得て又眞の公益を得るなり。しからざれば木ニより魚を求むるよりも後ちの患多し。学生を見よ。何学生でも皆人民を救ふ学文を見ず。たといバ栃木けんの学生、法律も百人位あらんけれども、人民を救ふ学生ハ1人もない。」⁴と論じている。

このように正造が青年の高踏趣味を嘆いたのは、それだけ青年に期待するところが大きかったからで、自ら私塾を開いたこともあった。そして生涯、地域の青年に対して自治の活性化のために奮起を求めていた。たとえば、次の日記はその事をよく伝えている。

「下羽田ノ例

青年抑ヘベカラズ、放ツベシ。只法則中ニ放ツベシ。自治ノ青年ヨリ發生スル利益
町村自治ノ事務ヲ敏活ニシ、町村ノ人物ヲ多クシ、町村ノ財産経済ヲ益シ、町村ノ団体
ヲ堅固ニシ、町村交際ヲ円滑ニシ、町村ノ智力ヲ益シ、町村ノ学力ヲ益シ、町村ノ時間
ヲ多クシ、町村ノ腕力ヲ多クシ、町村ノ信用ヲ多クシ、町村経験ヲ多クシ、凡町村ノ益
ナラザルナシ。⁵」

しかしこのような青年層を明治政府は、次第に錫型にはめ、その創造性を奪い、やがて自治の衰微をもたらした。たとえば

「其土地ノ道徳ヲ腐敗サセル機械ヲ備付ケテアル、其土地全体ノ人民ヲ愚ニ導クガ地方官ノ職務デアルノデ、他ニ何モイリハシナイ、其土地ノ人民ガ智識ヲ研究スルトカ、請願ヲスルナド、云ッテヤカマシクテナラナイ、……教育モ糞モアルモノデハナイ……」⁶

このように正造は、當時の「下学上達」思想を強く攻撃している。

正造の教育思想は結局のところ「下学上達」である。しかし正造の場合、一般、農民の智から、また、その地域生活から学ぶことであり、次のように述べている。

「知ニ向って知を得るハ順なり。愚に向って知を得んとす、之れ逆なり。然れども順より得るの知ハ人知ニ過ぎず。愚より得るの逆ハ人知ニあらず、むしろ天知なり。古語に曰く、下学上達すと云ふニ合す。下民、細民、貧窮者ハ知識ニ乏し。故ニ文学上ニ愚なり。当世人事ニ適せず、迂ニして時機をしらず、座して生命を奪わる。之れ愚なり。然れども此愚や此愚人や衆多なり。夫れ天ニ口ちなし。人を以て云わしむるハ、此衆愚の口ちより発するの声なり。天理ハ知人ニあらず、愚人衆愚の与論ニ發す。案するに人知ハ人ニあらず。衆愚ハ人ニ愚ニして天ニ愚ならず。下学を重ぜバ天ニ合す。上知を速かにせバ人知ニ速ニして天理に遅くなり。予云ふ、上学下達せず、之ニ反し下学必ず上達す矣。」⁷

このような下学上達の思想は女子德育についても次のように明治44年6月の日記に記している。

「下学上達」の思想は、當時の女性の教育思想を反映するものである。
「女子德育、家庭ハ繁市高等学校的奢侈を学ぶハ女性ニ反するなり。下学上達ハ女子のみならざるも、女子ニおゐては特ニ下学上達の本道を失わしめざるべきなり。女子の性もとやさし、やわらかなり。冷かなる手を以て育つるハ害するなり。暖き手を以て育てざるべからず。親もしくハ知己、親戚中のよき家庭家をいらんで之れたのむハ1ツの好都合なり。而して家庭の実地を学ばしむるこそ嫁して必用点ニ通じて、生活ハ勿論、人ニ接するのミチニおゐて事実の便利ニ通せん。もし夫れ徒らに文学ニのび華美ニ発達せんが、実用に適ふ事ハ稀れなり。徒芸身ニあまり、徒学亦精神を多技とし、心安りニ煩れて、誠ニ必用と事実とニ遠く、却て恭儉の風を欠くならんか。」⁸

このような正造の下学志向は足尾鉱山事件をつうじて多くの碩学といわれた人が虚偽の報告をなし、人民を裏切ることになんら良心の苛責すら見せなかつたことによってますます深まつていった。そして単なる学問は道を誤まることになるが下学は天道に合すると次のように大正2年1月の日記で論理づけてゐる。

「知ニ向つて知を得るハ順なり。愚に向つて知を得んとす、之れ逆なり。然れども順より得るの知ハ人知ニ過ぎず。愚より得るの逆ハ人知ニあらず、むしろ天知なり。」

古語ニ曰く、下学上達すと云ふニ合す。下民、細民、貧窮者ハ知識ニ乏し。故ニ文学上ニ愚なり。当世人事ニ適せず、迂ニして時機をしらず、座して生命を奪わる。之れ愚なり。然れども……下学を重ぜバ天ニ合す。上知を速かにせバ人知ニ速ニして天理ニ遙くなリ。予云ふ、⁹ 上学下達せず、之ニ反して下学必ず上達す矣。」

そして下学に学ばない知力は精神に欠け、立憲の思想にも悖る。すなわち、「日本ハ立憲の実力なし。たとへ学術上の知識経験ありとするも氣力精神に欠乏す。立憲の力らを有せるもの果して幾人かある。氣力ハ独り軍人ニありといゝども、之れ立憲の理想ニハ背戻す。むしろ撞着す。日本立憲の心あり、力らあるもの殆んど少數のみ。清國又然り。彼れの共和、条理におへてよし。實ニおゐて反す。¹⁰ 」と論じている。

正造がこのように当時の知識人・官僚などに近代精神がないとみたのは、あながち正造の偏見ではない。官尊民卑の弊はまさに極みに達しようとしたが、これらを是正する努力を多くの民権家すら欠如しており、住民の呼称をめぐって、正造は次のように人民的発想から平等化のために孤軍奮闘している。

「正造13年の春、県庁及郡役所ニ而人民を呼び込みせしとき、村戸長のみ誰殿と呼び、他の人民を呼ぶに呼捨て、即ち何んの何助何平と云ふの不当なるを以て、県会に建議せり可決す。但し人の心の図りしるを得ざるハ、平日先輩とする民権家ニ而之れニ反対せしものありき。然れども危くも可決せられて県令ニ建議ハ出す。

(に脱カ)

属官小島、松澤2人時キ説明番外委員たり。予が方ニ來りて交渉して云ふ。県庁郡衙ニテ人民呼込の如き、娼妓と芸妓の類ハ呼棄てニさせて貰ひたいと。正造聞かづして答て云ふ。芸娼妓の税を以、郡吏及小使等ハ其弁当を食せり。其芸娼妓を呼捨てるハ無礼なり。もし呼捨ニせんとなら、郡吏を止むニしかず、又人民の権利を重んずるの政府の御役

人にして、人民を軽蔑するハ、抑も謂れなしと、堅く取って動かす。終ニ芸娼妓と雖も殿付ニ呼込む事ニ実行せしめたり。」¹¹

正造はまさに納税者たる市民こそ尊敬されるべきで官吏はその下僕であってしかるべきとの観念を抱いていた。このような考え方もあるてか正造はしばしば官吏を馬鹿呼ばわりし、裁判沙汰にまでなっている。人民の側に立てば官吏はまさに酷吏であり、人権意識の稀薄な無類の徒に等しかった。正造がこれら俗吏に罵声を浴せたのも無理からぬ感情の発露であった。

正造の姿勢は常に一人民としての誇りを崩すことではなく、常に、人民の側に立った。それは通俗的な人民ではなく「人間」中心の立場を保ちつづけた。そしてその人間中心の視点とは「資本主義の基本的価値観である生産力・労働力中心の視点と対置される視点である。田中の場合には、それが(1)反中央の視点（個重視の思想）、(2)反指導者の視点（一兵卒の思想）、そして、(3)反従属・反暴力の視点（自立と闘争重視の思想）に支えられているのが特色である。」¹²といわれている。

正造は指導者であったが常に一人民であったし、常に自立と闘争を呼びかけた。そして何よりも「反中央」であり、中央志向性に傾くことはなかったと次のようにいわれている。

「田中は政治に発心して暫いを立てて以来、その立脚点である地域と住民を終生忘れることのなかった人といってよい。田中も一度は区議員→県議員→国會議員というようには、上向・中央志向の道をたどるが、その際でも地域とその住民をないがしろにすることはなかった。むしろ政治に真剣に取りくめば取りくむほど、地域や住民に回帰ないしは接近していく。明治期は、政治家やインテリゲンチアの思考にはナショナルな視点が深く沈澱していた時代であり、田中とて一国全体のことを視界に入れていなかったわけではないが、その場合でもあくまで地域や個を基礎的な単位としてうけとめるところからはじめていた。だから国家といえども任意に処置できない地域（村）や、国家といえども勝手に立ち入ることのできない個人（住民=人間）の領域・権利の存在を認めていた。」¹³

そしてこの反中央・反権力の底流には「人間」へのヒューマニズムがもちろん流れていた。そのため『人民』よりさらに本質的な『人間』のため、権力に抗せざるをえなかったと次のように説明されている。

「このように田中は、権威や権力、あるいは中央や指導者に屈従することなく、基礎となる個＝地域を守るためにそれらと対決し、抗争することも辞さない視点に立った。それは、政治家にも、労働者にも、農民にも、また指導者にも、大衆にも等しく存する『人間』をじっくり見すえ、それこそ人類とその社会にどってもっとも大切なものであることを体得していたことの現われにほかならなかった。」

しかるに、鉱毒事件に典型的にみられたように全てのものに平等に共有されるはずの『人間』があからさまに無視される状況、とりわけ漁民や農民が工業（家）や支配階級の儀性としてもっとも虐げられる状況が彼の眼前に展開されていたのである。彼は『人間』¹⁴を守るために闘わざるをえなかつた。」

田中正造の自治は人民への啓蒙と生活からの吸収という草の根自治のあるべき原型を示し、また、草の根自治として激しい行動をともない、その過程で自らの思想も成長していくという典型的な軌跡を描いてきた。

田中正造の自治の思想は魂の底から、生命を凝視しながら形づくられていった。それ故にこそ制度論的自治思想にはない逞しさと純粹さがあった。しかしひるがえって考えてみると、生活から遊離した自治觀ほどひ弱なものはない。それは戦前の自治が歴史的事実として証明してくれる。

生命に根ざした自治こそ本格的自治といいう。昭和40年代、法律違反の公害条例が続出したが、それは生命への危機を感じとった自治の国家権力への挑戦であり、陳腐化した法段階説を見事にくつがえした。したがって正造の自治觀には近代啓蒙思想に毒されていない純な自治をみることができ、それこそ眞の自治といえる。すなわち、「正造の自治思想は、明治後半期の足尾鉱毒事件および明治国家とするどく対立し、抵抗し、そして敗れた。しかし、谷中村で『亡國』を見た正造は、自治の思想を深め、ついには國家の枠をこえ出ようとするまでに純化していった。」¹⁵といわれている。その自治思想は明治政府の圧政によって抑圧されればされるほど、地下の鉱物のように輝きを増していくた。

田中正造の自治思想が何よりもすぐれているのは国家によって容易に包摂されない抵抗の思想であったことである。しかもよき農村自治の土壤によって培かわれたが、「自治のための具体的な闘争の過程で国家主義とは対極的な思想

に到達したのであり、農本主義のように觀念的な農村贊美に陥ったり、¹⁶国家主義と結びついたりすることはなかった。」のである。

しかし遂に日本の地方自治は下から構築されることなく上から枠組みをはめ込まれ、人工孵化の制度として誕生した。

田中正造は晩年に先にもみたように、「日本人の氣風ハ下より起らず上よりす。民権も官よりす。……日本の民権ハ民人より發揚せるニハあらざるなり。憲法すら上よりせり。嗚呼、一種不思議の氣風なり」と記している。そこには抜き難い官治国家への皮肉がこめられている。

田中正造は官治に対抗して、自治により下から民権の起こることを期待し自からも啓蒙家として文筆を振ったし、政治社会に飛び込んだ。明治11年11月17日、国府義胤宛の手紙で「今牧民ノ念ハ胸中焦ルガ如シ」とその気持ちを暴露させている。¹⁷

もちろん牧民の念は明治官僚のいう従順な下僕的属民を善導・保育するが如き牧民ではなく、自律的国民へ啓発していくがための牧民であった。そして正造が期待したのは、まさに村の名望家であった。「今ヤ国家ノ形勢、上等社会ニアラザレバ民権ヲ起スコトヲ得ズ。上等社会ニアラザレバ自由ヲ得セシムルコトヲ得ズ。上等社会ニアラザレバ事ヲ果スコトヲ得ズ。嗚呼、農者ニ上等ノ人ハ稀ナリ。タマタマ田間アル処ノ上等社会ノ君子ハ我輩ノ希望スル処ト云フベシ。」¹⁸とのべていることによってもわかる。

山県も田中も名望家の洗脳をめざして競い合ったが、遂に民権派の田中正造は力尽き、谷中村の死守という絶望的な対決の道をたどる運命になる。今少し多くの田中がこの時期、存在したとしたら孤高の闘いを余儀なくせずに済んだであろう。

しかし今日にあってもわれわれは田中正造の自治思想から無限のエネルギーと自治の実像を引き出すことができる。しかも日本の地方自治は良い意味においても悪しき意味においてもそのルーツは近世自然村である。この自然村のよき伝統を正造は近代化しようとし、山県らは悪しき伝統の上に輸入的制度をかぶせ近代自治制を擬制化し、自然村を去勢化しようとしたのである。それ故に

自治のルーツとしての「自治好慣例」を今日こそ田中正造に代わって構築する使命が現代市民に在る。

- 1 『全集』第15巻 329頁
- 2 『全集』第10巻 539頁
- 3 『全集』第10巻 551頁
- 4 『全集』第11巻 76頁
- 5 明治29年12月4日日記『全集』第9巻 631頁
- 6 『全集』第8巻 410頁
- 7 『全集』第13巻 404頁
- 8 『全集』第12巻 260頁
- 9 『全集』第13巻 404頁
- 10 『全集』第13巻 78頁
- 11 『全集』第1巻 257頁
- 12 小松隆二「田中正造における『人民』と『人間』」田中正造全集月報11号 8頁
- 13 小松前掲論文 8頁
- 14 小松前掲論文 14頁
- 15 五十嵐暁郎「田中正造」「日本の地方自治論」 70頁
- 16 五十嵐「『亡國』の思想—田中正造」「近代日本の國家像」74頁
- 17 明治44年11月20日日記『全集』第12巻 586頁
- 18 『全集』第14巻 31頁
- 19 『全集』第14巻 14頁

中間施設
 川崎市役所分限免職事件
 規制緩和
 貿易摩擦と市場開放行動計画
 テレトピア構想

■中間施設

高齢化社会を迎えて、老人福祉や老人医療、あるいは老人の生きがい対策や雇用問題など様々な課題について議論がなされている。とりわけ、福祉の分野では、ねたきり老人や痴呆性老人などのいわゆる要介護老人の数が急速に増加しており、その対応策が緊急の課題となっている。こうした議論の中で、注目を集めているのが、要介護老人の多数なニーズに応えるための中間施設のあり方である。

厚生省においても今年度、「中間施設に関する懇談会」を設け、関係者の参加を得て、要介護老人対策の基本的考え方といわゆる中間施設についての報告をまとめた。以下、それに基いて中間施設についての議論を整理する。

人生80年時代の到来がいわれ、21世紀には国民の5人に1人が65歳以上となるような社会が来るといわれる。国民1人ひとりが健康管理に留意し、仕事や余暇活動に充実した老後生活を送れるよう努めるべきことはいうまでもないが、それでも「ねたきり」など要介護老人となる可能性はすべての国民が持っているのであり、今後その数は増大していくものと思われる。昭和59年時点では在宅及び入院中のねたきり老人は全国で約37万人あり、その他特別養護老人ホームに収容されている者も約11万人あり、

あわせると48万人が要介護の状態にあって、しかも今後短期間にその数は2~3倍にふくれあがるものと見込まれている。

このような状況にいかに対応していくか。基本的には、最も自然な形で障害者も健常者も共に生活できる社会の建設をめざすべきとするノーマライゼーションの理念に従って、これらの要介護老人も在宅のまま介護が受けられ、あるいは地域社会全体で介護していくようなシステムが望ましい。しかし、要介護老人を抱えた家族の負担は非常なものであり、家庭崩壊の危機をも招きかねない。家族の負担を軽減し、無理なく在宅介護を続けられるよう、訪問看護やホームヘルプ、あるいはデイ・ケア、ショートステイなど多様な在宅サービスの供給体制の確立が急務である。また、老人自らが自立して生活が営めるよう、障害を負った老人に対するリハビリテーションも力を入れて取り組まなければならない課題である。

しかしそれにしても、家庭の介護能力には限界があり、施設面での対応もさらに充実していかなければならない。要介護老人のための施設としては、特別養護老人ホームが整備され、58年10月現在で全国1,410か所に設置され、105,459人が入所している。50年代にはいって毎年平均100か所のペースでふえているが、今後その圧力は一

層増すものと思われる。さらにニーズも多様化しており、行政による措置と公費を中心とし運営される特別養護老人ホームの体系のみで将来にわたって対応していくことは困難である。

また、実態面からみると、病院に入院している要介護老人も数多い。病院は、診断・治療を行うことが本来の機能であるが、こうした機能が充分に果し得なくなる事態も懸念される。

要介護老人対策の実施にあたり、医療施設と福祉施設、およびこれらの施設と家庭との間に存在する種々の課題を解決するために現在検討が進められているのが、いわゆる中間施設の体系的整備である。中間施設を考えるに当っては、在宅型施設と入所型施設に分けて考えることができる。在宅処遇のための施設としては、①1日のうち一定時間要介護老人を受け入れ、入浴・食事などを含む日常生活援助やリハビリテーション、生活訓練等を行う（デイ・ケア、デイ・サービス）、②看護・介護を行っている家族の病気、休養等の理由で、家族の介護機能が低下した場合に短期間要介護老人を受け入れる（ショート・ステイ）などの機能が求められる。

これらは、既に特別養護老人ホーム等で実施されているが、病院や老人福祉センター等で行えるようにするなど、既存施設を活用し大幅な拡充を図る必要がある。

在宅ケアで対応できない要介護老人のために、入所型の中間施設も必要である。一般的に中間施設という場合、この入所型のものをさすことが多い。入所型施設の機能としては、①病院へ入院治療後に家庭・社

会復帰のためのリハビリテーション、生活訓練等を行う、②病院に入院して治療するほどではないが、家庭では十分なケアのできない要介護老人に対し、医学的な管理と看護を中心としたサービスを行う、などが求められる。こうした中間施設を今後早急に整備し、将来的には特別養護老人ホーム、老人病院をあわせた3つの施設を通じて、制度の体系化、一元化を図ることが望まれるとしている。中間施設はまた地域福祉の核としての機能をも持つものであることから、画一的な整備ではなく地域特性をいかし、例えば小規模施設やデイ・ケア、ショート・ステイなどの機能も併せもった複合施設としての整備も必要である。

中間施設の費用負担については、公費負担のみに依存するのではなく、保険財源の導入や公的年金制度の成熟化にあわせて利用者負担の原則に基づく利用料の徴収など様々な方策が検討されるべきである。

中間施設の整備推進のために必要となる関連施策も多い。地域の保健・医療・福祉サービスの担い手となるスタッフやボランティアの養成、ケア付集合住宅など要介護老人対策の見地からの住宅施策、施設整備に対する融資、補助金等の助成策などである。また、近年とくに問題となっている痴呆性老人対策はねたきりを中心とする要介護老人対策の枠内では対応しきれない部分が多く、改めて老人性痴呆に関する調査研究を積極的に行い、総合的対策を確立する必要がある。

懇談会の報告要旨は概略、上のとおりである。要介護老人対策の実施にあたっては、住民に最も身近な行政主体である市

町村が中心的役割を担うべきは当然であるが、高齢化社会への対応が国民的課題であることに鑑み、公・民の適切な役割分担のあり方や多様な福祉ニーズに応えるための福祉サービス供給側の多様化についても、今後検討が必要となろう。

■川崎市役所分限免職事件

汚職事件で逮捕された川崎市の幹部職員の処分をめぐり、懲戒免職とせず分限免職処分とし、退職金を支給したのは公金の違法支出にあたるとして、川崎市の住民が市長を相手に提起した住民訴訟の上告審判決が昭和60年9月12日、最高裁第一小法廷で言い渡された。最高裁は、市長が行った分限免職処分は、著しく社会通念に反した重大、明白な手落ちはなく、裁量権を逸脱したとはいえないとして、二審の東京高裁判決を支持し、原告の上告を棄却した。

川崎市長は、同市の幹部職員が収賄で逮捕されたわずか4日後に、地方公務員法28条1項3号（職に必要な適格性を欠くことを理由とする分限免職）を適用して分限免職処分にしたうえで、同市職員退職手当支給条例に基づいて780万円の退職手当を支給した。川崎市の住民である原告は、これが違法な公金の支出にあたるとして、監査請求したが、これに対する監査結果に不服があるので、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、市に代位して損害賠償を求めた。なお収賄職員は懲役2年、執行猶予4年の有罪判決が確定した。これが事案の概要である。

本件訴訟の論点は、第一に、退職金の支給行為に先行した市長の分限免職処分が、

住民訴訟の対象となる財務会計上の行為にあたるかどうかである。分限免職処分と退職金支給を切り離し、住民訴訟の対象となるのは退職金の支給行為に限られるすれば、そこに何らの違法性はないことになる。これに反して、分限免職処分と退職金支給行為を不可分一体のものとして考えれば、分限免職処分が違法ならば、それに基づく退職金の支給も違法となる。第二に、分限免職処分の公定力の及ぶ範囲はどうかである。先行行為である分限免職処分の公定力が、後行行為である退職金支給行為にも及ぶとすると、分限免職処分の取消を求めてその効力を否定しない限り、退職金支給行為の違法性を主張し得ることになる。しかし、公定力の及ぶ範囲を、個々の行政処分の目的、性質に応じて合理性の認められる必要限度に限られるとする理解に立つならば、本件訴訟の場合、処分の効力そのものを争っていないので、裁判所が当該処分の適否を審査することまで禁じられる訳ではない。第三に、収賄した職員を懲戒免職処分にせず、分限免職処分にしたことが任命権者の違法な裁量権行使にあたるかどうかである。分限制度は公務の能率の維持ならびにその適正な運営の確保を目的とし、主として職員の職務遂行の能力ないし資質の観点から処分の要件を規定している。懲戒制度は、職員の非違行為に対し、職場の規律を正し、その秩序の回復、維持を図ることを目的としている。このように分限制度と懲戒制度とは、要件、目的、効果を異にするが、分限事由の一つである「職に必要な適格性を欠く場合」の解釈には論議がある。つまり懲戒処分の対象とな

る行為を行ったことが職に必要な適格性を欠くことの徴表とみることができるならば、これを根拠として分限処分を行い得るのでないかということである。この見解に立てば、一定の職員の非違行為に対しても、分限処分と懲戒処分とが選択関係にあることになる。もっとも本件のような収賄という典型的な非違行為を分限処分とするとは妥当でなく、任命権者の裁量権行使には一定の限界があるとする見方もある。第四に、本件の分限免職処分は著しく早い段階で行われており、本来処分の基礎とすべき事実を考慮せずにされたのではないかということである。つまり分限免職後に、収賄職員の余罪が発覚したのであり、任命権者としては捜査の進展をまって処分権限を発動すべきでなかったかである。（『昭和52年度重要判例解説』所収の小高剛「川崎市役所分限免職事件」参照。なお、1、2の論点は、田村悦一「住民訴訟」、『地方自治法を学ぶ』所収も参照）。

第一審の横浜地裁判決（昭和52年12月19日）は、(1)分限免職処分と退職手当の支給は密接不可分の関係があり、分限免職処分が違法であれば退職金支給も違法、(2)分限免職処分の公定力は、裁判所が本件訴訟審査の前提として審査する場合には及ばない、(3)収賄は公務員の典型的な非違行為であり、これを分限処分に付するのは裁量権の行使を誤ったものとして違法、(4)処分の時期も著しく早く、これまた裁量権の行使を誤ったものとして退職手当の支給を違法であるとした。

控訴審判決（東京高裁、昭和55年3月31日）は、伝統的な行政行為論、公定力論に

立って原告の主張を退けた。分限免職処分に重大かつ明白な瑕疵がない限り、退職金支給行為は有効であるとしたのである（控訴審判決は『判例時報』962号参照）。

今回の最高裁判決は、一審同様、分限免職処分の適否の判断は退職金支払いの違法性を判断するうえで不可欠としたが分限処分は妥当とはいえないにしても、違法性があるとはいえないと判示し、原告の請求を棄却した。最高裁の判断は、公費支出の前提となる行政行為の違法性も、住民訴訟で審査しうることを認めた点で注目されるが、3,000万円もの賄賂を收受した職員の分限免職処分を違法でないとしたのは疑問が残る。この点に関しては、住民が地方公共団体に代位して当該職員に不当利得返還請求を提起し得るのかどうかも問題である。なお、本件のように収賄が多額でない時、制裁処分としての懲戒免職処分が妥当であるかどうかは、退職金の性質（賃金の後払説など）ともからんで、検討すべき多くの問題を含んでいるように思える。

規制緩和

政府は今年7月の臨時行政改革推進審議会答申を具体化に移す手順を示すものとして、9月24日「当面の行政改革の具体化方策（行革大綱）」を決定した。行革答申では、①内閣の総合調整機能、②科学技術行政、③機関委任事務の見直し、④地方への権限移譲、⑤規制緩和、⑥国有地の有効活用の6分野にわたり、258項目に及ぶ改革の具体的方策を提言しており、行革大綱は提言の具体化に当つて必要となる法改正などの手続きとその実施時期を示すもので

ある。なかでも規制緩和は最優先に取り組むべき課題としている。

いま政府が規制緩和に力を入れている理由としては、貿易摩擦が激化し諸外国から日本に対して輸出抑制や国内の市場開放を求める圧力が強まる中で、規制緩和が内需拡大策の柱とひとつとなるうえ、市場開放にもつながるものだからである。しかし、より根本的には、今回の規制緩和に向けての動きは、第2臨調答申に示された財政再建に向けての行政の簡素効率化、行政主導型から民間主導型への転換（いいかえると民間活力の導入）という方向にそったものであるといえる。我が国では伝統的に政府の強力な規制と保護のもとに様々な政策運営を行ってきたが、そのような政治風土が、国民や産業界全般に政府部门への依存の風潮を生み、次第に公的部門の肥大化を招いたといいうきさつがある。臨調答申の基本理念はそうした体質を根本的に改めることで財政再建をめざすものである。

そこで規制緩和のねらいは、政府が民間の活動に対して加えている様々な規制を緩和することによって自由競争を促進し民間活力を引き出すことにある。あるいは、これまで官業の独占体制がとられていた分野への民業の進出を認め、その刺激によって官業の不効率といわれる現状を改めていくこともそのひとつである。既にその方針に従って、電電公社及び専売公社の民営化が行なわれ、さらに国鉄も民営化に向けて作業が進められている。

金融、通信、運輸など様々な経済活動分野でも規制緩和の動きが進んでいる。金利の自由化もそのひとつで、これまで政府に

よって統制されてきた預金金利が10億円以上の大口定期預金に限ってではあるが自由化された。この動きは今後一層進んでいくものと思われるが、それに伴って中小金融機関の合併など金融再編成による競争力強化が必至であり、本格的な金融自由化への基盤づくりが求められている。

通信の分野でも新しい電気通信事業法の制定によって、これまで電電公社に独占されていた電気通信の分野へ一般企業の参入が可能となり、第二電電、日本テレコム、日本高速通信、日本通信衛星などの新会社が相次いで設立され、新事業開始に向けて準備を進めているところである。

行革大綱に示された規制緩和のプログラムは、こうした一連のとりくみをふまえてさらに積極的・体系的に進めていこうとするもので、実施時期としては、行革審答申が指摘した258項目のうち、198項目について60年度中に改善措置を講じることとし、さらに61年度中に44項目、62年度中に7項目について措置することとしている。

規制緩和を行う分野としては、金融、運輸、都市整備などがあり、60年度措置すべきものには、金融では大口預金金利・インターバンク預金金利の自由化、保険料率設定の弾力化、運輸ではトラック運送事業の個建て運賃制導入、深夜バス、乗り合いタクシーの導入、航空3社の事業分野見直し、また都市整備では、宅地開発指導要綱などの行き過ぎ是正、市街化区域と市街化調整区域の線引き見直し、地代家賃統制令の廃止、借地・借家法の見直し、開発許可審査手続き等の簡素化などがあげられている。

これを受けて、政府は60年度中に措置する項目のうち法改正を必要とする37項目につき、市場開放を目的とする基準認証制度改革のための諸法案とあわせ規制緩和一括法案をまとめ、臨時国会に提出した。

規制緩和をめぐる動きは大略以上のとおりであるが、問題がないわけではない。ひとつには今政府が積極的にとりくんでいるのには、貿易摩擦回避のねらいもあるが、あまり早急に緩和措置をとると国内産業への影響も懸念される。国内産業の育成策についても併せて検討が求められる。

また、都市整備の面でも開発指導要綱等の規制緩和が進んでいるが、それに伴う問題も指摘される。開発指導要綱は市街地のミニ開発による環境悪化を防止するために、建築基準法に対する上乗せ規制として40年代後半以降多数の自治体で導入され、都市の生活環境維持に大きく貢献してきた。それが今、行きすぎとして是正が求められる背景には、50年代以降、大都市地域で顕在化してきたインナーシティ問題があり、市街地における人口流出と高齢化の現象に対し、要綱の規制見通しによって住宅供給を促進することで、再活性化を図りたいとする願いがこめられている。同時にそれは一方では、不振の住宅産業にてこ入れし景気浮揚に結びつける意味ももつものであろう。昨年、建設省から自治体に対し、開発指導要綱の是正を求める通達が出されて以来、多くの自治体で緩和措置がとられたが、なしくすしに基準が緩和されなければ再び環境悪化につながる恐れも出てこよう。またそれに伴って地価上昇が再燃する危険性も広がる。同じことは、市街化区域

の見直しについてもいえる。一時的な対策でなく、都市の望ましい環境形成の視点から長期的なビジョンをもってとりくむことが必要である。

■貿易摩擦と市場開放行動計画

日本の経常収支は昭和54年の第2次石油危機以降赤字を記録していたが、56年に黒字に転じてから毎年黒字幅を拡大し、59年には350億ドルの黒字となつた。これは、主として貿易収支の黒字幅拡大によるもので、貿易収支は58年に315億ドル、59年には443億ドルの黒字となつた。とくに対米貿易収支の黒字幅が拡大しており、59年には331億ドルの黒字を記録したほか、E C諸国との間でも100億ドルを越す出超が続いている。

こうした対外不均衡が拡大する中で、日本製品の輸入制限を求める声も強まっており、対外経済摩擦が今日、最大の政策課題のひとつになっているといえる。

アメリカ、E C諸国と我が国との間の貿易摩擦問題はこれまで繰返し発生してきた。それは1960年代の織維問題に始まり、70年代の鉄鋼・カラーテレビ、さらに80年代にはいって自動車・VTRと続いてきた。いずれも日本において技術開発や生産性向上によって国際市場での競争力を高めてきた商品であるが、そのつど、日本側の輸出の自主規制や相手国の輸入制限といった形で決着をみてきたものである。近年は超LSIなどをはじめとする先端技術分野へも摩擦が広がっている。

日本をめぐる最近の貿易摩擦は、過去のそれと異なるいくつかの特色をもつといわ

れる。昭和60年版の通商白書の指摘するところによると、それは、

- ① 我が国の市場へ参入し輸出の拡大を図るため、我が国の政策・制度・慣行など、市場アクセスの改善要求が強くなってきたこと。
- ② 将来の市場規模の成長が期待される先端技術商品をめぐる貿易摩擦がふえてきていること。
- ③ 貿易摩擦の発生している相手国がアメリカやヨーロッパのみならず発展途上国、共産圏まで広範囲に及んでいること、である。昨年日本からの輸出が急増した中国では、日本の経済侵略を危惧する声が強まっている。

特に日米間に限ってみれば、最近では先端技術分野での摩擦が拡がっており、超LSIなど半導体輸出がダンピング提訴されている。また通信機器に関しても大規模VAN事業への参加やNTTの資材購入に際してのアメリカからの輸入拡大の要求などがあらわれ、さらに特許侵害を犯して製造された日本製品の輸入禁止を求める特許摩擦など、様々な形の摩擦が発生している。

このような対外経済摩擦の拡大と深刻化の中で、日本は新たな対応を求められている。これまで第2次世界大戦後の世界経済の発展を支えてきたのは、IMF・ガット協定に基づく自由貿易体制を基礎とする世界貿易の拡大であり、我が国は最もその恩恵を受けた国のひとつということができる。しかし、近年のアメリカを中心とする保護貿易主義的風潮の高まりは、自由貿易体制を揺るがし、世界貿易を縮小させ、それによって世界経済の発展を阻害する危険

性をはらむものであり、経済成長の多くを海外に依存する我が国にとっても重大な影響を与えることが懸念される。日本は既に世界のGDPの約1割を占める経済大国であり、国際経済社会において高い地位を占めるようになっているが、それにふさわしく、自由貿易体制の維持・強化、調和のとれた対外経済関係の形成に積極的に貢献していく必要がある。

貿易立国の我が国としては、あくまでも世界貿易の拡大均衡による発展をめざなければならず、そのため、国内市場の開放による輸入の促進によって貿易収支の均衡化を図っていくことが緊急の課題になっている。これまで、関税の引下げ、輸入制限の緩和、輸入手続の改善等の市場開放策を実施してきたが摩擦を根本的に解消するには至っていない。

海外からの要求に応えて、我が国の市場開放を進めるため、政府は今年4月の「対外経済問題諮問委員会」の報告を受けて、7月に市場アクセス改善のためのアクション・プログラム（市場開放行動計画）を策定した。この計画は、①原則自由、例外制限の視点に立った政府介入の縮減、②新ラウンド（多角的貿易交渉）の主唱国としての積極的役割、③開発途上国への配慮を3原則とし、幅広い改善措置によって今後3年以内に、国際水準を上回る市場開放度の達成を目指すものである。

計画では、関税をはじめ6分野について改善措置を示しているが、その内容は次のとおりである。

- (1) 関税=1853品目の関税引下げ。
- (2) 輸入制限=残存輸入制限品目である牛

肉・乳製品・オレンジなどの農産物と皮革製品について積極的対応。

(3) 基準認証・輸入手続き=輸入手手続きの簡素化、自己認証制度の拡大、外国検査データの受け入れなど。

(4) 政府調達=ガット政府調達協定対象として国鉄・道路公団など16機関の追加。

(5) 金融・資本市場=大口定期預金の金利規制の徹廃など金利自由化の推進。

(6) サービス・輸入促進=外国人弁護士問題の解決、国内トラック輸送への外国企業の参入促進やコーディネーターの促進など運輸業の自由化、保険、データ通信などサービス部門の市場開放と輸入促進計画に添って既に、大口預資金利の自由化にふみ切ったほか、基準認証制度の改定についても法改正が必要なものは規制緩和措置に必要なものとあわせて一括法案をまとめ国会で審議中である。また首相自らも、日本市場を世界経済でもっとも開かれた市場にするため、国民意識の変革を求めて、①国民生活への外国製品の積極的な受入れ、②産業界での製品輸入拡大への取組み；③政府関係機関、自治体等での輸入促進体制の整備、などの呼びかけを行った。

しかし、計画は輸入制限品目削減など重要な点で具体性を欠くものであり、直ちに輸入増加に結びつき、当面の経済摩擦を沈静化させる効果を発揮するとは期待できない。さらに、市場開放が国内産業に与える影響も林業など深刻なものが予想されるところから、産業調整にも積極的にとりくみ、激変を緩和しつつ日本の産業構造の一層の高度化を進めていかなければならないだろう。

■テレトピア構想

I テレトピア構想

神戸市は、本年10月28日にテレトピア構想の指定地域となった。テレトピア構想とは、郵政省が昭和58年8月にニューメディアによる地域社会の高度情報化をめざした総合的施策として提唱したものである。つまり、ニューメディアの全国的普及、地方都市の情報通信機能の高度化を図ることにより、高度情報社会をいち早く実現しようとするものである。

テレトピアという言葉は、テレコミュニケーションとユートピアを合成したもので、未来型コミュニケーション都市を意味する。

60年3月5日に、全国で20地域がテレトピア構想のモデル都市の指定を受け双方向CATV、地域INS、キャブテンサービス等を優先的、集中的に導入しようとしている。これによって、ニューメディアが地域社会に及ぼす効果や問題点を調査研究し、ニーズに対応したニューメディアの普及方策、今後克服すべき課題などを掌握するとともに、モデル都市を拠点としてニューメディアの全国的普及を促進しようとするものである。その意味で、テレトピア構想は来たるべき高度情報社会を先取りし、パイロット的な役割を担うことが期待されている。

なお、本年10月28日には、本市とあわせて4地域が指定され、続いて11月20日には10地域が指定された。現在では全国であわせて34地域となっている。（別表参照）

II テレトピア構想の概要

神戸市におけるテレトピア構想の概要

は、次のとおりである。

1. 計画概要

1) 対象地域 ポートアイランド及び六甲アイランド

2) システムの概要

① ファッションタウン情報システム

② 国際交流観光情報システム

③ コミュニティ情報システム

3) 利用メディア

① CATV

② データ通信

③ キャプテン（全国キャプテン）

④ ビデオディスクプレーヤー（VD/P）

⑤ テレビ会議

4) システム構築スケジュール

各システムとも63年度実施を目指

5) 運営主体（第3セクター方式）

「神戸総合情報センター株式会社」（仮称）

6) 指定に伴う効果

ア、第3セクターへの出資、融資

別表

テレトピア指定地域

昭和60年3月5日指定 20地域

札幌市・帯広市・米沢市・南陽市・高
富市・川西町・福島市・千葉市・横浜
市（みなとみらい21事業区域及び周辺
港湾地域）・新潟市・諏訪地域広域市
町村圏・静岡市・大阪市（大阪市南港
・北港地区）・御坊周辺広域市町村圏
・田辺周辺広域市町村圏・松江市・岡
山市・福山市・山口市・防府市・小郡

基盤技術研究促進センターから
の出資、開発銀行からの融資
イ、テレトピア基金（第3セクター
に対する支援組織）に対する民間
企業の出捐金に対する損金処理

7) 今後の対応

当面はポートアイランドでシステ
ム構築を図り、六甲アイランド本格
稼動時には六甲アイランドで構築を
図る。

2. 指定日

昭和60年10月28日

III システムの特徴

神戸市におけるシステムの特徴は、ファ
ッション都市神戸、及び国際都市神戸をめ
ざして、ポートアイランド及び六甲アイラ
ンドを中心に、情報ネットワークを整備し
ようとしている点である。

ポートアイランドのファッショントウン
は先進的なファッショントウン業者が集中し、21
世紀都市を思わせる景観をつくりあげ、日本
のファッショントウン界をリードするファッ
ショントウン関連情報の集積が図られつつある。こ

町・松山地方生活経済圏・熊本市・益
城町・大分市・別府市・沖縄県全域
・金沢市

昭和60年10月28日指定 4地域

神戸市・姫路市・高松市・長崎地区

昭和60年11月20日指定 10地域

仙台市・岩手・一関市・茨城・日立市
・福井坂井地区・岐阜・嵩山市・愛知
・豊田市・大阪・岸和田市・福岡・久留
米市・鹿児島市・京都府田辺町

のファッショントウンには、9業種、37社が進出決定しているが、多くの建物にはホールやショールームなどを持ち、その中で盛りだくさんのファッショントンショーやイベントが催される。これらをファッショントウン情報システムとして構築する。

一方、インターナショナルスクエアには各種のコンベンション施設や宿泊施設が整備されており、全国各地、更には諸外国から会議やイベント開催に参加するためにここに集ってくる。こうした会議参加者は、同時に神戸の観光客となることが期待され、インターナショナルスクエアを中心とした国際交流観光情報システムを構築する。

これらの情報システムは、全国向けには全国キャブテンを用い、市域向けにはデー

タ通信を、ポートアイランド及び六甲アイランドには、CATVでというようにそれぞれのメディアの特性を生かしながら情報ネットワークを拡げていく予定である。

IV その他のニューメディアの動向

研究学園都市では、この10月からCATVの実験自主放送を開始し62年3月まで続けられ、その成果如何によっては実用放送が実施される予定である。又一方で、地域キャブテンシステムの導入も委員会を設置し検討中である。このような取組みの成果を勘案しながらテレトピア計画の具体化が図られることになるが、今回のテレトピア構想の指定は、神戸市におけるニューメディア導入の大きなはずみとなると考えられる。

世屋高原家族旅行村

編 集 部

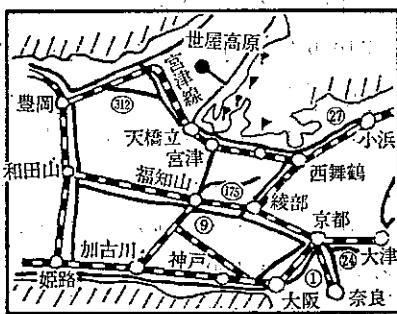
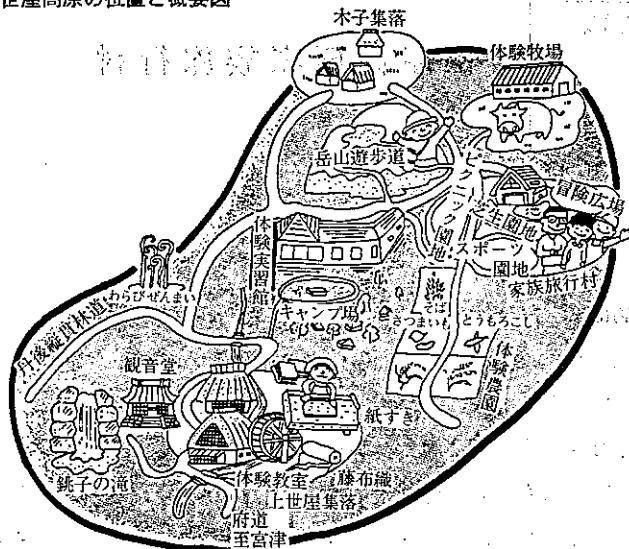
1 はじめに

丹後半島は日本三景の一つ「天の橋立」をはじめ、美しい海岸線を持つ風光明媚な土地である。海岸一帯は若狭湾国定公園に指定されており、海水浴客をはじめ毎年2百万人をこす観光客が訪れる。昭和60年4月23日、半島中央部の宮津市世屋高原に家族旅行村がオープンし、新しい観光魅力がひとつ加わった。海水浴やキャンプ、ハイキングなど野外活動の基地としての機能を持ち、地域振興の核になるものと地元の期待を集めている。

世屋高原がある宮津市は昭和29年6月に栗田、吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷の7村が合併して誕生した。日本海の豊かな水産資源を利用した漁業が盛んで、また古くから丹後ちりめんが地場産業として定着しているほか、市域の78%が森林で覆われていることから、農林業が主要な産業となっている。第一次産業就業者の割合は、全産業の15.7%を占めている。

宮津市の人口は合併直後の昭和30年に36,200人あったものが、昭和58年には28,167人に減少しており、高度成長期以来継続して過疎化が進んでいる。特にこの傾向が著しいのが世屋・日置地区の半島山村部である。世屋地区では昭和25年に1,272人であった人口が昭和58年には236人へと激減している。また日置地区においても同時期に1,150人から820に減少している。その原因としては、主産業であった林業の衰退、冬期は全く雪にとざされてしまう自然条件の厳しさ、京都府の北端に位置し交通の便が非常に悪いことなどがあげられる。交通機関は国鉄京都から宮津線天橋立まで所要時間2時間30分で、世屋高原までは天橋立からさらに自動車で40分要する。道路事情の悪いことが半島開発のネック

世屋高原の位置と概要図



ケとなっていたが、昭和55年半島縦貫林道の開通によって開発の可能性が高まった。

丹後半島では一市6町にわたって2400haの地域で国営農地造成事業が昭和50年頃から行われており、基幹となる稲作に加えて、畑作や牧畜など経営の多角化と戸当たりの経営面積の拡大による農業基盤の整備にとりくんできたが、世屋地区では水源がとぼしいことから、地域振興の主眼を農業から観光開発へと切り替えた。主として地元の青年層が中心となって開発協議会をつくり、

4年がかりで青写真をまとめ、その実現について市に協力を求めたところ、折から市にあっても観光を主体とした地域振興策を検討中であり、昭和56年「拠点観光地の整備計画等に係る調査」を実施し、世屋高原地区を含む市内5地区について開発の基本方針をまとめた。その中で、世屋高原地区開発の基本方針として、丹後半島の高原性レクリエーション地域と位置づけ、家族旅行村を核として、近接する観光拠点とのネットワーク化を図ることとしている。その上で具体的な事業計画として、①丹後半島一周道路と丹後縦貫林道を連絡する道路の整備、②家族旅行村を中心とする高原地帯のハイキング道整備、③家族旅行村の機能を補完するペンション村の導入、④世屋地区の地場産品の活用などが掲げられている。

2 家族旅行村

家族旅行村は、運輸省所管の観光レクリエーション地区整備事業のうち中規模のものをいう。この事業は、国民が恵まれた自然の中で手軽に利用できる健全な観光レクリエーション活動の場を確保するとともに、併せて地域の振興に資することを目的として、環境の保全に配慮しつつ整備するものである。事業の実施に当たっては、地方公共団体が主体となって整備を行い、基盤的施設の整備に対しては国が補助することになっている。このうち大規模なものは、主として大都市に生活する住民を対象としており、面積約 500ha、収容人員約 5万人（1日最大）が標準で、昭和48年度から整備が進められている。中規模のもの（家族旅行村）は、主として家族旅行に対処した施設整備をねらいとするもので、面積約 50ha、収容人員約 5千人（1日最大）を標準規模としている。家族旅行村は昭和53年度から整備が始まり、昭和59年度末までに26地区が指定を受け、10地区が整備を終え供用中である。世屋高原地区は開発計画の実施に当って、この制度を活用することとし、昭和56年度指定を受け、今年4月、全国13番目の施設として供用開始した。（表一1参照）

表-1 観光レクリエーション地区整備状況 (60年3月末現在)

名 称	区 分	所 在 地	指 定 年	備 考
群馬県武尊山地区	大規模	利根郡水上町、片品村、川場村	48	供用中
岡山県奥津地区	"	苫田郡奥津町、鏡野町、上原村、眞庭郡中和村	48	"
和歌山県煙樹海岸地区	"	日高郡日高町、美浜町	49	"
徳島県阿南海岸地区	"	海部郡海部町、海南町	50	"
富山県立山山麓地区	中規模	上新川郡大山町	53	"
大分県安心院地区	"	宇佐郡安心院町	53	"
秋田県秋田市仁別地区	"	秋田市	54	"
福島県高湯地区	"	福島市	54	"
島根県奥出雲地区	"	飯石郡掛合町	54	"
岩手県岩洞湖地区	"	岩手郡玉山村	54	"
茨城県常北地区	"	東茨城郡常北町	54	"
青森県東八甲田地区	"	上北郡七戸町	55	"
長野県飯綱東山麓地区	"	上水内郡牟礼村	55	"
愛媛県久万高原地区	"	上浮穴郡久万町	55	"
北海道東積丹・古平海岸地区	"	古平郡古平町	56	整備完了
石川県能登島地区	"	鹿島郡能登島町	56	"
京都府丹後半島世屋高原地区	"	宮津市	56	"
宮崎県日豊海岸・須美江地区	"	延岡市	56	"
鹿児島県北薩あづま地区	"	出水郡東町	56	"
岩手県陸中海岸船越地区	"	下閉伊郡山田町	57	整備中
山形県鳥海高原地区	"	飽海郡八幡町	57	"
兵庫県家島地区	"	飾磨郡家島町	57	"
岡山県吉備高原建部地区	"	御津郡建部町	57	"
山口県秋吉台地区	"	美祢郡秋芳町	57	"
栃木県塩原地区	"	塩谷郡塩原町	58	"
福井県和泉前坂地区	"	大野郡和泉村	58	"
広島県吉和地区	"	佐伯郡吉和村	58	"
北海道岐登牛地区	"	上川郡東川町	59	"
熊本県延用地区	"	下益郡延用町	59	"
大分県鯛生地区	"	日田郡中津江村	59	"

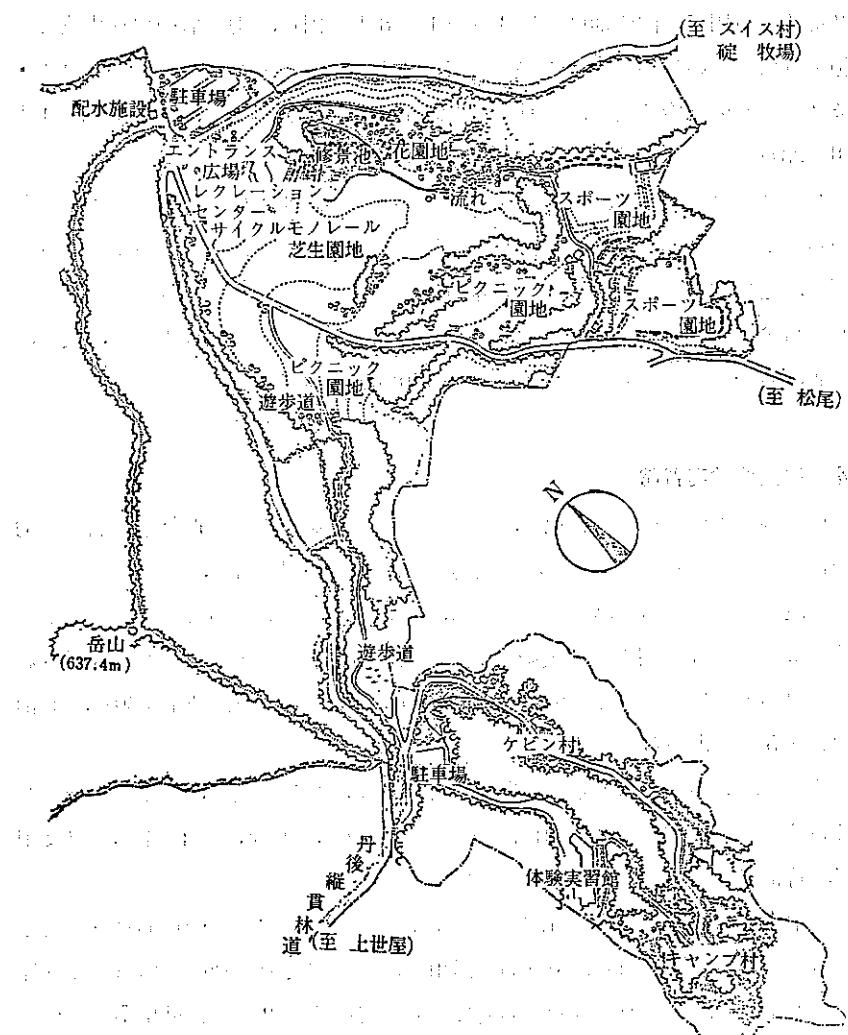
(注) 運輸省国際運輸・観光局資料による。

3 施設のあらまし

地区面積は 91haで、ピクニック緑地、キャンプ場、遊歩道、レクリエーション

世屋高原家族旅行村

図一 世屋高原家族旅行村計画平面図



ヨンセンターなどの施設を整備している。全体事業費8億6千万円のうち、国庫補助の対象となるのはピクニック緑地、給水施設、遊歩道、キャンプ場等の2億4千万円で（国庫補助金は3分の1の8千万円），他は府の単独事業で実施された。このほか、遊戯施設として、（財）日本宝くじ協会からサイクリ・モノレールの寄贈を受け、（財）日本観光開発財団からケビン（貸別荘、4人用、33m²）の貸与を受けている。（図一1参照）

ピクニック緑地には、ソフトボールやゲートボール等様々なスポーツが楽しめるスポーツ園地、樹林地を生かして散策やピクニックが楽しめるピクニック園地、芝生園地、花園地などが整備されている。レクリエーションセンターは旅行村全体のメインセンターとしての機能を持つもので、管理事務室、食堂、売店、研修室を備えている。駐車場は150台が収容できる。

4 農業体験実習館

世屋高原家族旅行村の特色は、同地域内に宿泊施設として農林水産省の補助を得て、体験実習館を建設し、旅行村と一体的に管理運営し、レクリエーション施設としての魅力を高めるとともに、経営の効率化を図っていることである。この施設は、同地区で実施された農業構造改善事業の一環として建設された。事業主体は宮津市で総事業費1億9300万円のうち国庫補助金が50%，府補助金が5%を占める。

その他、同事業を適用して遊歩道、体験教室、野外緑地広場などが整備されている。体験実習館では宿泊機能のほか、藤布織、和紙、そば打ち、ワラ細工、竹細工などの実習教室を行っている。

農水省所管の農業振興を目的とする事業であるが、単にその目的だけに終らることなく、観光開発に積極的に活用し、さらにそれを運輸省所管の家族旅行村と組合せ、地域の総合的な開発に役立てている。2つの補助事業を有機的に結びつけることによって相乗効果をあげている点で、関係者の創意工夫が高く評価されよう。

この宮津市の例に限らず、事業の多面的な活用と有機的な結合によって複合

的効果の発揮をめざすことは、今後ますます重要になろう。農業構造改善事業を観光開発にうまく活用している例としては、神戸市の農業公園がある。これは、石畳の中庭を中心とし、ワイン工場、レストラン、ホテル、農業体験実習館、管理棟などの施設を配し、それらを回廊で結んだもので、施設整備に当って工場館、ワイン熟成館、体験実習館の3施設に農構事業の適用を受け、国庫補助金を導入している。さらにそれに加えてワイン・ミュージアム、レストラン、バーベキュー広場、野外ステージなどを整備し、全体として市民が広く楽しめる公園の機能を発揮している。

5 施設経営状況

世屋高原の体験実習館は昭和59年から利用が始まったが、初年度約1000人の利用があり、648万円の収入を得たものの、収支は150万円の赤字であった。今年度は10月末までに1,898人の利用があり973万円の収入を得、これまでのところ220万円の黒字である。

一方、家族旅行村のオープン以来の利用状況は表一2のとおりで、11月末までの入場者数は54,392人である。オープン直後のゴールデンウィークを含む5月と夏休み盛期の8月の利用が多い。976万円の収入に対して支出した経費は824万円で、これまでのところ152万円の黒字となっているが、今後の支出見込を含む決算見込は280万円の赤字である。これは、冬期は利用できなくなるが、その間も電気代、人件費など維持管理のための最低限の費用は必要となるためである。利用率をみると食堂22%，サイクルモノレール41%，ケビン26%などが比較的高く、収入割合でもそれぞれ38%，34%，21%を占めているが、研修室やキャンプ場の利用率は低い。

6 家族旅行村の効果

家族旅行村は単に施設の経営収支のみでは計れない様々な効果を地元にもたらしている。

① まず、住民の雇用機会の増加である。常勤の職員は旅行村センターに2

表-2 施設利用状況

(単位:人, 千円, %)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	累計	収入割合
食 堂	人 数	1,257	3,868	1,504	843	3,073	782	1,024	12,351	38
	収 入	348	1,128	440	239	958	234	319	3,666	
サイクル モバレール	人 数	2,428	7,370	2,482	1,050	6,182	1,364	1,460	22,336	34
	収 入	364	1,106	372	157	927	205	219	3,350	
研修室	人 数	—	90	90	—	60	30	30	300	0.2
	収 入	—	5	6	—	6	2	2	20	
自転車	人 数	139	387	165	80	289	100	98	1,258	2.7
	収 入	42	88	33	16	58	20	20	276	
スポーツ 用具	人 数	20	100	20	40	20	40	60	300	0.1
	収 入	1	4	1	2	1	—	3	12	
キャンプ場	人 数	—	144	183	645	1,411	93	199	2,675	4
	収 入	—	12	13	151	205	14	13	413	
ケビン	人 数	20	40	16	228	408	76	24	812	21
	収 入	50	100	40	570	1,020	190	60	2,030	
収入合計		807	2,442	907	1,136	3,175	664	634	9,766	100

人、宿泊施設に2人であるが、他に繁閑に応じて地元のパートタイマーが数人従事している。

② 多数の旅行客が訪れるによるPR効果も大きい。センターの売店で山菜加工品やみやげ品などの即売を行っているが、その金額もかなりの額にのぼり、地域住民の所得向上に貢献している。この地区では藤布、丹後焼、世屋みそ、世屋そばなどの特産品があるが、これらの地場産品を育成する上で旅行村の開設は大きなインパクトを与えるものであり、また農業生産の面でも今後換金作物栽培が広がるものと期待される。

③ 観光の面でも、既に旅行村建設が契機となって、周辺地域でペンション、

レストハウス、牧場などの整備が始まることで、波及効果が広がっており、多様な観光資源がこの地区に集積しつつある。観光客の多様なニーズに応え得るという魅力によって集客力が高まり、観光客の増加がさらに観光開発を促進するといったことが期待される。

7 今後の課題

今後の課題としては、冬期は積雪のため閉鎖せざるをえない状況にあるが、管理コストはかかるため、運営上かなり不効率である。また凍結被害等、補修費負担もかなり見込んでおかなければならない。こうした立地条件から、対策としては春・夏の稼動率向上に努めることである。このため現在、今夏利用率の高かったケビン3棟の増設と、レクリエーション施設としての魅力向上のためテニスコートの整備を進めているところである。また、旅行村を舞台にイベントの展開による旅行客誘致も企画しているが、その際大切なことは、住民も参加しともに楽しめるものをめざすことである。そうすることで、地域の施設としての価値が一層高まるであろう。さらに、この施設は青少年を対象とした社会教育的機能も併せもつものであり、小・中学生の野外活動の場としても好適である。これらの教育機関への利用の働きかけも今後力を入れていくことが望まれる。

旅行村の経営はようやく軌道に乗り始めたといえるが、今後これを地域の資産としてどう活用していくか、そして地域振興はどう結びつけていくか、宮津市をはじめ地域の青年たちが真剣に取組むべき課題はまだまだ大きい。最も重要なことは、地域の独自性をいかした魅力を発掘し創造していく、不断の創意工夫であるといえよう。

神戸観光白書 Vol. 6

一観光の経済効果一

神戸市経済局

以下は、神戸市経済局発行の神戸観光白書 Vol.6 から第2部神戸観光の経済効果を抜粋して掲載したものである。表の一部を割愛した。

第1章 概 説

第1節 はじめに

経済社会の成熟にともない、情報やサービスに対する需要が高まっている現在、観光消費が地域経済の活性化に果たす役割は、ますます大きなものとなってきている。

このため、観光資源の整備充実、観光客の誘致運動の推進、受入体制の整備が進められているが、その効果的な推進には、観光の経済効果の把握が重要なものとなってくる。

しかしながら、この経済効果についての研究は、資料の未整備、産業連関分析等の手法が理解しにくいこと、集計及び計算の複雑なことなどの理由で、あまり進んでいない。

今回は、神戸市市長総局調査統計課、総務局電子計算課の協力を得て、神戸観光の経済効果を推計・分析した。

一口に「観光の経済効果」といっても、様々なものがある。例えば、観光客の直接消費効果は言うまでもなく、観光施設等の建設に伴う投資効果や、観光客の消費や観光業者の投資が税収入に及ぼす影響もあれば、観光施設等の建設・整備による雇用促進効果、地場・ファッショニ産業の振興効果なども考えられる。今回の調査は、観光客の消費が市内産業に対しどのような生産誘発効果を及ぼしたか、また、雇用にはどのような影響を与えたかを、産業連関分析の手法を用いて推計・分析した。

第2章 昭和59年観光消費額

第1節 概 説

観光の経済効果を推計するにあたって、基礎となるのは観光客が、宿泊費・交通費・飲食費等、観光に伴って支出する金額の総計「観光消費額」である。この「観光消費額」が、後で推計・分析する観光の経済効果の当初需要額にあたる。

第2節 観光消費額の調査・推計

1 調査方法

観光客の消費額を推計するため、アンケート調査を実施した。

- (1) 調査日時 昭和59年11月2日(金)・3日(土) 午前9時～午後5時
- (2) 調査方法 調査員による聴き取り調査
- (3) 主要調査項目 ①宿泊費 ②交通費 ③飲食費 ④買物費 ⑤施設利用費
- (4) サンプル数 1,600(16地点×100)

2 観光消費額の推計

＜表3-1＞が、上記の調査結果である。

調査結果によると、1人あたりの観光消費額は遠距離客が26,000円、近距離客が6,710円となっている。この額にそれぞれ入込客数を乗じたものが観光消費額で、遠距離客が1,095億円、近距離客945億円となり、合計で2,040億円となる。平均の1人あたり消費額は11,150円となっている。

入込客数でみると、遠距離客数は近距離客数の約1/3であるが、消費額では遠距離客の消費額が近距離客の消費額を上まわっている。

次に年次別に観光消費額の推移を見たものが、＜表3-2＞である。

＜表3-2＞ 観光消費額の動向(年次別)

年 項目 客別	57年			58年			59年		
	消費額 億円	入込 客数 万人	前年比 増減率 %	消費額 億円	入込 客数 万人	前年比 増減率 %	消費額 億円	入込 客数 万人	前年比 増減率 %
遠距離客	916	402	△13.7	997	409	8.8	1,095	421	9.8
近距離客	780	1,272	23.8	865	1,371	10.9	945	1,409	9.2
合計	1,696	1,675	0.2	1,862	1,780	9.8	2,040	1,830	9.6

＜表3-3＞ 観光消費額の動向(1人あたり消費額)

年 項目 客別	57年			58年			59年		
	1人 あたり 消費額 円	前年比 増減率 %	1人 あたり 消費額 円	前年比 増減率 %	1人 あたり 消費額 円	前年比 増減率 %	1人 あたり 消費額 円	前年比 増減率 %	1人 あたり 消費額 円
遠距離客	22,800	△1.7	24,300	6.6	26,000	7.0			
近距離客	6,130	△1.1	6,310	2.9	6,710	6.3			
合計	10,100	△12.2	10,500	4.0	11,150	6.2			

59年の観光消費額2,040億円は、58年の1,862億円と比較すると、9.6%の伸びを示しており、かなりの伸びを示している。

次に1人あたりの観光消費額を年次別に見ると、58年が平均で10,500円であったが、59年では11,150円となり、6.2%の伸びになっている。

<表3-4>は、観光消費額2,040億円を5項目に分けて示したものである。宿泊費の算定にあたっては、調査の結果

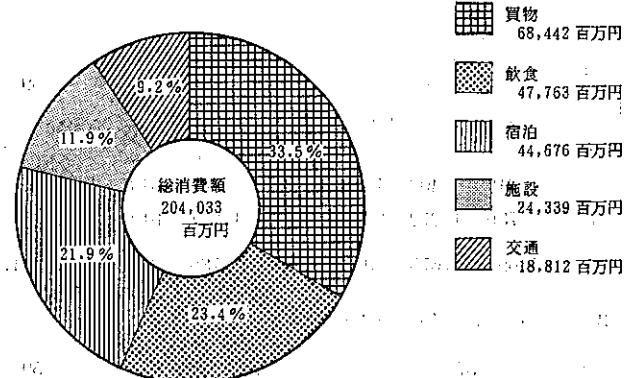
- ① 神戸宿泊者比率 29.9%
- ② 有料施設利用率 88.5%
- ③ 神戸宿泊者1泊宿泊費 9,226円 となっており、

$$\text{宿泊費} = \text{①} \times \text{②} \times \text{③} \times 18,300\text{千人} = 44,676\text{百万円} \text{ となっている。}$$

<表3-5> 観光消費額の内訳 (百万円)

項目	宿泊費	交通費	飲食費	買物費	施設利用費	総消費額
消費額	44,676	18,812	47,763	68,442	24,339	204,033
構成比	22	9	23	34	12	100 %

(図3-1) 観光消費額の内訳



第3章 観光の経済効果

第1節 概 説

観光客の観光地でモノやサービスに対する支出が、地域の生産額、さらには地域の所得や雇用機会をどの程度増大させるかということを計量的に分析するのが本章の目的である。

観光活動は、さまざまな影響を与える。たとえば、産業の振興、雇用機会の確保、税収の増加、資源の消費、行財政負担の増大などをあげることができる。

今回は、産業の振興、雇用機会の確保などの観光活動による経済効果面を抱えるものとした。

観光活動の経済効果は、次のように考えることができる。観光客は、宿泊費、交通費、飲食費、買物費、施設利用費を支出する。

これは、直接的にはこれを提供する産業の生産活動を拡大させる。この産業の生産活動の拡大は、さらにそこで使用される原材料の調達を通じて関連産業の生産を促す。このように観光客の消費は、産業間の相互依存関係を経由して、生産の波及効果をもたらす。そして、この生産の波及過程において労働力に対する需要が生まれ、雇用が創出される。また雇用者の給与等として、家計に入った所得は、家計消費支出にまわされる。その消費支出の増加は企業の生産を更に誘発する。

今回は、昭和59年の市内観光活動を対象としてその経済効果を産業連関分析によって計測した。

産業連関分析の内容については後述するが、産業連関分析を一言で説明すれば、「産業連関表を用いて、ある与えられた最終需要を満たすように各産業は、どの程度の生産を行わなければならないかを計算する」ものである。この結果、ある最終需要が及ぼす生産誘発効果を計算することができる。なお、産業連関表としては「昭和55年神戸市産業連関表」を使用する。

(1) 経済効果推計の対象および推計の全体フロー

① 経済効果推計の対象

今回の経済効果分析の対象としては、観光客が市内で支出する宿泊費、交通費、飲食費、買物費、施設利用費を考える。ここで施設利用は、観光・レジャー・娯楽施設等の入場料・入園料、遊具利用料等を含んでいる。このように、分析対象を神戸市内で消費されたものに限定しており、神戸市外での消費は、分析対象から除いている。たとえば、神戸市外居住の観光客が市外で支出する交通費については、分析対象としている。

② 経済効果推計の全体フロー

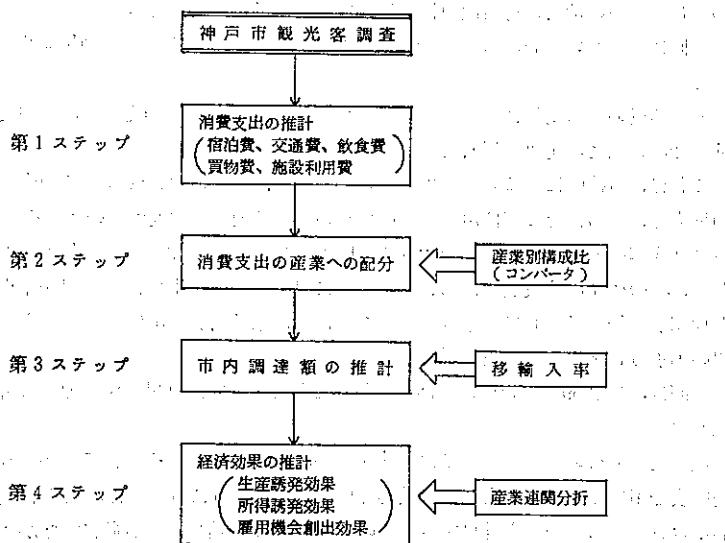
観光活動の経済効果を把握する全体フローは(図3-2)のとおりである。

- 1) 観光客の市内における消費支出の規模を推計する。
- 2) 推計した消費支出を産業連関表の産業部門に配分する。
- 3) 産業別需要に対して、市域内から調達される額を推計する。
- 4) 産業連関分析によって、観光客の消費の経済効果を推計する。

なお、第1ステップである消費支出の推計については、来神観光客に対して実施したアンケート調査の結果を基にしている。

観光客の消費支出をまず、宿泊費、交通費、飲食費、買物費、施設利用費の5つに分類

(図3-2) 経済効果推計の全体フロー



する。

さらに交通費に関しては、国鉄・私鉄、地下鉄、路線バス、観光バス、ポートライナー、タクシー、ケーブル、ロープウェイに細分し、また買物に関しては、パン・菓子、神戸肉、酒、加工食品、衣料、靴・バッグ、貴金属品、家具、その他に細分し、各消費項目ごとに消費支出の推計を行っている。

次に、第2ステップでは消費支出を産業部門に配分しており、これは、産業連関分析を行うために必要な作業である。配分する方法としてはコンバータ方式を採用した。コンバータ方式とは、消費支出額を産業別構成比（コンバータ）により配分する方法であり、今回の調査では産業別構成比を「昭和55年神戸市産業連関表（164部門表・29部門表）」から求めた。その構成比を用いて配分した結果が表3-6（省略）である。

第3ステップは、市内産業からの調達額を求めるものである。観光客の消費支出による各産業に対する需要は、神戸市内の産業によってすべてまかなわれるのではなく、その一部は市外の産業からの移輸入によってまかなわれる。このため、市内産業からの調達率について、昭和55年神戸市産業連関表から求める。

第4ステップでは、産業連関分析によって観光客の消費支出が産業連関的な波及構造を通じてもたらす生産の誘発効果を計測するほか、生産誘発効果に対応して発生する所得誘発効果、雇用機会創出効果も計測する。

なお、産業連関分析に用いる産業連関表の年次は、昭和55年であるため、最終需要とし

て与える消費支出額の価格表示を、デフレータによって昭和59年価格から55年価格に変換した。また、後に産業連関分析によって推計される55年価格表示の生産誘発額、所得誘発額をデフレータによって59年価格表示に変換した。使用したデフレータは、総合卸売物価指数、消費者物価指数、国民所得デフレータ等である。

(2) 経済効果推計方法の考え方

経済効果の推計方法について、その基本的な考え方を述べる。

まず、地域産業連関表の市内生産額を需要側面からみると、中間需要、最終需要、地域外からの移輸入の3つの部分から構成されている。中間需要は生産を行うための原材料として使用された財、サービスを意味する。最終需要は、市内最終需要と移輸出とに大別でき、さらに市内最終需要は、家計消費支出とそれ以外とに大別することができる。

以上をまとめると次式のようになる。

市内生産額 = 中間需要 + 家計消費支出 + 家計消費支出以外の市内最終需要
+ 移輸出 - 移輸入 —— ①

ここで、中間需要、家計消費支出、移輸入を市内生産額により表わし、これを①式に代入して、さらに市内生産額について解くと、②式が得られる。

$$\text{市内生産額} = A \times \text{家計消費支出以外の市内最終需要} + B \times \text{移輸出} \quad \dots \text{②}$$

(A, Bは、①式を解く過程で求められる数値である。A, Bの具体的な内容については、ここでは説明を省く。)

この②式を用いることにより、外生的に与えられた市内最終需要または移輸出を満たすために各産業が生産しなければならない量（市内生産額）を求めることができる。

このような産業連関分析の考え方を用いれば、観光客の消費支出を最終需要として与えることによって、その生産誘発効果を計測することができる。また、所得誘発効果については、誘発生産額に所得率（生産額に占める所得の割合）を乗じることによって得られるし、雇用創出効果は誘発生産額に労働係数（労働者数を生産額で除したもの）を乗じることによって求められる。

なお、所得率については産業連関表から得られ、労働係数の値は産業連関表の生産額、国勢調査結果と事務所統計調査結果の市内就業者数によって求められる。また今回の分析で用いた昭和55年神戸市産業連関表の特徴は<表3-7>(省略)に示すように29部門からなる地域内競争移入型であるといえる。

＜表3-8＞ 神戸市内観光の経済効果

第2節 経済効果の推計結果

昭和59年観光消費額 2,040億円から誘発される経済効果を示したものが表3-8である。

観光消費額 2,040億円から、 1,038億円の生産額が説明され、 金生産額では 3,078

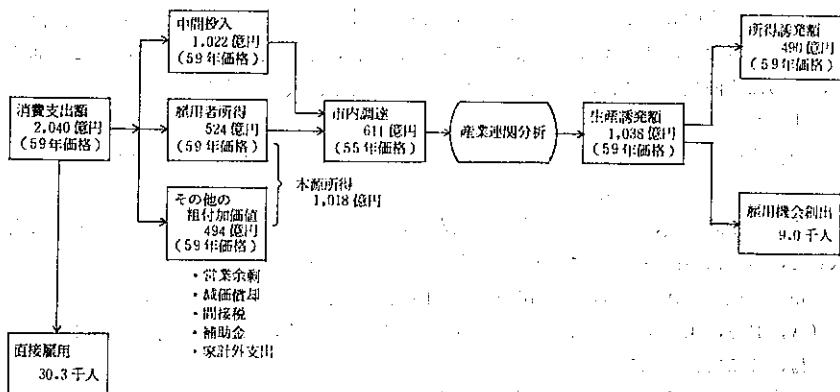
	生産額	所得	雇用
当初需要分	億円 2,040	億円 1,018	千人 30
誘発分	1,038	490	9
合計	3,078	1,508	39

億円となっている。

所得についてみると、当初需要による所得が1,018億円、誘発された所得が490億円で、合計1,508億円の所得が発生している。

雇用については、当初需要による雇用が30千人、誘発された雇用が9千人で合計39千人の雇用機会が創出されている。

(図3-3) 神戸市内観光の経済効果(全体図)



以下、生産、所得、雇用別に誘発効果をみてゆく。

(1) 生産誘発額

全支出項目の合計2,040億円によって誘発される生産額は表3-8に示すように1,038億円である。

これに直接消費額2,040億円を加えた全生産額は、3,078億円となり、これは直接消費額の1.51倍にあたる。これは、ポートピア'81を開催したときに実施した関連消費支出の生産波及効果調査で得られた数値とほぼ等しいものである。

表3-9は、誘发生産額1,038億円を産業別にみたものである。「サービス業」「港湾以外の運輸通信業」を中心とする第3次産業が全体の67%を占め、第3次産業以外では、「その他の食料」、「繊維・衣服」の割合が大きくなっている。

直接消費額と生産誘発分を加えた全生産誘発額は3,078億円となり、観光が神戸経済の主要産業の1つになっていることがわかる。

(2) 所得誘発効果

生産誘発過程において誘発される所得額は490億円と推計される。当初需要による所得額1,018億円と合計すると1,508億円の所得が発生している。

表3-10は、産業別に所得の誘発額を表したものである。産業別内訳をみると、

<表3-9> 産業別生産誘発効果

(単位:百万円, 59年価格)

	合計	宿泊費	交通費	飲食費	買物費	施設利用費
直接消費額	204,033	44,676	18,812	47,763	68,442	24,339
誘発分合計	103,766	23,434	9,765	25,954	35,094	9,519
農林業	1,902	248	81	306	389	67
精穀・製粉	2,660	511	53	1,185	867	45
その他の食料	16,131	3,520	1,042	5,243	5,505	822
織維・衣服	5,837	1,017	447	963	3,054	354
建設業	2,178	402	543	317	508	407
電気・ガス・水道業	8,206	2,135	1,259	2,164	1,736	912
商業業	8,346	2,076	297	2,767	2,744	462
金融・保険	6,869	1,965	1,472	792	1,913	726
不動産業	5,315	1,829	354	1,103	1,320	708
港湾以外の運輸通信	12,586	3,111	931	2,963	4,340	1,241
サービス業	19,371	3,948	2,182	4,341	6,348	2,552
合計	307,799	68,110	28,577	73,717	103,536	33,858

(注) 四捨五入誤差のため、各項目値の合計と合計値が一致しない場合がある。

<表3-10> 産業別所得誘発額

(単位:百万円, 59年価格)

	合計	宿泊費	交通費	飲食費	買物費	施設利用費
本源所得	101,776	23,043	11,727	22,231	28,043	16,732
誘発分合計	49,016	11,815	5,120	11,518	15,662	4,901
その他の食料	4,647	1,015	300	1,510	1,585	237
織維・衣服	2,083	362	159	344	1,090	127
電気・ガス・水道業	4,834	1,258	741	1,275	1,023	536
商業業	5,958	1,483	212	1,975	1,959	329
金融・保険	5,720	1,637	1,226	659	1,594	604
不動産業	4,363	1,502	290	906	1,085	581
港湾以外の運輸通信	5,929	1,466	439	1,395	2,045	585
サービス業	10,646	2,169	1,200	2,386	3,489	1,401
合計	150,792	34,858	16,847	33,749	43,705	21,633

(注) 四捨五入誤差のため、各項目値の合計と合計値が一致しない場合がある。

第3次産業が圧倒的に多く、全体の79%を占めている。

ちなみに、全所得誘発額 1,508億円が市民所得に占める割合を求めてみると、昭和59年の市内総生産額は4兆400億円と推計されるから、約4%にあたる。(ただし、市民所得のデータは昭和57年度までしか公表されていないため、国民総支出の増加率を乗じて推計した。)

(3) 雇用機会創出効果

生産波及過程において新たに創出される雇用者数は、<表3-11>に示すように、約9千人と推計される。産業別内訳をみると、第3次産業が全体の81.2%と大半を占めている。また農林業は、生産面、所得面と比べると、その雇用機会創出効果は大きくなっている。これは、農林業の労働生産性が他産業に比べて低いためである。

この雇用機会創出数に直接雇用者数(3万人)を加えた全雇用創出数は約3万9千人となる。

この観光によってもたらされる全雇用機会創出効果は、市内就業者総数64万8千人(昭和57年値)の約6%にあたる。

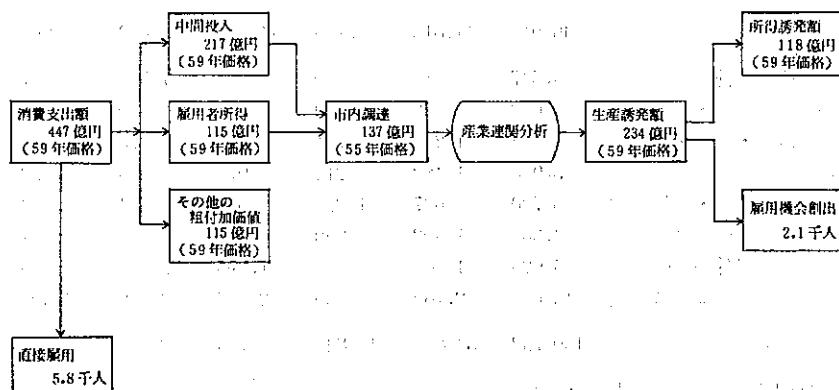
<表3-11> 産業別雇用機会創出効果 (人)

	宿泊費	市内交通	飲食費	買物費	施設利用費	合計
直接雇用	5,800	1,900	11,700	8,500	2,400	30,300
誘発分	2,100	800	2,300	3,100	800	9,000
合計	7,900	2,700	14,000	11,600	3,200	39,300

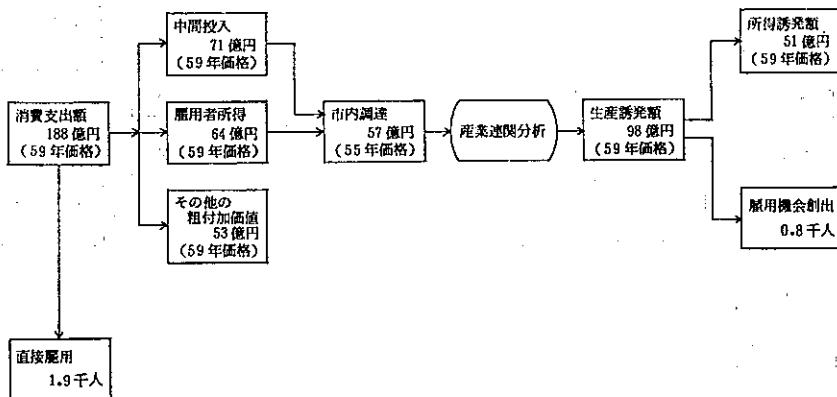
(注) 四捨五入誤差のため、各項目値の合計と合計値が一致しない場合がある。

・支出項目別経済波及効果

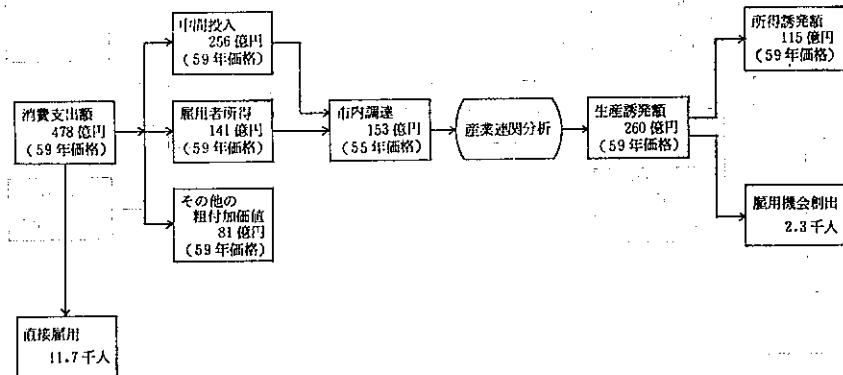
(図3-4) 宿泊費



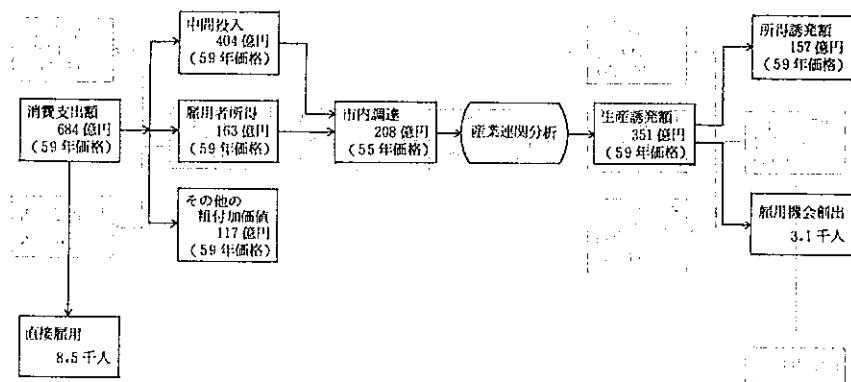
(図3-5) 交通費



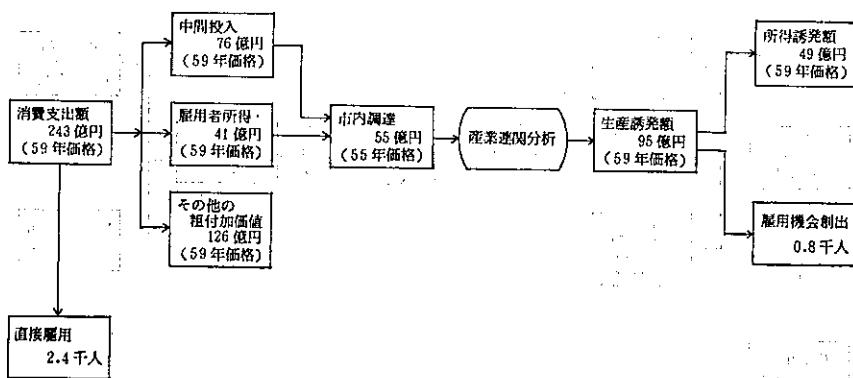
(図3-6) 飲食費



(図3-7) 買物費



(図3-8) 施設利用費



新刊紹介

都市と人工地盤 法制官僚の時代 地域社会と政治文化 戦後期の地方自治 ニューヨーク市の危機と変貌

■都市と人工地盤—その意味と導入手法—
近年、我が国でも駅前の再開発や住宅地の計画等で人工地盤が取り入れられるケースが目立っている。しかし人工地盤の導入にあたっては実践的手法が確立されているわけではなく、試行錯誤のうえ、その場その場の創意工夫、法制度の拡大解釈等によって実現にこぎつけているのが現状である。

人工地盤に関する研究は欧米をはじめ我が国でも盛んに行われてきた。しかしそれらは体系化されたものではなく、人工地盤の定義そのものもあいまいである。

そのような中で著者は、研究の体系化、人工地盤導入の実践的手法の確立の必要を認め、その前段階として、研究の系譜化を試み、人工地盤の概念・役割、法制度内の位置づけ等についての整理を行っている。本書の意義はまさにこの人工地盤の捉え方の整理にあると言えよう。

著者は人工地盤を建築用地としてだけではなく、オープンスペース、ペデストリアンデッキ・スカイウェイといった街路、建物が群として集合しているような複合建築物まで含めた広い意味で捉えている。また人工地盤の概念を「都市生活の基盤として土地と同様な利用価値を備え、物理的にも社会的にも半永久的な耐久性をもつ公共

のための構造物」と定義し、物理的意味、生活的意味、構造的意味、精神的意味の4点から、都市をよりよくする装置としての人工地盤の意味を分析している。人工地盤を「新たな都市生活環境を生み出す極めて人工の加工度が高い装置空間」と捉えるのが著者の考え方であり、人工地盤に対する著者の強い期待が分析の随所にうかがえる。

また著者は人工地盤の本来のイメージを「土地と同様の権利関係を備え、さらに都市機能上あるいは生活環境面で必要な施設を内包する基盤として都市を立体的に活用する姿」とし、都市の核をつくる、都市を秩序づける、土地の有効利用を図る、の3点を基本的な意味として捉え、現在の広義の人工地盤を、本来の人工地盤への過渡的な存在と位置づけている。

法制度面からみても現在は過渡的な状況にあると言える。既存の人工地盤は現行法の拡大解釈等によって法的に何らかの形で位置づけが行われている。著者はそれらを整理することによって、今後的人工地盤と法制度との関係を考える足場を築こうとしている。加えて我が国における区分地上権等の事例を分析し、アメリカにおける空中権も含めて今後の人工地盤導入の拡大の可能性を探ろうとしている。ただ現行法との

関係については関連法令及び事例にコメントをそえるにとどまり、空中権については紹介におわり今後的人工地盤の発展の方向性についてふれられなかつたことは惜まれるところである。

また本書では人工地盤のプラス面にばかり目が向けられている。確かに様々な都市問題を解決する手法として人工地盤は有効である。だが人工地盤の導入は、その規模が大きいため周辺に大きな環境の変化をもたらす。それが人工地盤のプラス面である一方マイナスに作用する危険も秘めている。今後はプラス面ばかりでなくマイナス面にも目を向けた研究が必要である。

先にもふれたように、現在は人工地盤の過渡期にあり、実践的手法、法制度の確立等残された課題が多い、今後研究を進めるにあたり本書は重要な意味をもとう。加えて本書はコンパクトにまとめられ、また事例も豊富にとりあげられており、実際に人工地盤の導入を検討する際の参考書として、また人工地盤を学習する際の入門書としても活用できよう。

本書は著者の数年来にわたる研究の総括であり、著者の人工地盤にかける熱意が伝わってくる。本書に続く今後の活躍が期待される。

(花輪恒著
鹿島出版会 2,700円)

■法制官僚の時代

明治維新の変革から明治憲法体制の構築に至るまでの期間は、誰しもが透徹した見通しの持てない、混迷と試行錯誤の時代であった。どのような国を模範とし、どのよ

うな理論に依拠して国家の設計を行うべきなのか。憲法をめぐって、熾烈な理論闘争が闘かわれたのである。様々な思想家達の理論に、政治抗争と結びつきながら、あるいは弾圧され、あるいは統治の用具として利用されていった。それとともに、思想家達の運命も、あるいは不遇のうちに零死、夭折し、あるいは政府部内で、外的には栄達を極めた。模範國・準拠理論の選択を模索していた明治前期は、「知」が現実的な大きな力を持ち得た時代であった。「國家の設計と知の歴程」と副題された本書は、外国の制度を継受して、新しい国家の設計を行わざるを得なかった明治前期の知識人とその理論の運命を扱ったものであり、「西欧の衝撃によって開国して以来一世紀余を経た近代日本の知と政治の歩みをその出発点に立ち帰って考察し、新たな歩みの糧とする」ことを目的としている。

維新後の日本において、模範國となつたのはフランス、イギリス、そしてドイツであった。政府はこれらの国々に留学生を送りこむとともに、生ける「準拠理論」としてお雇い外国人を招いた。フランスは政治の国であり、階級闘争が徹底的に闘かれた国（マルクス）であるが、この国に学んだのは、井上毅、中江兆民らであった。同じくフランス学の修得を出発点としながら、その後の井上と兆民の歩みは対照的であった。兆民はルソーなどの急進主義の理論を吸収し、自由民権運動左派のイデオローグとなる。一方の井上はフランス学からドイツ学へと転じ、明治憲法体制のイデオローグになるのである。著者は、この二人が離れているようでいて、意外に近い距離

(知識人というメダルの裏表のような)に
あったのではないかとする「井上毅君較(や)
や考ふることを知れり、則ち今や亡し」
(兆民『一年有半』)の言は単なる追憶以
上の意味を持っていよう。イギリス学に学
んだ代表的な人物は小野梓であり、馬場辰
猪であったが、馬場は急進主義の方向に傾
き、小野は立憲君主制をモデルとする漸進
主義を探り大隈に近づいた。明治14年政變
は、伊藤などの薩長閥と大隈との抗争には
違いないが、その根底には井上毅と小野ら
との知と知の抗争があったとする著者の指
摘は、はなはだ興味深いものがある。ドイ
ツ学は天皇制絶対主義に最も妥当すると看
做されたものであるが、井上毅は遍歴の後
にドイツ学に到達し、その隆盛のために様
々の手を打った。明治憲法も、地方制度
も、その他の制度もドイツ学派の手で仕上
げられていったのである。

本書は、従来の個別化した学の枠を破っ
て、明治前期の知的状況を再構成したもの
である。膨大な資料を駆使しながら、丹念に
知の制度化を追っている。考えてみると、知
の人々には幸福な時代ではなかったのではないか
と、馬場はアメリカに客死し、小野は夭折し、兆民もその意を得なかった。
井上でさえ身を誤ったと自評している。彼
らが失望とルサンチマンのうちに死んだの
は事実であるが、百年を経て彼らの思想は
なお光芒を放っているのである。

(山室信一著
木鐸社刊 4,000円)

■地域社会と政治文化

—市民自治をめぐる自治体と住民—
昭和40年代、自治はまさに沸騰した。東
京、横浜をはじめとする革新自治体がもて
はやされ、環境問題を中心に住民運動は大
きな盛り上りを見せた。しかしながら、50
年代、自治は低迷した。各自治体内の個々
の現象でみるかぎり、住民運動は根づき、
激しさはないものの着実な歩みを進めたか
に見える。しかしながら、一方で、政治情勢
は“保守回帰”的相をみせている。

世界の政治情勢は海外に目を向ければ、
レーガン、サッチャー政権に代表される保
守化、反面、ミッテラン政権、みどりの党
に代表される革新化と2つの潮流が存在す
る。

わが国としてもこの世界的流れの例外で
はないはずであるが、前者のうねりはあっ
ても後者のうねりが浪打つまでに到ってい
ない。

本書は、その要因を高度成長がもたらし
た社会構造の変化に迄立ち戻り、そこに発
生した文化構造の変化に着目して、政治構
造を解明しようとしている。そこに仮説を
設定し、それを証明する事により、解明を
図ろうとする。

すなわち、高度成長により、農村から都
市への人口の移動が生じたが、結果とし
て、日本の集団主義の原型の一つであった
地縁・血縁中心のむら型地域集団を破壊し
て来た。そのアクションとして、集団か
らほうり出された諸個人が住民運動を展開
し、権利意識に目覚めた市民運動とさえな
った。この運動は日本の集団主義と異った
新たな共同性に基づく新たな集団主義の方

向を生み出しつつあった。しかしながら、日本の集団主義は、日本の産業主義、政治体制の基礎をなし、この新たな流れは、体制の基礎を崩す異質の方向であった。経済の低成長への転換に伴い、産業構造変換、国民合意体系の形成に体制側は“地方の時代”を旗がしらとして上からの管理体制を確立していく。三全総、コミュニティ政策の再生、都市経営論がそれである。

これへの対流は、市民政府の成立であり、それは、労働者の生活防衛の運動であり、政治の平面における市民自治を実現しようとする市民運動である。そして市民政府は形式的にせよ自治の原則が認められる自治体において、当面この実態を見出すと考えている。

このため、社会構造、意識構造、政治構造の3侧面から市民自治の萌芽を模索することが本書の狙いである。

実際的な検討を本書は、埼玉県上尾市と茨城県下館市という2地域をとらえ、両市民の思考と行動を規定する論理をライフスタイルと政治文化がひびきあうという観点に着目しながら探って行く。

上尾市は工業都市としての性格をもちつつ、人口の約4%を団地住民が占める典型的首都近郊のベッドタウンであり、いわゆる“団地都市”である。他方、下館市は上尾市と対象的に就業人口の約4%を農業人口が占める地方都市、いわば“田園都市”的色彩を濃厚に持つ都市であり、前者はいわゆる社会構造変化をみた都市類型として、また後者は、日本の集団主義の残る類型として、比較検討を加える。

テーマとしてのライフスタイルは、上尾

市民が相対的に積極的で反主流な生き方を選択し、下館市民の多くは「ほどほど」積極的で主流的と予想の解を得ているが、政党支持という政治的平面では弁別する程の規定力を持っていない。つまり、ライフスタイルの変化が市民自治形成に向けての回路となり得るかもしれないが、それが十分に示されていない。しかしながら、ライフスタイルと政治文化の関係では上尾市は「流動的」であり、下館市は日本の政治文化を保持する結果となって、両者がひびきあうものであると結論づけている。これらの検討結果から、市民自治の可能性について、市民形成、集団自治形成、市民自治形成の3つの問題提起がなされている。

本書は、6年に亘る長い調査であり、市民へのアンケートという、具体的対象を足場にした膨大な調査の要約であり、非常な労作である。

唯、仮説を際立たせるために、無理に論を進めている点もある。1つは都市経営論を上からの管理的手段ときめつけているが、むしろ民主主義、参加による自治そのものとしての都市経営論も存在しており、概念についての論評が不足する。また、アンケートでは、住民運動における部分で、誘導的ではないかという危惧を抱くが、アンケート実施前にかなりな事前調査が実施されているはずであり、説明の不足といえるのではなかろうか。加えて、問題提起において、具体的方向が示されておれば、自治にとって、なお示唆に富んだものとなっただろう。

(守屋孝彦・古城 利明編著)
（有信堂高文社 2,900円）

戦後期の地方自治

高度成長期には、各地で革新自治体が誕生し、“草の根の民主主義”が花開いたが、安定成長期を迎へ、財政健全化に向けて行政改革が強力に進められる中で、地方政治は再び保守化の方向へ大きく傾斜している。なぜ革新勢力は革新自治を定着させたのか。その弱さは、戦後の労働組合運動や革新政党の政治活動が地方自治を舞台とする地域社会に住民レベルの主体性と批判力を培いえなかったところにあるのではないか。さかのばれば、敗戦によって本格的な地方自治制度がわが国に導入されてから、30年頃に新体制がかたまるまでのいわば地方自治の揺らん期にその遠因が求められる。

本書はそうした問題意識に立って、“戦後期”的GHQによる改革の過程で労働組合や、革新政党が何を考え、どのような行動をとったかを明らかにしようとするものである。地方自治の確立と変容を制度論としてではなく政治学の視点から見直すものである。その際特に、地方自治に関する“事件”を素材に取り上げ、その過程を追う中で集団や大衆の果した役割を明らかにし、問題点を抽出することをねらった点に本書の特色がある。

本書でとりあげられた“事件”としては、①地方制度改革と革新知事誕生、②電気ガス税の軌跡と自主課税権、③教育委員会の創設とケリー旋風、④公安条例と自治体警察の崩壊など12項目に亘るが、その中には今日まで議論の対象とされる問題も含まれている。

第3章「地方制度改革と革新知事誕生」

では、昭和22年4月に地方自治法の公布に合わせて知事公選制が導入された地方選挙で、4名の社会党知事や11名の共産党町村長が誕生したエピソードが紹介されている。特に、都道府県知事選挙では、前、元官選知事が28名当選したのは、GHQによる内務省解体に対して内務官僚たちが、失地回復に乗り出した結果であるが、一方、北海道、長野、徳島、福岡の4道県では社会党知事を誕生させた。これは、各種労働団体の結束の上に社会・共産両党の共闘によって実現したものであり、保守対革新の対立構図が中央対地方の争点構図をとった例とみることができる。

しかし、これらはいずれも長続きしなかった。その原因としては、革新知事であっても住民に直接公選された代表である以上、まず住民自身の和害に基本視線を向けるということである。革新政党のイデオロギーのみに従って行政運営はできない。その点を十分理解せず、集団利害の代弁者とみなした点が誤りで、革新政党間の党派的対立や、住民の利害をまとめあげ政策化する努力の欠如がせっかくの革新知事を盛りたてていくことができなかつたと、著者は指摘する。

また、戦後の極端な財政窮迫下で各自治体が競って新税源さがしに狂奔していた中で、神奈川県をはじめ、各地で住民が大衆課税に反対して電気ガス税の廃止を求める直接請求運動を起した結果、23年の地方自治法の第2次改正によって、自治法第12条と第74条の括弧書をもって税関係事項への直接請求権が排除されるに至ったエピソードが紹介されている。ここで争点とされ

たのは、地方自治権の柱をなす自主課税権であるが、この問題はその後、30年をへだててさらに形をかえて、地方税に対する国の非課税措置が自治体の自主課税権を侵害し違憲であるとして大牟田訴訟で争われることとなり、今日にまでつながりをもつている。

本書でとりあげられたテーマは戦後期に発生した問題に限られているが今日の地方自治のあり方を考える上で、多くの示唆に富むものである。

(佐藤俊一著)
緑風出版 2500円

■ニューヨーク市の危機と変貌

ニューヨーク市は1975年春、破産といつてもよいほどの財政危機に見まわれた。

当初はニューヨーク市の財政運営の放慢さ、国と地方の財政関係の欠陥、すなわち、大都市問題に伴う財政需要の増大に対し、租税の大部分が連邦、州に吸い上げられ、他方で連邦、州の大都市への援助の貧困なことが危機の原因と指摘された。しかし、やがて財政危機の背後に大都市経済の衰退、特に産業構造のソフト化、国際化といわれる転形現象に対して、社会資本、雇用や公共サービスがミス・マッチング現象を引き起こしていることなどが指摘されるようになった。

特に、ニューヨーク市の場合は、経済基盤の構造転換に目を向けねばならないと本書では述べている。すなわち、中心都市にある製造業の急激な減少、都市人口の新たな「過剰」によるサービス需要の増大、都市空間の事務所機能とサービス機能への再

配置である。

第二次大戦が終った時、ニューヨークは製造業に従事する都市であった。しかし1950年には、製造業の雇用は、有給雇用の30%を占めていたが、1980年までに、それは15%になっていた。都市のエリートは製造業を厄介物として取扱ってきたのである。ニューヨーク市的一部に都市衰退のシンボルとなってしまったサウスブロンクスがある。このような衰退した地区をつくりだしたのは、ニューヨークや古い都市全体から製造業の職場が大量に流出したことである。

また重要なことは、成長の利益の配分方法が根本的に変化したことである。富裕法人の設備近代化や事務所建設は、労働者には実質賃金の低下、重税と公共サービスの低下をもたらした。そして、私的資本に対して税制上の刺激やインフラストラクチャ投資を与えることによって、自らを危機に陥れるよう金を注ぎこんだ。

それは貧困者の便益を図るのではなく、富裕者に資するものであった。結果的に、市長はワシントンとの対応に失敗し、銀行との闘いにも敗れ、民主的自治能力を喪失し、資本家グループに屈服することとなつた。

きれいになったマンハッタンに比べて、サウスブロンクスの荒廃はいつ回復するのか。外国資本と関連するサービス業の繁栄に対して、地場産業特に都市型工業は依然として衰退を続けている。財政は回復したというが、依然として汚なく、保線のされていない地下鉄、補修が遅れている何百という危険な橋やトンネル、全く未整備の下

水処理場の建設をどうするのか。こうした社会資本の更新が課題となっている。

本書は、ニューヨーク市の危機と再生という相反した状況をつらぬく政治経済の共通し、一貫した論理をあざやかに描いている。我々は、危機を過大評価しては間違うが、再生を錯覚してもいけない。両者をつらぬいて、国際的な産業構造の転形が進み、そこから種々の矛盾した現象が行われていることを客観的に認識することが大切で、タブ教授はそのことを鋭く指摘している。

タブ教授によれば、一方で国際金融のメック、国際観光の中心地そしてジェントリフィケーション（中産階級化）のマンハッタンの繁栄の物語であるが、他方で公共交通サービスから切り捨てられ、失業の渦の中にいる低所得の少数民族の住民と、荒廃したサウスブロンクスに代表されるラムのニ

ヨーヨー物語が存在するのである。今の大都市の状況は、「二都物語」という概念につきると思われる。

ニューヨーク市をはじめ、先進工業国の大都市圏にみられる衰退一再生現象がすべて日本に適応できるものではないが、日本の都市問題を考える場合、大いに示唆を与えてくれる良書であると思われる。

筆者は述べている。『ある人々がいうように、ニューヨーク市が「死んだ」とは思わない。そうでなく、大多数の貧困者や労働者を排除し、地方政府の費用負担を削減する試みがなされている転換期のただ中にあると思う。この努力が成功するとしたら、企業首都としてのニューヨーク市の将来は明るいものだとと言えよう。』

ウイアム・タブ著 法律文化社
宮本憲一監訳 横田茂 佐々木雅幸 1,800円

卷之三

卷之三

Ergonomics (2003)

編 集 後 記

余暇行政は今日、地方自治体の重要な行政分野のひとつであり、市民の多様なニーズに応えて施設の整備も行なっていかなければならないが、運営費負担も自治体にとってかなりのものになっている。余暇施設の効果的運営システムの開発が大きな課題であるといえよう。そのような視点から今回は、公営余暇施設の経営を特集のテーマとしてとり上げた。

まずははじめに、自治体と余暇施設のあり方を甲南大学の高寄教授に、余暇施設の配置について神戸大学の安田講師にまとめて頂き、次いで、実例として、神戸市におけるホテル、農業公園、ゴルフ場の経営について、また兵庫県の大規模保養施設グリーンピア三木についてそれぞれ御紹介頂いた。

今年度、当研究所においてユニークな地域経営活動・研究を表彰する（財）神戸都市問題研究所・宮崎賞を設け、11月12日に表彰式と記念のシンポジウムを行ったが、今号には、受賞者の山形県西川町と長野県野沢温泉村の実践報告、シンポジウムでの日本経済新聞社亀地氏の講演内容を掲載している。

本誌が今後こうした地域経営活動の情報交流の場として大いに活用されることを期待している。

都市政策バックナンバー

- 第32号 特集 都市と住宅 1983年7月1日発行
- 第33号 特集 コンベンション都市政策 1983年10月1日発行
- 第34号 特集 総合福祉施設の将来像 1984年1月1日発行
- 第35号 特集 都市形成史 1984年4月1日発行
- 第36号 特集 都市とスポーツ 1984年7月1日発行
- 第37号 特集 自治体と国際交流 1984年10月1日発行
- 第38号 特集 港湾経営の政策課題 1985年1月1日発行
- 第39号 特集 自治体OAシステム 1985年4月1日発行
- 第40号 特集 自治体とニューメディア 1985年7月1日発行
- 第41号 特集 都市と産業振興 1985年10月5日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。
予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季 刊 都 市 政 策

第42号

- 印 刷 昭和60年12月25日 発 行 昭和61年1月1日
発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 高 寄 昇 三
〒 651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984
- 発売元 劲 草 書 房
〒 112 東京都文京区後楽2の23の15
振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861
- 印 刷 田中印刷出版株式会社

行政情報の新しい地平を拓く

「月刊地方自治ジャーナル」

B5判 96頁 定価 800円 (税込55円)

編集発行

〒112 東京都文京区小石川2-3-4 川田ビル

TEL 03-811-5701 (株)公人の友社

'86

年 1月号

特集

ことものための地域づくり

地域教育

を見直す

△分

析▽

△事例報告▽

教育振興の実践的な活動

放送大学助教授 岡崎 友典

岩手県 種市町

△論考▽

地域社会の教育力の復権

埼玉大学講師 佐藤 郡衛

ルボルタージュ

五党相乗り現職が敗れた鎌倉市長選舞台裏

朝日新聞記者 長谷 正遠

△月号

85年 12月号 特集 脱「お役所仕事」／(事務改善の今後)

85年 11月号 特集 研究・地域経済

85年 10月号 特集 住民登録拒否発言の周辺

12月号

特集 「指紋押捺問題と自治体・その後」

△集中討論▽ 報告&討論

△第1部 「5・14通達」の法的検討と自治

と変わらざりしもの

自治体革新のための月刊創造と交流

地方自治通信

第2部 再度浮上するか「告発」問題
自治体からの新たな視点

田中 宏 (愛知県立大学)
神長 熊 (青山学院大学)
新美 隆 (弁護士)
自治体職員A

司会・江橋 崇 (法政大学)
指紋押捺問題・この一年の動き
△連載▽
行政改革と政治過程
神原 勝

逐条

（地方公務員法を初めて読む人から実務者、学生まで）
この一冊で地方公務員法のすべてが学べる
内 容構成

地方公務員法解説

A5判・三五二頁 定価：500円

編著

小島和夫

（参議院次官委員会調査室）

監修

著者

神戸都市問題研究所出版案内

■ 都市政策論集

- | | | |
|------|-----------------|----------|
| ☆第1集 | 消費者問題の理論と実践 | 定価 1700円 |
| ☆第2集 | 都市経営の理論と実践 | 定価 1500円 |
| ☆第3集 | コミュニティ行政の理論と実践 | 定価 1700円 |
| ☆第4集 | 都市づくりの理論と実践 | 定価 1900円 |
| ☆第5集 | 広報・広聴の理論と実践 | 定価 1800円 |
| ☆第6集 | 公共料金の理論と実践 | 定価 2200円 |
| ☆第7集 | 経済開発の理論と実践 | 定価 1700円 |
| ☆第8集 | 自治体OAシステムの理論と実践 | 定価 2000円 |
| ☆第9集 | 交通経営の理論と実践 | 定価 2000円 |

■ 都市研究報告

- | | | |
|------|--------------------------|----------|
| ☆第3号 | 公共投資の効果に関する
実証的分析 | 定価 4000円 |
| ☆第5号 | インナーシティ再生の
ための政策ビジョン | 定価 3000円 |
| ☆第6号 | 神戸／海上文化都市への構図 | 定価 3500円 |
| ☆第7号 | 神戸・コンベンション都市への
政策ビジョン | 定価 4000円 |
| ☆第8号 | 集合住宅管理の課題と展望 | 定価 2000円 |
| ☆第9号 | 地方自治体へのOAシステム導入 | 定価 5000円 |

* ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

勁草書房

季刊 都市政策 第42号 ISBN4-326-96066-3 C3331 ¥550円
発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽2の23の15 定価 550円
振替東京 5-175253 電03-814-6861